【表紙】

【提出書類】	**訂正発行登録書**
【提出先】	**関東財務局長**
【提出日】	**令和４年９月６日**
【会社名】	**エイチエスビーシー・ホールディングス・ピーエルシー** (HSBC Holdings plc)
【代表者の役職氏名】	**グループ最高財務責任者　イーウェン・スティーブンソン** (Ewen Stevenson, Group Chief Financial Officer) **グループ会社秘書役兼チーフ・ガバナンス・オフィサー** **アイリーン・テイラー** (Aileen Taylor, Group Company Secretary and Chief Governance Officer)
【本店の所在の場所】	**連合王国E14 5HQロンドン市カナダ・スクエア８** (8 Canada Square, London E14 5HQ, U.K.)
【代理人の氏名又は名称】	**弁護士　　芦　澤　千　尋**
【代理人の住所又は所在地】	**東京都千代田区丸の内１丁目１番１号パレスビル３階** **クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業**
【電話番号】	03-6632-6600
【事務連絡者氏名】	**弁護士　　芦　澤　千　尋** **弁護士　　河　野　太　郎**
【連絡場所】	**東京都千代田区丸の内１丁目１番１号パレスビル３階** **クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業**
【電話番号】	03-6632-6600
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	**社債**

【発行登録書の内容】

提出日	**令和４年５月２日**
効力発生日	**令和４年５月12日**
有効期限	**令和６年５月11日**
発行登録番号	**４-外１**
発行予定額又は発行残高の上限	**発行予定額　１兆円**
発行可能額	**１兆円**

【効力停止期間】　**この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、令和４年９月６日（提出日）である。**

【提出理由】	**令和４年５月２日付発行登録書について、(a)一定の記載事項を追加し、（b）同発行登録書に記載の参照情報を訂正するため、本訂正発行登録書を提出するものである。 （訂正内容については以下を参照のこと。）**
【縦覧に供する場所】	**該当なし**

【訂正内容】

第一部　証券情報

（発行登録書の「第一部　証券情報」の見出しと「第１　募集要項」の見出しの間に、以下の記載が挿入される。）

＜エイチエスビーシー・ホールディングス・ピーエルシー期限前償還条項付円貨社債およびエイチエスビーシー・ホールディングス・ピーエルシー期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）に関する情報＞

第１　募集要項

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」または「発行登録追補書類」に記載する。

注：発行会社は以下に記載される引受人を共同主幹事会社として指名しており、期限前償還条項付円貨社債および/または期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）（以下「本社債」と総称し、本社債の社債権者を「本社債権者」という。）を単数または複数本立てで起債する予定である。一定の記載事項について、それぞれの回号ごとに異なる取扱いがなされる場合、または別々に記載した方が分かりやすいと思われる場合には、＜期限前償還条項付円貨社債＞および＜期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）＞の見出しの下にそれぞれの回号ごとに記載内容を分けて記載している。その場合、＜期限前償還条項付円貨社債＞および＜期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）＞の見出しの下に記載された「本社債」という用語は、それぞれの回号の本社債を指し、いずれかの回号に関する記述において他の箇所の記載内容に言及する場合は、当該回号に関する関連見出しの下に記載される内容を指す。それぞれの回号の記載内容に差異がない場合または一定事項を除き差異がない場合は、それぞれの回号に関する記載内容は共通のものとしてまとめ、かつ例外事項があればこれを示して記載している。まとめて記載した場合、これらの回号、それぞれの回号の社債権者、それぞれの回号の社債の要項、それぞれの回号にかかる財務代理人およびそれぞれの回号にかかる共同主幹事会社は単に、それぞれ「本社債」、「本社債権者」、「社債の要項」、「財務代理人」および「共同主幹事会社」と記載している。
実際に発行される本社債の内容が決定した場合、発行登録追補書類において、各本社債の情報が記載される。ただし、かかる情報が発行登録書（その後の訂正を含む。）に既に記載されている場合は省略される。また期限前償還条項付円貨社債または期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）のいずれかが実際には発行されない可能性がある。

１　社債（短期社債を除く。）の募集

＜期限前償還条項付円貨社債＞

銘　　柄	エイチエスビーシー・ホールディングス・ピーエルシー 第（未定）回期限前償還条項付円貨社債（2022）(注１)(注２)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	（未定）
各社債の金額	１億円	発行価額の総額	（未定）

発行価格	各社債の金額100円につき100円	利　　率（%）	年（未定）% 下記任意償還日の翌日以降の利率は、適用ある１年物日本円TONA東京スワップレート（10時）（下記「利息支払の方法－(3)(a)」に定義する。ただし、当該箇所の記載に従って年１回払いベースの年率から半年毎の年２回払いベースの年率に変換する。）および（未定）%（年率）の合計値に改定される。 下記「利息支払の方法」を参照のこと。
利払日	毎年（未定）月（未定）日 および（未定）月（未定）日 下記「利息支払の方法」を参照のこと。	任意償還日	（未定） 任意償還日（下記「償還の方法－(3)」に定義する。）は、償還期限の１年前の日に設定される。 下記「償還の方法－(3)」を参照のこと。
償還期限	（未定）年（未定）月（未定）日	募集の方法	一般募集
申込証拠金	な　　し	申込期間	2022年（未定）月（未定）日
払込期日	2022年（未定）月（未定）日 （以下「発行日」という。）	申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店および各支店

＜期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）＞

銘　　柄	エイチエスビーシー・ホールディングス・ピーエルシー 第（未定）回期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）（2022）(注１)(注２)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	（未定）
各社債の金額	１億円	発行価額の総額	（未定）

発行価格	各社債の金額100円につき100円	利　　率（%）	年（未定）% 下記任意償還日の翌日以降の利率は、適用ある５年物日本円TONA東京スワップレート（10時）（下記「利息支払の方法－(3)(a)」に定義する。ただし、当該箇所の記載に従って年１回払いベースの年率から半年毎の年２回払いベースの年率に変換する。）および（未定）%（年率）の合計値に改定される。 下記「利息支払の方法」を参照のこと。
利払日	毎年（未定）月（未定）日 および（未定）月（未定）日 下記「利息支払の方法」を参照のこと。	任意償還日	（未定） 任意償還日（下記「償還の方法－(3)」に定義する。）は、償還期限の５年前の日に設定される。 下記「償還の方法－(3)」を参照のこと。
償還期限	（未定）年（未定）月（未定）日	募集の方法	一般募集
申込証拠金	な　　し	申込期間	2022年（未定）月（未定）日
払込期日	2022年（未定）月（未定）日 （以下「発行日」という。）	申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店および各支店

＜共通事項＞

(注１) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

(注２) 本社債は、初回の利払日（下記「利息支払の方法」に定義する。）前にアイルランド証券取引所のグローバル・エクスチェンジ・マーケットに上場される予定である。下記「摘要－13 英国における課税」を参照のこと。

振替機関

名　　称	住　　所
株式会社証券保管振替機構 （以下「振替機関」という。）	東京都中央区日本橋兜町７番１号

(注)　振替機関には、主務大臣が振替法に従って指定する後継の振替機関を含むものとみなす。

公告の方法

本社債に関する一切の公告は、日本国の官報（もし可能であれば）ならびに東京都および大阪市において発行される時事に関する事項を掲載する日本語の日刊新聞紙上に各１回これを行う。本社債権者の各々に対

する直接の通知はこれを要しない。発行会社が行うべき当該公告は、発行会社の請求があった場合、発行会社の費用負担により、発行会社に代わって財務代理人（下記「財務代理人とその職務」に定義する。）がこれを行う。財務代理契約（下記「財務代理人とその職務」に定義する。）には、本社債の要項（以下「社債の要項」という。）に基づき必要な時は常に、発行会社は、財務代理人に対して、発行会社に代わってかかる公告を行うよう書面により請求すべき旨が定められる。

引　受　人

元引受契約を締結する金融商品取引業者 （以下「共同主幹事会社」と総称する。）		引受金額 （百万円）	元引受の条件
会　社　名	住　　所		
ＨＳＢＣ証券株式会社	東京都中央区日本橋 三丁目11番１号 ＨＳＢＣビルディング	共同主幹事会社が連帯して本社債の発行総額を引受けるので、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。	本社債の発行総額は、発行会社と共同主幹事会社との間で2022年（未定）月（未定）日に調印される元引受契約に従い共同主幹事会社により連帯して買取引受けされ、一般に募集される。左記以外の元引受の条件は未定である。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目９番１号		
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町 一丁目９番２号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町 一丁目５番１号 大手町ファーストスクエア		
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋 一丁目13番１号		
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内 三丁目３番１号		
合　　計		（未定）	

財務代理人とその職務

本社債について社債の管理会社は設置されない。

財務代理人・発行代理人兼支払代理人の名称	住　　所
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目１番２号

本社債に関する発行会社の財務代理人・発行代理人兼支払代理人（以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）は、株式会社三井住友銀行とする。財務代理人は、社債の要項、発行会社と財務代理人との間の2022年（未

定）月（未定）日付の財務代理・利率確認事務取扱契約証書（以下「財務代理契約」という。）ならびに振替機関業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。財務代理契約（社債の要項を含む。）の写しは、本社債の償還期日後１年が経過するまで財務代理人の本店に備置され、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

発行会社は、財務代理人を随時変更することができる。ただし、財務代理人は、後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が有効に選任されるまで（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）、在職する。かかる場合、発行会社は、財務代理人の変更を事前に本社債権者に対して公告する。

振替機関が発行会社に対して財務代理人の発行代理人または支払代理人としての指定を取消す旨の通知をなした場合、発行会社は、遅滞なく後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人を選任し（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）、その旨を本社債権者に対して公告する。

後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人は、かかる選任が有効とされる日をもって、あたかも社債の要項および財務代理契約において財務代理人・発行代理人兼支払代理人として記載されていたのと同様に、前任の財務代理人の地位を承継し、前任の財務代理人と代替し、社債の要項、財務代理契約および振替機関業務規程等に定める財務代理人の義務を履行し職務を行う。

利息支払の方法

＜期限前償還条項付円貨社債＞

(1)　本社債の利息は2022年（未定）月（未定）日（その日を含む。）からこれを付し、下記「償還の方法－(2)」、「償還の方法－(3)」、「償還の方法－(4)」または「償還の方法－(5)」に従って、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2023年（未定）月（未定）日に始まり満期日（下記「償還の方法－(1)」に定義する。）（その日を含む。）までの毎年（未定）月（未定）日および（未定）月（未定）日の２回（以下それぞれを「利払日」という。）、各々その日（その日を含む。）までの６か月分を日本円で後払いする。６か月以外の期間についての利息は、かかる期間中の実日数について、１年365日の日割計算により支払われる。

(2)　2022年（未定）月（未定）日（その日を含む。）から任意償還日（下記「償還の方法－(3)」に定義する。）（その日を含む。）までの期間中（ただし、下記「利息支払の方法－(7)」に従う。）、本社債の金額に対して年（未定）％の利率により利息が付される。

(3)　(a)　すべての本社債が任意償還日以前に償還または買入消却されていない限り、本社債の利率は、任意償還日の翌日に改定される。任意償還日の翌日（その日を含む。）から満期日（その日を含む。）までの期間（以下「改定後利率適用期間」という。）中（ただし、下記「利息支払の方法－(7)」に従う。）、本社債の利率は、改定後利率決定日（以下に定義する。）における１年物日本円TONA東京スワップレート（10時）（以下に定義する。）（年１回払いベースの年率から以下の算式により半年毎の年２回払いベースの年率に変換し、その結果を百分率表示した年率の小数第四位を切り上げる。）および（未定）％（年率）の合計値（以下「改定後利率」という。）とする。ただし、かかる改定後利率は０％を下回らない。

$$2 \times \left[\sqrt{1 + TONA\ TSR} - 1\right]$$

「*TONA TSR*」とは、改定後利率決定日における１年物日本円TONA東京スワップレート（10時）をいう。

「１年物日本円TONA東京スワップレート（10時）」とは、ベンチマーク管理者としてのRefinitiv Benchmark Services (UK) Limited（またはその承継管理者）（以下「リフィニティブ・ベンチマーク・サービシズ」という。）によって提供され、東京時間午前10時30分頃にリフィニティブ・スクリーン・ページのJPTSRTOA=RFTB（またはその承継ページ）（以下「リフィニティブ・スクリーン・ページ」という。）において公表され、東京スワップレート（TONA参照）として知られる、変動金利レグとして無担保コールオーバーナイト（O/N）物レート（以下「TONA」という。）を参照する円金利スワップ取引（期間１年）の東京時間午前10時頃のミッド・スワップ・レートをいう。ただし、１年物日本円TONA東京スワップレート（10時）が、当初の公表から１時間経過時点または該当するベンチマーク・メソドロジーにおいてリフィニティブ・ベンチマーク・サービシズによって指定される再公表期限（もしあれば）のいずれか遅い方の時点または期限内に、リフィニティブ・ベンチマーク・サービシズによって事後に修正および公表された場合、当該レートは、かかる修正に従う。

「営業日」とは、日本国東京都における銀行の営業日をいう。

「改定後利率決定日」とは、任意償還日の2営業日前の日をいう。

(b) 改定後利率決定日の東京時間午前10時30分頃に、１年物日本円TONA東京スワップレート（10時）が公表されない場合またはその他利用不能な場合には、インデックス停止開始日（以下に定義する。）が発生し、かつインデックス停止事由（以下に定義する。）のいずれかが発生していない限り、改定後利率決定日において適用ある１年物日本円TONA東京スワップレート（10時）は、１年物日本円TONA東京スワップレート（10時）がリフィニティブ・スクリーン・ページに公表された直前の営業日における、東京時間午前10時30分頃に公表された当該１年物日本円TONA東京スワップレート（10時）とする。

「インデックス停止事由」とは、以下のいずれかをいう。

(ⅰ) 日本銀行（または承継管理者）がTONAの提供を恒久的または無期限に停止したまたは停止する旨の、日本銀行（または承継管理者）による、またはそれのための正式声明または情報発表（ただし、かかる声明または発表の時点において、TONAの提供を継続する承継管理者がいない場合に限る。）

(ⅱ) TONAの承継管理者がTONAの提供を恒久的または無期限に停止したまたは停止する旨の、TONAの承継管理者に対する監督当局、日本銀行、TONAの承継管理者に対する管轄権を有する倒産手続当局、TONAの承継管理者に対する管轄権を有する破綻処理当局またはTONAの承継管理者に対して類似の倒産もしくは破綻処理権限を有する裁判所もしくは組織による正式声明または情報発表（ただし、かかる声明または発表の時点において、TONAの提供を継続する更なる承継管理者がいない場合に限る。）

(ⅲ) リフィニティブ・ベンチマーク・サービシズが１年物日本円TONA東京スワップレート（10時）の提供を恒久的または無期限に停止したまたは停止する旨の、リフィニティブ・ベンチマーク・サービシズによる、またはそれのための正式声明または情報発表（ただし、かかる声明または発表の時点において、１年物日本円TONA東京スワップレート（10時）の提供を継続する承継管理者がいない場合に限る。）

(ⅳ) リフィニティブ・ベンチマーク・サービシズが１年物日本円TONA東京スワップレート（10時）の提供を恒久的または無期限に停止したまたは停止する旨の、リフィニティブ・ベンチマーク・サービシズに対する監督当局、日本銀行、リフィニティブ・ベンチマーク・サービシズに対する管轄権を有する倒産手続当局、リフィニティブ・ベンチマーク・サービシズに対する管轄権を有する破綻処理当局またはリフィニティブ・ベンチマーク・サービシズに対

して類似の倒産もしくは破綻処理権限を有する裁判所もしくは組織による正式声明または情報発表（ただし、かかる声明または発表の時点において、１年物日本円TONA東京スワップレート（10時）の提供を継続する承継管理者がいない場合に限る。）

「インデックス停止開始日」とは、TONAおよび/または１年物日本円TONA東京スワップレート（10時）ならびにインデックス停止事由に関して、TONAおよび/または１年物日本円TONA東京スワップレート（10時）が、通常であれば提供されるはずであるにもかかわらず、提供されないこととなった最初の日をいう。

(c) TONAがある営業日において提供されず、TONAに関するインデックス停止開始日が発生し、かつインデックス停止事由として(ⅰ)および/または(ⅱ)に掲げるいずれかが発生している場合には、下記「利息支払の方法－(3)(d)」または下記「利息支払の方法－(3)(e)」が適用されない限り、かかる営業日およびその後の営業日について、インデックス停止開始日以後に到来する改定後利率決定日のための１年物日本円TONA東京スワップレート（10時）は、リフィニティブ・ベンチマーク・サービシズが提供する、変動金利レグとして日本円推奨金利（以下に定義する。）を参照する円金利スワップ取引（期間１年）のミッド・スワップ・レートで、１年物日本円TONA東京スワップレート（10時）を承継するミッド・スワップ・レートとして指定、指名または推奨されるもの（以下「承継１年物日本円東京スワップレート」という。）とする。

「日本円推奨金利」とは、TONAの代替を推奨する目的で日本銀行が公式に承認または招集した委員会によってTONAの代替として推奨される金利（スプレッドおよび調整を含む。）（かかる金利は日本銀行または他の管理者によって作成され得る。）で、かかる金利の管理者によって提供され、またはかかる金利の管理者（または承継管理者）によって提供されない場合には認定配信者によって公表されるものをいう。

(d) TONAに関するインデックス停止開始日が発生し、かつインデックス停止事由として(ⅰ)および/または(ⅱ)に掲げるいずれかが発生している場合で、承継１年物日本円東京スワップレートが存在するもののリフィニティブ・ベンチマーク・サービシズが改定後利率決定日の東京時間午前10時30分頃に承継１年物日本円東京スワップレートを公表しない（または承継１年物日本円東京スワップレートが利用不能である）場合には、承継１年物日本円東京スワップレート停止事由（以下に定義する。）のいずれかが発生しておらず、かつ下記「利息支払の方法－(3)(e)」が適用されない限り、改定後利率決定日における承継１年物日本円東京スワップレートは、直近に公表された承継１年物日本円東京スワップレートとする。

「承継１年物日本円東京スワップレート停止事由」とは、以下のいずれかをいう。

(ⅰ) リフィニティブ・ベンチマーク・サービシズが承継１年物日本円東京スワップレートの提供を恒久的または無期限に停止したまたは停止する旨の、リフィニティブ・ベンチマーク・サービシズによる、またはそれのための正式声明または情報発表（ただし、かかる声明または発表の時点において、承継１年物日本円東京スワップレートの提供を継続する承継管理者がいない場合に限る。）

(ⅱ) リフィニティブ・ベンチマーク・サービシズが承継１年物日本円東京スワップレートの提供を恒久的または無期限に停止したまたは停止する旨の、リフィニティブ・ベンチマーク・サービシズに対する監督当局、日本銀行、リフィニティブ・ベンチマーク・サービシズに対する管轄権を有する倒産手続当局、リフィニティブ・ベンチマーク・サービシズに対する管轄権を有する破綻処理当局またはリフィニティブ・ベンチマーク・サービシズに対して類似の倒産もしくは破綻処理権限を有する裁判所もしくは組織による正式声明または情報発表

（ただし、かかる声明または発表の時点において、承継１年物日本円東京スワップレートの提供を継続する承継管理者がいない場合に限る。）

(e) （ⅰ）改定後利率決定日において、TONAに関するインデックス停止開始日が発生し、かつインデックス停止事由として(ⅰ)および/または(ⅱ)に掲げるいずれかが発生している場合であるが、

(x) 日本円推奨金利が存在しない場合、もしくは

(y) 直近に公表された承継１年物日本円東京スワップレートが存在しない場合、もしくは

(z) 日本円推奨金利が存在するものの日本円推奨金利停止事由（以下に定義する。）がその後に発生している場合、

（ⅱ）１年物日本円TONA東京スワップレート（10時）に関するインデックス停止開始日が発生し、かつインデックス停止事由のいずれかが発生している場合、または

(ⅲ) 承継１年物日本円東京スワップレートが存在するものの承継１年物日本円東京スワップレート停止事由がその後に発生している場合には、

１年物日本円TONA東京スワップレート（10時）は、(x)TONAに関してインデックス停止事由が発生していない場合はTONAを、(y)TONAに関してインデックス停止事由が発生しているものの、日本円推奨金利が存在しており、日本円推奨金利停止事由が発生していない場合は日本円推奨金利を、または(z)その他の場合は代替する日本円リスクフリーレートを、変動金利レグとして参照する円金利スワップ取引（期間１年）のミッド・スワップ・レートとする。かかるミッド・スワップ・レート（以下「代替ミッド・スワップ・レート」という。）は、承継金利決定代理人（以下に定める。）が、当該レートが代替レートとしての代表性があると考えるに十分なだけの国際債券市場取引および店頭デリバティブ取引の業界標準を含めた一切の利用可能な情報を考慮のうえ、誠実に行為して決定する。承継金利決定代理人が代替ミッド・スワップ・レートにスプレッド調整（以下に定義する。）の適用がされなければならないと決定した場合、代替ミッド・スワップ・レートにスプレッド調整が適用される。承継金利決定代理人が、スプレッド調整の値またはスプレッド調整を決定するための算式もしくはメソドロジーを決定することができない場合、代替ミッド・スワップ・レートは、スプレッド調整を適用することなく、参照される。承継金利決定代理人が上記条項に従って代替ミッド・スワップ・レートおよび（適用ある場合）スプレッド調整を決定した場合、承継金利決定代理人は、円金利スワップ取引（期間１年）のミッド・スワップ・レートおよび/またはスプレッド調整についての市場慣習に従うため、社債の要項の変更（本社債についてのフォールバック・レートの決定方法を含むがこれに限らない。）を、定めることができる。適用ある法律により最大限許容される範囲内で、本「利息支払の方法－(3)(e)」に基づく代替ミッド・スワップ・レートの決定、スプレッド調整の適用および/または社債の要項の変更について、本社債権者の同意または社債権者集会による決議は、必要としない。本「利息支払の方法－(3)(e)」が適用される場合、発行会社は、改定後利率決定日以前に「承継金利決定代理人」を任命するための合理的な努力を尽くす。発行会社は、承継金利決定代理人によってなされるべき計算または決定について経験のある主要な金融機関であれば、自らの関係者その他の者を承継金利決定代理人として任命できる。本「利息支払の方法－(3)(e)」のいずれの規定にもかかわらず、承継金利決定代理人が決定した代替ミッド・スワップ・レートの適用、当該スプレッド調整の適用または社債の要項の変更によって、損失吸収規制（下記「償還の方法－(4)」に定義する。）における本社債の適格債務または損失吸収力のある証券としての適格性が害されることが合理的に予想されると発行会社が決定する場合には、かかる代替ミッド・スワップ・レートの適用、当該スプレッド調整の適用または社債の要項の変更は行われない。発行会社および承継金利決定代理人が誠実に行為し合理的な努力をしたにもか

かわらず、改定後利率決定日以前に、発行会社が承継金利決定代理人を任命できない場合または承継金利決定代理人が代替ミッド・スワップ・レートを決定できない場合、あるいは前文に基づき代替ミッド・スワップ・レートの適用が行われない場合、改定後利率決定日において適用ある１年物日本円TONA東京スワップレート（10時）は、１年物日本円TONA東京スワップレート（10時）がリフィニティブ・スクリーン・ページに公表された直前の営業日における、東京時間午前10時30分頃に公表された当該１年物日本円TONA東京スワップレート（10時）とする。発行会社は、かかる任命、１年物日本円TONA東京スワップレート（10時）の代替、TONAおよびリフィニティブ・ベンチマーク・サービシズの交替（もしあれば）、スプレッド調整ならびに社債の要項の変更について財務代理人に直ちに書面で通知し、その後実務上可能な限り速やかに本社債権者に対して公告する。

「スプレッド調整」とは、いずれの場合も代替ミッド・スワップ・レートに適用するスプレッド（正、負または零のいずれの可能性もある。）またはスプレッドを算定するための算式もしくはメソドロジーをいい、スプレッド、算式またはメソドロジーは、以下のいずれかのものをいう。

(ⅰ) １年物日本円TONA東京スワップレート（10時）または承継１年物日本円東京スワップレートの代替レートとして業界で認容されるレートにするために、当該代替ミッド・スワップ・レートに国際債券市場取引において慣行として適用されているものとして、承継金利決定代理人が、発行会社との協議の上、決定するスプレッド、算式またはメソドロジー

(ⅱ) （承継金利決定代理人が、１年物日本円TONA東京スワップレート（10時）または承継１年物日本円東京スワップレートに関して、上記(ⅰ)に定める慣行として適用されているスプレッドがないと決定した場合）１年物日本円TONA東京スワップレート（10時）または承継１年物日本円東京スワップレートが参照される店頭デリバティブ取引において、かかるスワップレートが代替ミッド・スワップ・レートによって代替されるときの業界標準として、認知または承認されているものとして、承継金利決定代理人が、発行会社との協議の上、決定するスプレッド、算式またはメソドロジー

「日本円推奨金利停止事由」とは、以下のいずれかをいう。

(ⅰ) 日本円推奨金利の管理者が日本円推奨金利の提供を恒久的または無期限に停止したまたは停止する旨の、日本円推奨金利の管理者による、またはそれのための正式声明または情報発表（ただし、かかる声明または発表の時点において、日本円推奨金利の提供を継続する承継管理者がいない場合に限る。）

(ⅱ) 日本円推奨金利の管理者が日本円推奨金利の提供を恒久的または無期限に停止したまたは停止する旨の、日本円推奨金利の管理者に対する監督当局、日本銀行、日本円推奨金利の管理者に対する管轄権を有する倒産手続当局、日本円推奨金利の管理者に対する管轄権を有する破綻処理当局または日本円推奨金利の管理者に対して類似の倒産もしくは破綻処理権限を有する裁判所もしくは組織による正式声明または情報発表（ただし、かかる声明または発表の時点において、日本円推奨金利の提供を継続する承継管理者がいない場合に限る。）

(4) 上記「利息支払の方法－(3)」に従った改定後利率の決定後、発行会社は、財務代理人に対し、当該改定後利率を書面により通知し、その後、改定後利率適用期間の開始日から５営業日以内に、財務代理人は、当該事項を、財務代理人の本店において、通常の営業時間中に本社債権者の閲覧に供する。かかる場合、公告は不要とする。

(5) 上記「利息支払の方法－(3)」に従って決定された改定後利率は、明白な誤りのある場合を除き、最終的なものであり、本社債権者を含む全当事者に対し拘束力を有する。

(6) 株式会社三井住友銀行は、日本国東京都の本店において、本社債にかかる発行会社の利率確認事務取扱者（以下「利率確認事務取扱者」という。）として職務を行う。財務代理契約に基づき、発行会社は、利率

確認事務取扱者に対し、利率（改定後利率を含むがこれに限定されない。）の確認、算出および決定に関する上記「利息支払の方法－(3)(a)」ないし上記「利息支払の方法－(3)(e)」に基づく発行会社の一切の義務（公告を行う義務を除く。）の履行を委任する。利率確認事務取扱者は、発行会社の代理人としてのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。本「利息支払の方法」に基づき発行会社が財務代理人に対して行うべき通知は、財務代理人が利率確認事務取扱者と同一の銀行である限りは、これを行うことを要しない。発行会社は、利率確認事務取扱者を随時変更することができる。ただし、利率確認事務取扱者は、後任の利率確認事務取扱者が有効に選任されるまで、在職する。かかる場合、発行会社は事前に利率確認事務取扱者の変更を公告する。

(7) 本社債の利息は、償還期日（その日を含まない。）後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、発行会社はその時点で未償還の本社債の元金額について償還期日（その日を含まない。）からかかる本社債の償還が実際に行われた日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、１年365日の日割計算により、任意償還日（その日を含む。）までは上記「利息支払の方法－(2)」に定める利率またそれ以降は改定後利率による経過利息を日本円で支払う。ただし、その期間は、振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する財務代理人（以下、かかる資格において行為する財務代理人を「支払代理人」という。）が、その受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者（以下「機構加入者」という。）に配分した日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が振替機関業務規程等により可能でない場合、当該期間は発行会社または財務代理人が下記「摘要－３ 支払い－(ハ)」に従って最後の公告を行った日から14日を超えない。

＜期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）＞

(1) 本社債の利息は2022年（未定）月（未定）日（その日を含む。）からこれを付し、下記「償還の方法－(2)」、「償還の方法－(3)」、「償還の方法－(4)」または「償還の方法－(5)」に従って、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2023年（未定）月（未定）日に始まり満期日（下記「償還の方法－(1)」に定義する。）（その日を含む。）までの毎年（未定）月（未定）日および（未定）月（未定）日の２回（以下それぞれを「利払日」という。）、各々その日（その日を含む。）までの６か月分を日本円で後払いする。６か月以外の期間についての利息は、かかる期間中の実日数について、１年365日の日割計算により支払われる。

(2) 2022年（未定）月（未定）日（その日を含む。）から任意償還日（下記「償還の方法－(3)」に定義する。）（その日を含む。）までの期間中（ただし、下記「利息支払の方法－(7)」に従う。）、本社債の金額に対して年（未定）％の利率により利息が付される。

(3) (a) すべての本社債が任意償還日以前に償還または買入消却されていない限り、本社債の利率は、任意償還日の翌日に改定される。任意償還日の翌日（その日を含む。）から満期日（その日を含む。）までの期間（以下「改定後利率適用期間」という。）中（ただし、下記「利息支払の方法－(7)」に従う。）、本社債の利率は、改定後利率決定日（以下に定義する。）における５年物日本円TONA東京スワップレート（10時）（以下に定義する。）（年１回払いベースの年率から以下の算式により半年毎の年２回払いベースの年率に変換し、その結果を百分率表示した年率の小数第四位を切り上げる。）および（未定）％（年率）の合計値（以下「改定後利率」という。）とする。ただし、かかる改定後利率は０％を下回らない。

$$2 \times \left[\sqrt{1 + TONA\ TSR} - 1\right]$$

「*TONA TSR*」とは、改定後利率決定日における５年物日本円TONA東京スワップレート（10時）をいう。

「５年物日本円TONA東京スワップレート（10時）」とは、ベンチマーク管理者としてのRefinitiv Benchmark Services (UK) Limited（またはその承継管理者）（以下「リフィニティブ・ベンチマーク・サービシズ」という。）によって提供され、東京時間午前10時30分頃にリフィニティブ・スクリーン・ページのJPTSRTOA=RFTB（またはその承継ページ）（以下「リフィニティブ・スクリーン・ページ」という。）において公表され、東京スワップレート（TONA参照）として知られる、変動金利レグとして無担保コールオーバーナイト（O/N）物レート（以下「TONA」という。）を参照する円金利スワップ取引（期間５年）の東京時間午前10時頃のミッド・スワップ・レートをいう。ただし、５年物日本円TONA東京スワップレート（10時）が、当初の公表から１時間経過時点または該当するベンチマーク・メソドロジーにおいてリフィニティブ・ベンチマーク・サービシズによって指定される再公表期限（もしあれば）のいずれか遅い方の時点または期限内に、リフィニティブ・ベンチマーク・サービシズによって事後に修正および公表された場合、当該レートは、かかる修正に従う。

「営業日」とは、日本国東京都における銀行の営業日をいう。

「改定後利率決定日」とは、任意償還日の2営業日前の日をいう。

(b) 改定後利率決定日の東京時間午前10時30分頃に、５年物日本円TONA東京スワップレート（10時）が公表されない場合またはその他利用不能な場合には、インデックス停止開始日（以下に定義する。）が発生し、かつインデックス停止事由（以下に定義する。）のいずれかが発生していない限り、改定後利率決定日において適用ある５年物日本円TONA東京スワップレート（10時）は、５年物日本円TONA東京スワップレート（10時）がリフィニティブ・スクリーン・ページに公表された直前の営業日における、東京時間午前10時30分頃に公表された当該５年物日本円TONA東京スワップレート（10時）とする。

「インデックス停止事由」とは、以下のいずれかをいう。

(ⅰ) 日本銀行（または承継管理者）がTONAの提供を恒久的または無期限に停止したまたは停止する旨の、日本銀行（または承継管理者）による、またはそれのための正式声明または情報発表（ただし、かかる声明または発表の時点において、TONAの提供を継続する承継管理者がいない場合に限る。）

(ⅱ) TONAの承継管理者がTONAの提供を恒久的または無期限に停止したまたは停止する旨の、TONAの承継管理者に対する監督当局、日本銀行、TONAの承継管理者に対する管轄権を有する倒産手続当局、TONAの承継管理者に対する管轄権を有する破綻処理当局またはTONAの承継管理者に対して類似の倒産もしくは破綻処理権限を有する裁判所もしくは組織による正式声明または情報発表（ただし、かかる声明または発表の時点において、TONAの提供を継続する更なる承継管理者がいない場合に限る。）

(ⅲ) リフィニティブ・ベンチマーク・サービシズが５年物日本円TONA東京スワップレート（10時）の提供を恒久的または無期限に停止したまたは停止する旨の、リフィニティブ・ベンチマーク・サービシズによる、またはそれのための正式声明または情報発表（ただし、かかる声明または発表の時点において、５年物日本円TONA東京スワップレート（10時）の提供を継続する承継管理者がいない場合に限る。）

(ⅳ) リフィニティブ・ベンチマーク・サービシズが５年物日本円TONA東京スワップレート（10時）の提供を恒久的または無期限に停止したまたは停止する旨の、リフィニティブ・ベンチマーク・サービシズに対する監督当局、日本銀行、リフィニティブ・ベンチマーク・サービ

シズに対する管轄権を有する倒産手続当局、リフィニティブ・ベンチマーク・サービシズに対する管轄権を有する破綻処理当局またはリフィニティブ・ベンチマーク・サービシズに対して類似の倒産もしくは破綻処理権限を有する裁判所もしくは組織による正式声明または情報発表（ただし、かかる声明または発表の時点において、５年物日本円TONA東京スワップレート（10時）の提供を継続する承継管理者がいない場合に限る。）

「インデックス停止開始日」とは、TONAおよび/または５年物日本円TONA東京スワップレート（10時）ならびにインデックス停止事由に関して、TONAおよび/または５年物日本円TONA東京スワップレート（10時）が、通常であれば提供されるはずであるにもかかわらず、提供されないこととなった最初の日をいう。

(c) TONAがある営業日において提供されず、TONAに関するインデックス停止開始日が発生し、かつインデックス停止事由として(ⅰ)および/または(ⅱ)に掲げるいずれかが発生している場合には、下記「利息支払の方法－(3)(d)」または下記「利息支払の方法－(3)(e)」が適用されない限り、かかる営業日およびその後の営業日について、インデックス停止開始日以後に到来する改定後利率決定日のための５年物日本円TONA東京スワップレート（10時）は、リフィニティブ・ベンチマーク・サービシズが提供する、変動金利レグとして日本円推奨金利（以下に定義する。）を参照する円金利スワップ取引（期間５年）のミッド・スワップ・レートで、５年物日本円TONA東京スワップレート（10時）を承継するミッド・スワップ・レートとして指定、指名または推奨されるもの（以下「承継５年物日本円東京スワップレート」という。）とする。

「日本円推奨金利」とは、TONAの代替を推奨する目的で日本銀行が公式に承認または招集した委員会によってTONAの代替として推奨される金利（スプレッドおよび調整を含む。）（かかる金利は日本銀行または他の管理者によって作成され得る。）で、かかる金利の管理者によって提供され、またはかかる金利の管理者（または承継管理者）によって提供されない場合には認定配信者によって公表されるものをいう。

(d) TONAに関するインデックス停止開始日が発生し、かつインデックス停止事由として(ⅰ)および/または(ⅱ)に掲げるいずれかが発生している場合で、承継５年物日本円東京スワップレートが存在するもののリフィニティブ・ベンチマーク・サービシズが改定後利率決定日の東京時間午前10時30分頃に承継５年物日本円東京スワップレートを公表しない（または承継５年物日本円東京スワップレートが利用不能である）場合には、承継５年物日本円東京スワップレート停止事由（以下に定義する。）のいずれかが発生しておらず、かつ下記「利息支払の方法－(3)(e)」が適用されない限り、改定後利率決定日における承継５年物日本円東京スワップレートは、直近に公表された承継５年物日本円東京スワップレートとする。

「承継５年物日本円東京スワップレート停止事由」とは、以下のいずれかをいう。

(ⅰ) リフィニティブ・ベンチマーク・サービシズが承継５年物日本円東京スワップレートの提供を恒久的または無期限に停止したまたは停止する旨の、リフィニティブ・ベンチマーク・サービシズによる、またはそれのための正式声明または情報発表（ただし、かかる声明または発表の時点において、承継５年物日本円東京スワップレートの提供を継続する承継管理者がいない場合に限る。）

(ⅱ) リフィニティブ・ベンチマーク・サービシズが承継５年物日本円東京スワップレートの提供を恒久的または無期限に停止したまたは停止する旨の、リフィニティブ・ベンチマーク・サービシズに対する監督当局、日本銀行、リフィニティブ・ベンチマーク・サービシズに対する管轄権を有する倒産手続当局、リフィニティブ・ベンチマーク・サービシズに対する管轄権を有する破綻処理当局またはリフィニティブ・ベンチマーク・サービシズに対して類似

の倒産もしくは破綻処理権限を有する裁判所もしくは組織による正式声明または情報発表（ただし、かかる声明または発表の時点において、承継５年物日本円東京スワップレートの提供を継続する承継管理者がいない場合に限る。）

(e) （ⅰ）改定後利率決定日において、TONAに関するインデックス停止開始日が発生し、かつインデックス停止事由として(ⅰ)および/または(ⅱ)に掲げるいずれかが発生している場合であるが、

(x) 日本円推奨金利が存在しない場合、もしくは

(y) 直近に公表された承継５年物日本円東京スワップレートが存在しない場合、もしくは

(z) 日本円推奨金利が存在するものの日本円推奨金利停止事由（以下に定義する。）がその後に発生している場合、

（ⅱ）５年物日本円TONA東京スワップレート（10時）に関するインデックス停止開始日が発生し、かつインデックス停止事由のいずれかが発生している場合、または

(ⅲ) 承継５年物日本円東京スワップレートが存在するものの承継５年物日本円東京スワップレート停止事由がその後に発生している場合には、

５年物日本円TONA東京スワップレート（10時）は、(x)TONAに関してインデックス停止事由が発生していない場合はTONAを、(y)TONAに関してインデックス停止事由が発生しているものの、日本円推奨金利が存在しており、日本円推奨金利停止事由が発生していない場合は日本円推奨金利を、または(z)その他の場合は代替する日本円リスクフリーレートを、変動金利レグとして参照する円金利スワップ取引（期間５年）のミッド・スワップ・レートとする。かかるミッド・スワップ・レート（以下「代替ミッド・スワップ・レート」という。）は、承継金利決定代理人（以下に定める。）が、当該レートが代替レートとしての代表性があると考えるに十分なだけの国際債券市場取引および店頭デリバティブ取引の業界標準を含めた一切の利用可能な情報を考慮のうえ、誠実に行為して決定する。承継金利決定代理人が代替ミッド・スワップ・レートにスプレッド調整（以下に定義する。）の適用がされなければならないと決定した場合、代替ミッド・スワップ・レートにスプレッド調整が適用される。承継金利決定代理人が、スプレッド調整の値またはスプレッド調整を決定するための算式もしくはメソドロジーを決定することができない場合、代替ミッド・スワップ・レートは、スプレッド調整を適用することなく、参照される。承継金利決定代理人が上記条項に従って代替ミッド・スワップ・レートおよび（適用ある場合）スプレッド調整を決定した場合、承継金利決定代理人は、円金利スワップ取引（期間５年）のミッド・スワップ・レートおよび/またはスプレッド調整についての市場慣習に従うため、社債の要項の変更（本社債についてのフォールバック・レートの決定方法を含むがこれに限らない。）を、定めることができる。適用ある法律により最大限許容される範囲内で、本「利息支払の方法－(3)(e)」に基づく代替ミッド・スワップ・レートの決定、スプレッド調整の適用および/または社債の要項の変更について、本社債権者の同意または社債権者集会による決議は、必要としない。本「利息支払の方法－(3)(e)」が適用される場合、発行会社は、改定後利率決定日以前に「承継金利決定代理人」を任命するための合理的な努力を尽くす。発行会社は、承継金利決定代理人によってなされるべき計算または決定について経験のある主要な金融機関であれば、自らの関係者その他の者を承継金利決定代理人として任命できる。本「利息支払の方法－(3)(e)」のいずれの規定にもかかわらず、承継金利決定代理人が決定した代替ミッド・スワップ・レートの適用、当該スプレッド調整の適用または社債の要項の変更によって、適用規則（下記「償還の方法－(6)」に定義する。）における本社債の自己資本証券としての適格性が害されることが合理的に予想されると発行会社が決定する場合には、かかる代替ミッド・スワップ・レートの適用、当該スプレッド調整の適用または社債の要項の変更は行われない。発行会社お

よび承継金利決定代理人が誠実に行為し合理的な努力をしたにもかかわらず、改定後利率決定日以前に、発行会社が承継金利決定代理人を任命できない場合または承継金利決定代理人が代替ミッド・スワップ・レートを決定できない場合、あるいは前文に基づき代替ミッド・スワップ・レートの適用が行われない場合、改定後利率決定日において適用ある５年物日本円TONA東京スワップレート（10時）は、５年物日本円TONA東京スワップレート（10時）がリフィニティブ・スクリーン・ページに公表された直前の営業日における、東京時間午前10時30分頃に公表された当該５年物日本円TONA東京スワップレート（10時）とする。発行会社は、かかる任命、５年物日本円TONA東京スワップレート（10時）の代替、TONAおよびリフィニティブ・ベンチマーク・サービシズの交替（もしあれば）、スプレッド調整ならびに社債の要項の変更について財務代理人に直ちに書面で通知し、その後実務上可能な限り速やかに本社債権者に対して公告する。

「スプレッド調整」とは、いずれの場合も代替ミッド・スワップ・レートに適用するスプレッド（正、負または零のいずれの可能性もある。）またはスプレッドを算定するための算式もしくはメソドロジーをいい、スプレッド、算式またはメソドロジーは、以下のいずれかのものをいう。

（ⅰ）５年物日本円TONA東京スワップレート（10時）または承継５年物日本円東京スワップレートの代替レートとして業界で認容されるレートにするために、当該代替ミッド・スワップ・レートに国際債券市場取引において慣行として適用されているものとして、承継金利決定代理人が、発行会社との協議の上、決定するスプレッド、算式またはメソドロジー

（ⅱ）（承継金利決定代理人が、５年物日本円TONA東京スワップレート（10時）または承継５年物日本円東京スワップレートに関して、上記(ⅰ)に定める慣行として適用されているスプレッドがないと決定した場合）５年物日本円TONA東京スワップレート（10時）または承継５年物日本円東京スワップレートが参照される店頭デリバティブ取引において、かかるスワップレートが代替ミッド・スワップ・レートによって代替されるときの業界標準として、認知または承認されているものとして、承継金利決定代理人が、発行会社との協議の上、決定するスプレッド、算式またはメソドロジー

「日本円推奨金利停止事由」とは、以下のいずれかをいう。

（ⅰ）日本円推奨金利の管理者が日本円推奨金利の提供を恒久的または無期限に停止したまたは停止する旨の、日本円推奨金利の管理者による、またはそれのための正式声明または情報発表（ただし、かかる声明または発表の時点において、日本円推奨金利の提供を継続する承継管理者がいない場合に限る。）

（ⅱ）日本円推奨金利の管理者が日本円推奨金利の提供を恒久的または無期限に停止したまたは停止する旨の、日本円推奨金利の管理者に対する監督当局、日本銀行、日本円推奨金利の管理者に対する管轄権を有する倒産手続当局、日本円推奨金利の管理者に対する管轄権を有する破綻処理当局または日本円推奨金利の管理者に対して類似の倒産もしくは破綻処理権限を有する裁判所もしくは組織による正式声明または情報発表（ただし、かかる声明または発表の時点において、日本円推奨金利の提供を継続する承継管理者がいない場合に限る。）

(4)　上記「利息支払の方法－(3)」に従った改定後利率の決定後、発行会社は、財務代理人に対し、当該改定後利率を書面により通知し、その後、改定後利率適用期間の開始日から５営業日以内に、財務代理人は、当該事項を、財務代理人の本店において、通常の営業時間中に本社債権者の閲覧に供する。かかる場合、公告は不要とする。

(5)　上記「利息支払の方法－(3)」に従って決定された改定後利率は、明白な誤りのある場合を除き、最終的なものであり、本社債権者を含む全当事者に対し拘束力を有する。

(6) 株式会社三井住友銀行は、日本国東京都の本店において、本社債にかかる発行会社の利率確認事務取扱者（以下「利率確認事務取扱者」という。）として職務を行う。財務代理契約に基づき、発行会社は、利率確認事務取扱者に対し、利率（改定後利率を含むがこれに限定されない。）の確認、算出および決定に関する上記「利息支払の方法－(3)(a)」ないし上記「利息支払の方法－(3)(e)」に基づく発行会社の一切の義務（公告を行う義務を除く。）の履行を委任する。利率確認事務取扱者は、発行会社の代理人としてのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。本「利息支払の方法」に基づき発行会社が財務代理人に対して行うべき通知は、財務代理人が利率確認事務取扱者と同一の銀行である限りは、これを行うことを要しない。発行会社は、利率確認事務取扱者を随時変更することができる。ただし、利率確認事務取扱者は、後任の利率確認事務取扱者が有効に選任されるまで、在職する。かかる場合、発行会社は事前に利率確認事務取扱者の変更を公告する。

(7) 本社債の利息は、償還期日（その日を含まない。）後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、発行会社はその時点で未償還の本社債の元金額について償還期日（その日を含まない。）からかかる本社債の償還が実際に行われた日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、１年365日の日割計算により、任意償還日（その日を含む。）までは上記「利息支払の方法－(2)」に定める利率またそれ以降は改定後利率による経過利息を日本円で支払う。ただし、その期間は、振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する財務代理人（以下、かかる資格において行為する財務代理人を「支払代理人」という。）が、その受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者（以下「機構加入者」という。）に配分した日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が振替機関業務規程等により可能でない場合、当該期間は発行会社または財務代理人が下記「摘要－３ 支払い－(ハ)」に従って最後の公告を行った日から14日を超えない。

償還の方法

＜期限前償還条項付円貨社債＞

(1) 満期償還

本社債は、下記「償還の方法－(2)」、「償還の方法－(3)」、「償還の方法－(4)」または「償還の方法－(5)」に従って、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、（未定）年（未定）月（未定）日（「満期日」という。）に本社債の金額の100%で償還される。

社債の要項に別段の定めがある場合を除き、発行会社は、本社債の元金の全部または一部を期限前に償還または返済することができない。

(2) 税務上の理由による償還

発行日以後に有効となった、英国、その下部行政主体またはそのもしくはその域内の課税権限を有する当局（以下「課税管轄域」という。）の法律の変更または改正、かかる法律の公式的な適用または解釈（裁判所または審判所の決定を含む。）の変更、あるいは、英国が当事者となっている課税に影響する１つもしくは複数の条約の変更、その公式的な適用もしくは解釈の変更、またはその締結もしくは改正の結果として、

(a) 発行会社が下記「摘要－４ 税制上の理由による追加の支払い」に基づき追加額（下記「摘要－４ 税制上の理由による追加の支払い－(イ)」に定義する。）の支払義務を次回以降の利払日に負うこととなる場合、あるいは

(b) 発行会社が本社債の償還を行うと仮定したとき（発行会社が本社債の償還を行う権利を有しているか否かを問わない。）、発行会社が下記「摘要－４ 税制上の理由による追加の支払い」に基づき追加額の支払義務を負うこととなる場合、

下記「償還の方法－(6)」に従うことを条件として、発行会社は、その選択によりいつでも、本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で償還期日（その日を含む。）までの経過利息を付して償還することができる。ただし、下記に定めるかかる償還の公告は、本社債に関してある日に支払期限が到来したかまたは本社債が償還されたと仮定すれば、発行会社が追加額の支払義務を負うこととなる最も早い日から、90日前よりも前に行うことはできない。

本「償還の方法－(2)」に基づく償還がなされる場合、発行会社は財務代理人に対して、発行会社の適式な権限ある署名者１名が署名し、(ⅰ)発行会社が下記「摘要－４　税制上の理由による追加の支払い－(イ)」に基づき追加額の支払義務を負っているかまたは負うこととなる旨、(ⅱ)発行会社が本「償還の方法－(2)」に基づき本社債の償還を選択する旨、(iii)かかる償還期日、(iv)関連する事実の詳細とともに、かかる状況が、存在しているかまたは償還がされなければ本社債の利息の支払いが行われることとなる日以前に発生することが合理的に予測される旨および(ⅴ)発行会社が関連規制当局同意（下記「償還の方法－(6)」に定義する。）を取得している旨を記載した証明書、ならびに上記(ⅰ)および(iv)に記載の事項を確認する定評ある独立の法律顧問または会計士の意見書を交付する。

かかる証明書および意見書は、償還予定期日の少なくとも30日前までに財務代理人に交付され、発行会社は償還予定期日の少なくとも14日前までに本社債権者に関連事項を公告する。かかる償還予定期日は営業日とし、かかる財務代理人に対する交付および本社債権者に対する公告は取消すことができない。

本「償還の方法－(2)」に基づき発行会社より財務代理人に対して交付されたかかる証明書および意見書は、本社債の償還期日後１年が経過するまで財務代理人の本店に備置され、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

本「償還の方法－(2)」の手続に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

(3)　発行会社による任意償還

下記「償還の方法－(6)」に従うことを条件として、発行会社は、その選択により、（未定）年（未定）月（未定）日（以下「任意償還日」という。）に、本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で任意償還日（その日を含む。）までの経過利息を付して償還することができる。

本「償還の方法－(3)」に基づく償還がなされる場合、発行会社は財務代理人に対して、発行会社の適式な権限ある署名者１名が署名し、(ⅰ)発行会社が本「償還の方法－(3)」に基づき本社債の償還を選択する旨および(ⅱ)発行会社が関連規制当局同意を取得している旨を記載した証明書を交付する。

かかる証明書は、任意償還日の少なくとも30日前までに財務代理人に交付され、発行会社は、任意償還日の少なくとも14日前までに本社債権者に対してかかる償還を公告する。かかる財務代理人に対する通知および本社債権者に対する公告は取消すことができない。

本「償還の方法－(3)」に基づき発行会社より財務代理人に対して交付されたかかる証明書は、本社債の任意償還日後１年が経過するまで財務代理人の本店に備置され、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

本「償還の方法－(3)」の手続に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

(4)　損失吸収不適格事由による償還

損失吸収不適格事由（以下に定義する。）が生じている場合、下記「償還の方法－(6)」に従うことを条件として、発行会社は、その選択により当該損失吸収不適格事由の発生後90日以内であればいつでも、本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で償還期日（その日を含む。）までの経過利息を付して償還することができる。

本「償還の方法－(4)」に基づく償還がなされる場合、発行会社は財務代理人に対して、発行会社の適式な権限ある署名者１名が署名し、(ⅰ)関連する事実の詳細とともに、損失吸収不適格事由が発生し、か

つ継続している旨、(ⅱ)発行会社が本「償還の方法－(4)」に基づき本社債の償還を選択する旨、(ⅲ)かかる償還期日および(ⅳ)発行会社が関連規制当局同意を取得している旨を記載した証明書を交付する。

かかる証明書は、償還予定期日の少なくとも30日前までに財務代理人に交付され、発行会社は償還予定期日の少なくとも14日前までに本社債権者に対してかかる償還を公告する。かかる償還予定期日は営業日とし、かかる財務代理人に対する交付および本社債権者に対する公告は取消すことができない。

本「償還の方法－(4)」に基づき発行会社より財務代理人に対して交付されたかかる証明書は、本社債の償還期日後１年が経過するまで財務代理人の本店に備置され、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

本「償還の方法－(4)」の手続に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

本「償還の方法－(4)」は、その適用が損失吸収不適格事由を発生させる可能性がある場合、適用されない。

「グループ」とは、発行会社およびその連結子会社をいう。

「損失吸収不適格事由」は、以下の(a)または(b)の結果として、本社債の全部または一部が発行会社および/またはグループの(A)適格債務および/または(B)損失吸収力のある証券の最低基準を充たさなくなっている場合（いずれの場合についても、発行会社および/またはグループに適用される、関連する損失吸収規制に従って決定される。）に発生しているものとみなされる。

(a)　発行日以降に有効となる損失吸収規制

(b)　発行日以降に有効となる、損失吸収規制の改正もしくは変更または損失吸収規制の適用もしくは公権的解釈の変更

ただし、関連する最低基準を充たさないことによる本社債の除外が、発行日において発行会社および/またはグループに対して有効な関連する損失吸収規制に基づき当該最低基準を充たすための適格要件として定められた期間を、本社債の残存期間が下回ることを理由とする場合は、損失吸収不適格事由に該当しない。

「損失吸収規制」とは、いかなる時点においても、自己資本および適格債務ならびに/または損失吸収力のある証券に関する最低基準に関する、その時々の法律、規則、要件、指針、制度、基準および方針で、英国において有効であり、発行会社に対してその時々において適用されるものをいう（当該要件、指針または方針が、発行会社に対し、あるいは発行会社およびその持株会社もしくは子会社または当該持株会社の子会社に対し、一般的に適用されるか、または個別に適用されるかを問わない。）。

(5)　買入消却

下記「償還の方法－(6)」に従うことを条件として、発行会社、その持株会社もしくは子会社またはかかる持株会社の子会社は、公開市場その他においていかなる価格でも本社債を買入れることができ、また、当該本社債を転売することができる。ただし、適用法令および振替機関業務規程等において別段の定めがある場合を除く。

(6)　規制当局の同意

発行会社は、事前に関連規制当局同意を取得した場合にのみ（ただし、(x)本社債が発行会社の自己資本および適格債務または（場合により）損失吸収力のある証券の適格性を完全に充たさなくなった場合（または償還期日もしくは買入日に充たさなくなる場合）、(y)（適用ある場合）損失吸収規制に基づき関連英国破綻処理当局（下記「摘要－10 英国ベイルイン権限の行使に関する合意－(1)」に定義する。）が付与した許可に基づき、当該許可に定める限度内で本社債がマーケットメイクのために買入れされる場合、あるいは(z)損失吸収規制に基づき関連英国破綻処理当局が付与した包括事前許可に基づき、当該許可に定める限度内で本社債が償還または買入れされる場合は、この限りでない。）、上記「償還の方法－(2)」、「償還の方法－(3)」、「償還の方法－(4)」または「償還の方法－(5)」に従って、本社債を償還

し、または買入れる権利を行使することができる。本目的上、発行会社と本社債権者との間においては、発行会社が関連規制当局同意を取得している場合、発行会社は上記の条件（適用ある場合）を遵守しているものとみなされ、また、発行会社の適式な権限を有する署名者１名が署名し財務代理人に送付された、関連規制当局同意を取得している旨記載された証明書は、発行会社が関連規制当局同意を取得したことを最終的に示し、本社債権者に対して拘束力を有する。

「関連規制当局同意」とは、本社債の償還または買入れに関して、適用ある損失吸収規制に基づき、かかる償還または買入れのために要求される、関連英国破綻処理当局の許可をいう。

＜期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）＞

(1) 満期償還

本社債は、下記「償還の方法－(2)」、「償還の方法－(3)」、「償還の方法－(4)」または「償還の方法－(5)」に従って、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、（未定）年（未定）月（未定）日（「満期日」という。）に本社債の金額の100%で償還される。

社債の要項に別段の定めがある場合を除き、発行会社は、本社債の元金の全部または一部を期限前に償還または返済することができない。

(2) 税務上の理由による償還

発行日以後に有効となった、英国、その下部行政主体またはそのもしくはその域内の課税権限を有する当局（以下「課税管轄域」という。）の法律の変更または改正、かかる法律の公式的な適用または解釈（裁判所または審判所の決定を含む。）の変更、あるいは、英国が当事者となっている課税に影響する１つもしくは複数の条約の変更、その公式的な適用もしくは解釈の変更、またはその締結もしくは改正の結果として、

(a) 発行会社が下記「摘要－４ 税制上の理由による追加の支払い」に基づき追加額（下記「摘要－４ 税制上の理由による追加の支払い－(イ)」に定義する。）の支払義務を次回以降の利払日に負うこととなる場合、

(b) 発行会社が本社債の償還を行うと仮定したとき（発行会社が本社債の償還を行う権利を有しているか否かを問わない。）、発行会社が下記「摘要－４ 税制上の理由による追加の支払い」に基づき追加額の支払義務を負うこととなる場合、あるいは

(c) 次回以降の利払日において、本社債に基づくまたは本社債に関する利息の支払い（または発行会社の財務会計上認識される資金調達費用）が、その一部についてでも、英国法人税法上、損金算入可能（deductible）ではないこととなる場合、

下記「償還の方法－(6)」に従うことを条件として、発行会社は、その選択によりいつでも、本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で償還期日（その日を含む。）までの経過利息を付して償還することができる。ただし、下記に定めるかかる償還の公告は、本社債に関してある日に支払期限が到来したかまたは本社債が償還されたと仮定すれば、上記(a)もしくは(b)の場合は発行会社が追加額の支払義務を負うこととなる最も早い日、または上記(c)の場合はかかる利息の支払い（または資金調達費用）が、その一部についてでも、英国法人税法上、損金算入可能ではなくなることとなる最も早い日から、90日前よりも前に行うことはできない。

本「償還の方法－(2)」に基づく償還がなされる場合、発行会社は財務代理人に対して、発行会社の適式な権限ある署名者１名が署名し、(ⅰ)上記(a)もしくは(b)の場合は発行会社が下記「摘要－４ 税制上の理由による追加の支払い－(イ)」に基づき追加額の支払義務を負っているかもしくは負うこととなる旨、または上記(c)の場合はかかる利息の支払い（または資金調達費用）が、その一部についてでも、英国法人税法上、損金算入可能ではないかもしくは可能ではないこととなる旨、(ⅱ)発行会社が本「償還の方法－(2)」に基づき本社債の償還を選択する旨、(ⅲ)かかる償還期日、(ⅳ)関連する事実の詳細ととも

に、かかる状況が、存在しているかまたは償還がされなければ本社債の利息の支払いが行われることとなる日以前に発生することが合理的に予測される旨および(ⅴ)発行会社が関連規制当局同意（下記「償還の方法－(6)」に定義する。）を取得している旨を記載した証明書、ならびに上記(ⅰ)および(iv)に記載の事項を確認する定評ある独立の法律顧問または会計士の意見書を交付する。

かかる証明書および意見書は、償還予定期日の少なくとも30日前までに財務代理人に交付され、発行会社は償還予定期日の少なくとも14日前までに本社債権者に関連事項を公告する。かかる償還予定期日は営業日とし、かかる財務代理人に対する交付および本社債権者に対する公告は取消すことができない。

本「償還の方法－(2)」に基づき発行会社より財務代理人に対して交付されたかかる証明書および意見書は、本社債の償還期日後１年が経過するまで財務代理人の本店に備置され、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

本「償還の方法－(2)」の手続に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

(3)　発行会社による任意償還

下記「償還の方法－(6)」に従うことを条件として、発行会社は、その選択により、（未定）年（未定）月（未定）日（以下「任意償還日」という。）に、本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で任意償還日（その日を含む。）までの経過利息を付して償還することができる。

本「償還の方法－(3)」に基づく償還がなされる場合、発行会社は財務代理人に対して、発行会社の適式な権限ある署名者１名が署名し、(ⅰ)発行会社が本「償還の方法－(3)」に基づき本社債の償還を選択する旨および(ⅱ)発行会社が関連規制当局同意を取得している旨を記載した証明書を交付する。

かかる証明書は、任意償還日の少なくとも30日前までに財務代理人に交付され、発行会社は、任意償還日の少なくとも14日前までに本社債権者に対してかかる償還を公告する。かかる財務代理人に対する通知および本社債権者に対する公告は取消すことができない。

本「償還の方法－(3)」に基づき発行会社より財務代理人に対して交付されたかかる証明書は、本社債の任意償還日後１年が経過するまで財務代理人の本店に備置され、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

本「償還の方法－(3)」の手続に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

(4)　資本不適格事由による償還

資本不適格事由（以下に定義する。）が生じている場合、下記「償還の方法－(6)」に従うことを条件として、発行会社は、その選択により当該資本不適格事由の発生後90日以内であればいつでも、本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で償還期日（その日を含む。）までの経過利息を付して償還することができる。

本「償還の方法－(4)」に基づく償還がなされる場合、発行会社は財務代理人に対して、発行会社の適式な権限ある署名者１名が署名し、(ⅰ)関連する事実の詳細とともに、資本不適格事由が発生し、かつ継続している旨、(ⅱ)発行会社が本「償還の方法－(4)」に基づき本社債の償還を選択する旨、(iii)かかる償還期日および(iv)発行会社が関連規制当局同意を取得している旨を記載した証明書を交付する。

かかる証明書は、償還予定期日の少なくとも30日前までに財務代理人に交付され、発行会社は償還予定期日の少なくとも14日前までに本社債権者に対してかかる償還を公告する。かかる償還予定期日は営業日とし、かかる財務代理人に対する交付および本社債権者に対する公告は取消すことができない。

本「償還の方法－(4)」に基づき発行会社より財務代理人に対して交付されたかかる証明書は、本社債の償還期日後１年が経過するまで財務代理人の本店に備置され、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

本「償還の方法－(4)」の手続に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

「資本不適格事由」とは、本社債の規制上の分類が変更された結果、以下の(a)または(b)が生じたまたは生じると、発行会社が発行日後のある時点において決定した場合に、発生しているものとみなされる事由をいう。

(a) グループ（以下に定義する。）の規制上の資本からの本社債の全部または一部の除外

(b) Tier２資本（以下に定義する。）よりも下位となる形態のグループの規制上の資本（もしあれば）への本社債の全部または一部の分類変更

「グループ」とは、発行会社およびその連結子会社をいう。

「発行会社主要規制機関」とは、英国健全性監督機構もしくはその承継機関または主に発行会社の健全性監督に責任を負うその他の組織をいう。

「Tier２資本」とは、発行会社主要規制機関により随時定められた意味を有する。

(5) 買入消却

下記「償還の方法－(6)」に従うことを条件として、発行会社、その持株会社もしくは子会社またはかかる持株会社の子会社は、公開市場その他においていかなる価格でも本社債を買入れることができ、また、当該本社債を転売することができる。ただし、適用法令および振替機関業務規程等において別段の定めがある場合を除く。

(6) 規制当局の同意

発行会社は、償還期日が発行日から５年後の日よりも前に到来する場合、発行会社が事前に規制前提条件（以下に定義する。）を遵守しており、かつ関連規制当局同意を取得した場合にのみ、上記「償還の方法－(4)」に従って本社債を償還する権利を行使することができる。発行会社は、事前に関連規制当局同意を取得し、かつ（償還期日または買入日が発行日から５年後の日よりも前に到来することとなる、上記「償還の方法－(2)」に基づく償還または上記「償還の方法－(5)」に基づく買入れの場合は）規制前提条件を遵守している場合にのみ（ただし、(x)本社債が発行会社の規制上の資本の適格性を完全に充たさなくなった場合（または償還期日もしくは買入日に充たさなくなる場合）、(y)適用規則（EUWA（以下に定義する。）により英国の国内法の一部を構成する、委員会委任規則（EU）第241/2014号第29条(3)を含むが、これに限定されない。）に基づき発行会社主要規制機関が付与した許可に基づき、当該許可に定める限度内で本社債がマーケットメイクのために買入れされる場合、あるいは(z)適用規則に基づき発行会社主要規制機関が付与した包括事前許可に基づき、当該許可に定める限度内で本社債が償還または買入れされる場合は、この限りでない。）、上記「償還の方法－(4)」に従って（償還期日が発行日から５年目以降に到来する場合をいう。）、または上記「償還の方法－(2)」、「償還の方法－(3)」もしくは「償還の方法－(5)」に従って、本社債を償還し、または買入れる権利を行使することができる。本目的上、発行会社と本社債権者との間においては、発行会社が関連規制当局同意を取得している場合、発行会社は上記の条件（適用ある場合）を遵守しているものとみなされ、また、発行会社の適式な権限を有する署名者１名が署名し財務代理人に送付された、関連規制当局同意を取得している旨記載された証明書は、発行会社が関連規制当局同意を取得したことを最終的に示し、本社債権者に対して拘束力を有する。

「適用規則」とは、いかなる時点においても、自己資本規制（レバレッジ規制を含むがこれに限定されない。）に関する、その時々の法律、規則、要件、指針および方針で、英国においてその時点で有効であるものをいい、上記の一般性を制限することなく、UK CRR（以下に定義する。）、銀行法（以下に定義する。）ならびに発行会社主要規制機関が随時採択した自己資本に関する規則、要件、指針および方針（当該要件、指針または方針が、発行会社に対し、あるいは発行会社およびその持株会社もしくは子会社または当該持株会社の子会社に対し、一般的に適用されるか、または個別に適用されるかを問わない。）（それぞれ、その後の改正、補足および差替えを含む。）を含む。

「銀行法」とは、2009年英国銀行法（その後の改正を含む。）をいう。

「EUWA」とは、2018年英国欧州連合離脱法（その後の改正を含む。）をいう。

「規制前提条件」とは、以下をいう。

(a) 上記「償還の方法－(2)」に基づく償還の場合、発行会社は、関連する課税事由が本社債に適用される課税上の取扱いの重要な変更であり、発行日において合理的に予測できないものであったことを、発行会社主要規制機関が満足するように示していること。

(b) 上記「償還の方法－(4)」に基づく償還の場合、発行会社は、関連する本社債の規制上の分類の変更が発行日において合理的に予測できないものであったことを、発行会社主要規制機関が満足するように示していること。

(c) いかなる場合においても、発行会社は、発行会社が当該償還または買入れの前またはそれと同時に、発行会社の収益力に対して持続可能な条件で、同等または高品質の自己資本商品と本社債を代替する（または代替する予定である）ことを、発行会社主要規制機関が満足するように示しており、また、発行会社主要規制機関は、健全性の観点から有益であり、例外的状況により正当化されるとの判断によって、当該行為を許可していること。

「関連規制当局同意」とは、本社債の償還または買入れに関して、適用規則に基づき、かかる償還または買入れのために要求される、発行会社主要規制機関の許可をいう。

「UK CRR」とは、EUWAにより英国の国内法の一部を構成する、2013年６月26日の欧州議会および欧州理事会による信用機関および投資会社に対する健全性要件に関する規則（EU）第575/2013号（その後の改正または補足を含む。）をいう。

担　　保

本社債には担保および保証は付されない。

本社債の地位

＜期限前償還条項付円貨社債＞

本社債は、発行会社の直接かつ無担保の債務であり、本社債相互間で優先することなく同順位であり、また、法律により優先される債務を除き、発行会社の現在および将来のその他すべての非劣後かつ無担保の債務と同順位である。

本社債に関する請求権は、本社債権者が発行会社に負う債務に対してまたはそれに関して、本社債権者により、相殺することができず、反訴の原因とすることもできず、また、各本社債権者は、本社債権者が発行会社に負う債務に対してまたはそれに関して、本社債に関する請求権によって相殺する権利または反訴する権利を放棄し、すべての目的のために放棄したものとして扱われる。前文にかかわらず、本社債権者が、かかる相殺または反訴によって本社債に関する金員またはその利益を受領または回収した場合、本社債権者は、かかる金員または利益を発行会社のために信託として保有し、その金額を発行会社または発行会社の解散の場合には発行会社の清算人に、支払う。

＜期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）＞

本社債は、発行会社の直接かつ無担保の債務であり、本社債相互間で優先することなく同順位である。イングランド（England）における発行会社の解散手続において、本社債権者の権利は、(ⅰ)シニア債権者（以下に定義する。）の権利よりその支払いにおいて劣後し、(ⅱ)法律の定めによって本社債よりも下位の順位となるかまたはその条件によって本社債よりも下位の順位と明示される、発行会社の普通株式および優先株式ならびに発行会社のより劣後する債務または他の証券より、上位の順位となる。

「シニア債権者」とは、劣後債務（以下に定義する。）にかかる債権者以外の発行会社の債権者をいう。

「劣後債務」とは、その態様を問わず、金銭の支払い（本社債に関する元金および利息を含むがこれに限らない。）のために生ずる発行会社の一切の債務で、発行会社の解散手続において、発行会社による支払いに対する権利が、発行会社の全部または一部の債権者の権利より、その条件として劣後するかまたは劣後すると明示されているものをいう。

本社債に関する請求権は、本社債権者が発行会社に負う債務に対してまたはそれに関して、本社債権者により、相殺することができず、反訴の原因とすることもできず、また、各本社債権者は、本社債権者が発行会社に負う債務に対してまたはそれに関して、本社債に関する請求権によって相殺する権利または反訴する権利を放棄し、すべての目的のために放棄したものとして扱われる。前文にかかわらず、本社債権者が、かかる相殺または反訴によって本社債に関する金員またはその利益を受領または回収した場合、本社債権者は、かかる金員または利益を発行会社のために信託として保有し、その金額を発行会社または発行会社の解散の場合には発行会社の清算人に、支払う。

財務上の特約

該当事項なし。

社債権者集会

(1) (a)本社債の未償還総額の10分の１以上にあたる本社債を保有する本社債権者が共同または単独で書面により社債権者集会の開催を発行会社を代理する財務代理人に対し財務代理人の本店において請求した場合（かかる本社債権者は財務代理人に対し保有証明書（下記「摘要－２ 強制－(2)」に定義する。）を提示するものとする。）、または(b)発行会社が社債権者集会の開催を必要と認めて財務代理人に対し社債権者集会の開催予定日より少なくとも35日前までに書面による通知をした場合、いずれの場合も、発行会社は本社債権者の利害に関連する事項を議題とする社債権者集会の招集を行う。

社債権者集会が招集される場合、発行会社は当該社債権者集会の招集公告を当該集会の開催日の少なくとも21日前までに本社債権者に対して行い、かつ、財務代理人に発行会社のために、社債権者集会の招集および議事の進行の促進のために必要な手続をとるようにさせる。

(2) 本社債権者は当該社債権者集会において、自ら出席しもしくは代理人を通じて、または発行会社もしくは発行会社に代わって財務代理人が定めるところに従って、書面もしくは（発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は）電磁的方法により、その議決権を行使することができる。社債権者集会においては、各本社債権者は当該本社債権者の保有する（その時点で未償還の）本社債の金額に応じて議決権を有する。ただし、本社債権者は、当該集会の開催日の少なくとも７日前までに保有証明書を財務代理人に対しその本店において提示し、かつ、当該集会の開催日に当該集会において発行会社または財務代理人に対し保有証明書を提示しなければならず、さらに、当該本社債権者は、当該保有証明書を振替機関または当該本社債権者の関連する口座管理機関（下記「摘要－３ 支払い－(イ)」に定義する。）に返還するまでは、本社債の振替の申請または抹消の申請をすることができない。発行会社は、その代表者を当該集会に出席させ、当該集会においてその意見を表明させることができる。

(3) 当該社債権者集会の決議は、当該集会に出席し、当該集会において議決権を行使する権利を有する本社債権者（以下「議決権者」という。）が保有する議決権の総数の２分の１超をもってこれをなす。ただし、下記の事項については特別決議（以下に定義する。）を要する。

(a) すべての本社債に関してなされる支払いの猶予、その債務もしくはその債務の不履行によって生じた責任の免除または和解（下記（b）に記載の事項を除く。）

(b) すべての本社債に関してなされる訴訟行為または発行会社の破産、会社更生もしくはこれらに準ずる手続に関するすべての行為

(c) 社債権者集会において決議すべき事項の決定について、社債権者集会の決議により指名および授権される本社債権者の１名もしくは複数名の代表者（ただし、いずれも（その時点で未償還の）本社債の総額の1,000分の１以上を保有する者でなければならない。）（以下「代表社債権者」という。）または社債権者集会の決議により指名および授権される社債権者集会の決議を執行する者（以下「決議執行者」という。）の選任もしくは解任、または上記の者に委託した事項の変更

(d) 社債の要項の条項に基づいて特別決議が要求されているその他の事項

「特別決議」とは、社債権者集会において、本社債の未償還総額にかかる議決権者が保有する議決権の総数の５分の１以上、かつ、当該集会に出席した議決権者が保有する議決権の総数の３分の２以上の賛成をもって採択される決議を意味する。

社債権者集会において行使された議決権の数の算定上、代理人によりまたは書面もしくは（発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は）電磁的方法により議決権を行使した本社債権者も、これに出席しまた議決権を行使したものとみなされる。

上記にかかわらず、発行会社または本社債権者が社債権者集会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき本社債権者の全員が書面または（発行会社が電磁的方法による同意の意思表示を許可する場合は）電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社債権者集会の決議があったものとみなす。本段落に従い、社債権者集会の決議があったものとみなされた場合、発行会社は、財務代理人に対し直ちにその旨および当該決議の内容を通知する。

(4) 本「社債権者集会」に従って行われたまたは行われたものとみなされた決議は、すべての本社債権者に対して、当該社債権者集会に出席したか否かを問わず、適用ある日本法の許容する範囲内で拘束力を有し、その執行は代表社債権者または決議執行者がこれにあたる。

(5) 本「社債権者集会」において、発行会社またはその子会社が保有する本社債は除外され、未償還でないものとみなす。

(6) 社債権者集会は日本国東京都において開催される。

(7) 本「社債権者集会」の手続に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

準拠法および管轄裁判所

＜期限前償還条項付円貨社債＞

発行会社による本社債の発行に関する授権を除き、本社債ならびにこれに基づく本社債権者を含むすべての当事者の一切の権利および義務は、すべて日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

＜期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）＞

英国法に準拠し、英国法に従って解釈される発行会社による本社債の発行に関する授権および上記「本社債の地位」における劣後条項を除き、本社債ならびにこれに基づく本社債権者を含むすべての当事者の一切の権利および義務は、すべて日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

＜共通事項＞

社債の要項において別段の定めがある場合を除き、本社債に基づく義務の履行地は、日本国東京都とする。

本社債もしくは社債の要項から生ずるかまたはこれらに関する発行会社に対する一切の訴訟その他の裁判手続は、非専属的に、東京地方裁判所に対して提起することができ、発行会社は、かかる裁判所の管轄権に明示的、無条件かつ取消不能の形で服することに同意する。

発行会社は、本社債もしくは社債の要項から生ずるか、またはこれらに関して日本国東京都において提起されることのある一切の訴訟その他の裁判手続につき、発行会社の権限ある訴状その他の裁判上の書類の受取人としてザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッドの日本における代表者を指名し、訴状その他の裁判上の書類を受領する場所として現在日本国〒103-0027東京都中央区日

本橋三丁目11番１号ＨＳＢＣビルディングに所在のあるザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッドの東京支店のその時々の住所を指定する。発行会社は、本社債の未償還残高が存する限りいつでも、かかる指名および指定が完全な効力を有しそれを継続するのに必要な一切の行為（あらゆる書類および証書の作成および提出を含む。）をなすことに合意する。かかる受取人が何らかの理由により発行会社のかかる権限ある受取人として行為することが不可能な場合、発行会社は直ちに日本国東京都に所在のある後任の権限あるかかる受取人を指名し、かつかかる指名が効力を有するのに必要な一切の行為をなすことを約束する。かかる場合、発行会社は、財務代理人に対して、かかる後任の受取人を指名したことを速やかに書面で通知し、その旨を速やかに公告する。

本「準拠法および管轄裁判所」に記載される事項は、本社債権者が、発行会社に対して、適用ある法律に基づき管轄権を有する裁判所に訴訟その他の裁判手続を提起する権利またはその他法律により認められている方法で訴状その他の裁判上の書類の送達を行う権利に影響を与えるものではない。

摘　　要

１　信用格付

(a)　信用格付業者から付与された信用格付

本社債につき、発行会社の依頼による、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供されまたは閲覧に供される信用格付（予定を含む。）は取得していない。

(b)　無登録格付業者から付与された信用格付

＜期限前償還条項付円貨社債＞

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・リミテッド（以下「ムーディーズ」という。）による、2022年９月５日（ロンドン時間）現在の発行会社の無担保シニア債務格付はA3であり、S&Pグローバル・レーティング・ユーケー・リミテッド（以下「S&P」という。）による、2022年９月５日（ロンドン時間）現在の発行会社の長期発行体格付はA-である。本社債につき、発行会社は、ムーディーズおよびS&Pより信用格付をそれぞれ取得する予定である。

＜期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）＞

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・リミテッド（以下「ムーディーズ」という。）による、2022年９月５日（ロンドン時間）現在の発行会社の劣後債務格付はBaa1であり、S&Pグローバル・レーティング・ユーケー・リミテッド（以下「S&P」という。）による、2022年９月５日（ロンドン時間）現在の発行会社の長期発行体劣後格付はBBBである。本社債につき、発行会社は、ムーディーズおよびS&Pより信用格付をそれぞれ取得する予定である。

＜共通事項＞

ムーディーズおよびS&Pは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、金商法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない（以下「無登録格付業者」という。）。無登録格付業者は、金融庁の監督および登録格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第３項第３号に掲げる事項にかかる情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズおよびS&Pについては、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第２号）が、また、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第５号）が、金商法第66条の27に基づく信用格付業者としてそれぞれのグループ内において登録されており、ムーディーズおよびS&Pは、上記信用格付業者それぞれの特定関係法人（同内閣府令第116条の３第２項に定義される。）である。ムーディーズおよびS&Pが付与する信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページhttps://www.moodys.com/pages/default_ja.aspxの「信用格付事業」のページ）に

ある「無登録業者の格付の利用」の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」およびS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（https://www.spglobal.com/ratings/jp/）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（https://www.spglobal.com/ratings/jp/regulatory/content/unregistered）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている。

2 強制

(1) 本社債に関して支払期日の到来した元金または利息のいずれかの支払いについて14日間以上の不履行が発生した場合、各本社債権者は、支払いを強制するために、その裁量によりまた更なる通知を必要とすることなく、イングランド（England）において発行会社の解散手続を申し立てることができる。ただし、(ⅰ)かかる支払いに適用のある、財政もしくはその他の法令、もしくは管轄権を有するいずれかの裁判所の命令を遵守するため、または(ⅱ)かかる法令もしくは命令の有効性もしくは適用可能性について疑義がある場合において上記14日間中のいかなる時点においても定評ある独立の法律顧問から受けたかかる有効性もしくは適用可能性に関する助言に従って、当該支払いを留保または拒絶する場合、かかる不履行とはしない。

(2) 各本社債権者は、本社債に基づき発行会社に対して拘束力を有する義務、条件または条項（当該本社債に関する元金、利息もしくは費用の支払義務または本社債に関するその他の支払義務を除く。）を強制するために、その裁量によりまた更なる通知を必要とすることなく、各本社債権者が適切と考える手続を発行会社に対して開始することができ、また、以下の定めに従うことを条件として、イングランド（England）において発行会社の解散手続の申立ておよび/またはイングランド（England）における発行会社の解散もしくは財産管理手続での請求をすることができる。ただし、発行会社は、発行会社の解散手続以外の手続の開始を理由として、金銭の支払いを求められてはならない（関連する本社債に関する元金、利息もしくはその他の金額に関するものか、または当該義務、条件もしくは条項の違反もしくはその他のいかなる方法での損害によるものかを問わない。）。本社債権者が、本「摘要－２ 強制－(2)」に記載される義務を強制するために発行会社の解散手続の申立ておよび/またはイングランド（England）における発行会社の解散もしくは財産管理手続での請求をすることができるのは、発行会社のかかる義務の不履行が、その治癒を求める通知が財務代理人の本店において発行会社に対しいずれかの本社債権者によりなされた後（当該本社債権者は、かかる通知をなす時に、財務代理人の本店において、振替機関または関連する口座管理機関により発行された当該本社債の保有を証する証明書（以下「保有証明書」という。）を提示しなければならない。）60日（または特別決議によって承認されたより長い期間）以内に治癒されない場合に限る。

(3) イングランド（England）において発行会社を解散する旨の命令がなされるか、またはその旨の有効な決議がなされる場合（ただし、特別決議によって事前にその条件が承認された再建スキームまたは合併スキームに関連する場合を除く。）、各本社債権者は、その選択により、財務代理人の本店において発行会社に対して当該本社債権者によるまたは当該本社債権者のための書面による通知をなすことにより（当該本社債権者は、かかる通知をなす時に、財務代理人の本店において、保有証明書を提示しなければならない。）、直ちに当該本社債権者の保有するいずれの本社債についても、期限の利益の喪失を宣言することができ、かかる場合、当該本社債は、直ちに当該本社債の金額の100%でその日（その日を含む。）までの経過利息を付して支払われる。

(4) 本「摘要－２ 強制」において個別に定める場合を除いて、本社債の未払いの金額の回収のためであるか、または本社債その他に基づくいかなる義務、条件もしくは条項の発行会社による違反に関するものであるかを問わず、本社債権者は、発行会社から救済（相殺にかかるいかなる権利をも含む。）を受けられない。

(5)　本「摘要－２　強制」の手続に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

３　支払い

(イ)　本社債の元金および利息の支払いは、支払代理人により、本社債権者に対して振替法および振替機関業務規程等に従って、本社債権者が機構加入者の場合には直接に、その他の場合には本社債権者が本社債の記録を行わせるために口座を開設している関連する口座管理機関（以下「口座管理機関」という。）を通じて行われる。

(ロ)　本社債の元金または利息の支払期日が営業日ではない場合、本社債権者はその翌営業日まで当該支払期日に支払われるべき金額の支払いを受けることができず、またかかる支払いの繰延べに関して追加利息その他の追加支払いを受ける権利を有しない。

(ハ)　支払期日に支払われるべき本社債の元金または利息の全額を支払代理人がかかる支払期日後に受領した場合、発行会社は、自らまたは財務代理人をして、支払代理人によるかかる金額の受領後実務上可能な限り速やかに、ただし遅くとも14日以内に、本社債権者に対してその旨および支払方法ならびに支払日を公告し、または公告させる。かかる金額の受領時点で支払方法もしくは支払日のいずれかまたはその両方を決定することができない場合、発行会社または財務代理人は、かかる金額の受領ならびに決定している範囲での支払方法および/または支払日を本社債権者に対して公告し、後日、かかる支払方法および/または支払日の決定後速やかに、本社債権者に対して公告する。当該公告に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

４　税制上の理由による追加の支払い

(イ)　本社債に関する一切の支払い（元金、利息その他を問わない。）は、課税管轄域によりまたはそのために、課され、賦課されまたは徴収されるいかなる性質の税金、賦課金その他の公租公課のためのまたはそれらを理由とする源泉徴収または控除を行うことなくなされる。ただし、法律により、かかる源泉徴収または控除が要求される場合、この限りでない。かかる場合、発行会社は、利息の支払いに関してのみ（元金は対象外とする。）、かかる源泉徴収または控除が要求されなければ本社債権者が受領することとなる金額が本社債権者によって受領されるための追加額（以下「追加額」という。）を支払う。ただし、(ⅰ)単に当該本社債を保有すること以外に課税管轄域と関連を有することを理由として、当該本社債について税金、賦課金その他の公租公課を負担する本社債権者に対するまたは当該本社債権者のための第三者に対する当該本社債に関する追加額、または(ⅱ)本社債券（下記「摘要－５　本社債券の不発行」に定義する。）が発行された場合に限って、関連日（以下に定義する。）から30日を超えた本社債に関する追加額（ただし、本社債券をかかる30日の期間の末日に支払いのために呈示すれば本社債権者が追加額を受領できた場合は除く。）は、支払われない。

「関連日」とは、(ⅰ)利息の関連する支払期日が最初に到来した日、または(ⅱ)支払期日以前に支払代理人によってかかる支払期日に支払われるべき全額が適式に受領されない場合、支払代理人によってかかる全額が受領され、発行会社もしくは財務代理人が上記「摘要－３　支払い－(ハ)」に従ってその旨の最後の公告を適式に行った日のうち、遅い方の日を意味する。

(ロ)　本「１　社債（短期社債を除く。）の募集」において利息には、本「摘要－４　税制上の理由による追加の支払い」に従い利息に関し支払われるべき追加額を含むものとみなす。本「摘要－４　税制上の理由による追加の支払い」の手続に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

(ハ)　社債の要項におけるその他の規定にかかわらず、発行会社は、1986年アメリカ合衆国内国歳入法典第1471条ないし第1474条（その改正または承継規定を含む。）の定めにより要求される金額、または政府間協定もしくは当該協定の規定に関連して他の法域において採択された実施立法、もしくはアメリカ合衆国内国歳入庁との契約に基づいて要求される金額（以下、これらの金額を「FATCA源泉徴収税」という。）を、源泉徴収または控除することが認められる。発行会社の代理人以外のある者がFATCA源泉徴収税を課されることなく支払いを受けることができない結果、発行会社、支払代理人またはその他の当事

者により控除または源泉徴収されたFATCA源泉徴収税について、発行会社は、追加額の支払義務を負わず、また本社債権者を補償する義務も負わない。

５　本社債券の不発行

本社債の社債券（以下「本社債券」という。）は、本社債権者がその発行を請求できる振替法に規定された例外的な場合を除き、発行されない。本社債券が発行される場合、かかる本社債券は支払期日未到来の利札付無記名式に限り、本社債権者は本社債券の記名式への変更または分割もしくは併合を要求することはできない。

本社債券が発行された場合、本社債の元金および利息の計算および支払いの方法、本社債権者による本社債に基づく権利の行使および本社債の譲渡、ならびに本社債に関するその他すべての事項は、その時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本の一般的な市場慣行に従う。社債の要項の規定とその時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本の一般的な市場慣行との間に齟齬がある場合、かかる日本国の法令および日本の市場慣行が優先する。

本社債券の発行に要する一切の費用は発行会社の負担とする。

６　合併制限等

発行会社は、本社債権者の同意を得ることなく、他の会社と新設合併し、他の会社に吸収合併され、または他の会社にその財産もしくは資産の実質的に全部を譲渡、売却、移転もしくはリースすることができる。ただし、以下のすべてを満たすことを条件とする。

(a)　かかる新設合併により設立される会社、発行会社を吸収合併する会社、または発行会社の財産もしくは資産の実質的に全部を譲渡、移転もしくはリースにより取得する会社が、(ⅰ)かかる承継会社および/または発行会社により財務代理人と締結される追補契約により、本社債すべてに関する元金および利息の期日における適正な支払い、ならびに社債の要項に基づき発行会社が履行または遵守すべきすべての義務および誓約の履行を、明示的に引受ける場合で、かつ(ⅱ)適用があれば、課税管轄域の定義における英国を、かかる承継会社が税務上所在するとされる法域に変更すること。

(b)　かかる取引が効力を発生した直後、およびかかる取引の結果、承継会社の義務となる負債をかかる取引時に承継会社が負担していたものとして取り扱った場合において、上記「摘要－２　強制－(1)」もしくは「摘要－２　強制－(3)」に掲げる事由、上記「摘要－２　強制－(2)」に定める期間内での承継会社による義務の不履行の不治癒または通知、時の経過もしくはその双方によりかかる事由もしくは不治癒となる事由が、発生および継続していないこと。

(c)　発行会社および承継会社が、財務代理人に対して、かかる新設合併、吸収合併、譲渡、移転またはリースが本「摘要－６　合併制限等」に従ったものである旨を述べる、発行会社の適式な権限ある署名者１名により署名された証明書および定評ある独立の法律顧問による意見書を交付していること。

本「摘要－６　合併制限等」に基づき財務代理人に対して交付されたかかる証明書および意見書は、本社債の償還期日後１年が経過するまで財務代理人の本店に備置され、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

本「摘要－６　合併制限等」に従った他の会社との新設合併、他の会社による吸収合併、または他の会社への発行会社の財産もしくは資産の実質的に全部の譲渡、移転もしくはリースにより、かかる新設合併により設立される承継会社、発行会社を吸収合併する承継会社、またはかかる譲渡、移転もしくはリースがなされる承継会社は、あたかも、元来社債の要項における発行会社であったのと同様に、発行会社を承継し、発行会社を代替し、発行会社の社債の要項に基づくあらゆる権利および権能を行使することができ、以後発行会社は、リースの場合を除き、社債の要項に基づくすべての義務および誓約から免責される。

7　時　　効

本社債の消滅時効は、元金については10年、利息については５年とする。

8　社債原簿

本社債の社債原簿は、発行会社に代わって財務代理人がこれを作成および管理し、その本店に備え置く。

9　通貨の補償

本社債の元金、利息または本社債に関して支払うべきその他の金額の支払いを命ずる判決または命令がいずれかの裁判所によりなされまたは発せられ、かかる判決または命令が日本円以外の通貨で表示されている場合、かかる判決または命令に関して本社債権者がかかる通貨により受領したまたは回収したいかなる金額も日本円建てで受領したまたは回収した金額の範囲でのみ発行会社を免責するものであり、発行会社は、かかる本社債権者に対して、(ⅰ)かかる判決または命令のために、日本円で表示されている金額がかかる日本円以外の通貨に換算されたまたは換算されたものとみなされた日と(ⅱ)かかる判決または命令（またはその一部）の履行がなされた日との間に生じた換算率の変動から生じる不足額を補填するために必要な金額を支払うことを約束する。適用ある法律の許容する範囲内で、上記の約束は、発行会社の他の債務から別個、独立の債務を構成し、発行会社に対する別個、独立の請求原因となり、その時々の本社債権者が猶予したか否かを問わず適用され、いかなる判決または命令にもかかわらず継続して完全な効力を有する。

10　英国ベイルイン権限の行使に関する合意

＜期限前償還条項付円貨社債＞

(1)　本社債のその他の条件または発行会社と本社債権者との間のその他の合意、取決めもしくは了解にかかわらず、かつそれらを排除して、各本社債権者（本目的上、本社債の各実質保有者を含む。）は、本社債を取得することにより、本社債から生ずる本支払金額（以下に定義する。）が関連英国破綻処理当局による英国ベイルイン権限（以下に定義する。）の行使に服することを認識し、かつ承認し、また、以下に拘束されることを認識し、承認し、同意し、かつ合意する。

(a)　関連英国破綻処理当局による英国ベイルイン権限の行使の効果であって、以下のいずれかまたはそれらの組み合わせを含むことがあり、また以下のいずれかまたはその組み合わせを生じさせることがあるもの

(ⅰ) 本支払金額の全部または一部の減額

(ⅱ) 社債の要項の改定、修正または変更によるものを含む、本支払金額の全部または一部の発行会社またはその他の者の株式、その他の有価証券またはその他の債務への転換（および本社債権者に対するかかる株式、その他の有価証券またはその他の債務の発行または付与）

(ⅲ) 本社債の消却

(ⅳ) 本社債の償還期日の改定もしくは変更または本社債について支払われる利息額もしくは利払日の改定（一時的な支払いの停止を含む。）。

(b)　関連英国破綻処理当局による英国ベイルイン権限の行使を有効にするための社債の要項の変更（必要な場合）

関連英国破綻処理当局による英国ベイルイン権限の行使後は、かかる行使の結果として本支払金額が減額、転換、消却、改定または変更される限度において、かかる本支払金額の返済または支払いの期限は到来せず、また支払いもなされない。

「本支払金額」とは、追加額を含む、本社債の元金および本社債の未払いの経過利息をいう。かかる金額には、関連英国破綻処理当局による英国ベイルイン権限の行使の前に、支払期限が既に到来していたが支払われていない金額を含む。

「ベイルイン法制」とは、不健全もしくは経営難にある銀行、投資会社その他の金融機関またはそれらの関連会社の破綻処理（清算、管理手続その他の倒産手続によるものを除く。）に関連して英国において適用ある法律または規則をいい、銀行法（以下に定義する。）第１編を含むが、これに限らない。

「銀行法」とは、2009年英国銀行法（その後の改正を含む。）をいう。

「関連英国破綻処理当局」とは、英国ベイルイン権限を行使する権能を有する当局をいう。

「英国ベイルイン権限」とは、銀行、投資会社もしくはそれらの関連会社である者により発行された株式を消却、移転もしくは希薄化する権限、かかる者の債務の態様もしくは当該債務を発生させた契約もしくは証券を消却、減額、移転、修正もしくは変更する権限、かかる債務の全部もしくは一部をかかる者もしくはその他の者の株式、有価証券もしくは債務に転換する権限、かかる契約もしくは証券に基づく権利が行使されたのと同様の効果がかかる契約もしくは証券に発生すると定める権限、または、かかる債務に関する義務を停止する権限で、ベイルイン法制に基づくものをいう。

＜期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）＞

(1) 本社債のその他の条件または発行会社と本社債権者との間のその他の合意、取決めもしくは了解にかかわらず、かつそれらを排除して、各本社債権者（本目的上、本社債の各実質保有者を含む。）は、本社債を取得することにより、本社債から生ずる本支払金額（以下に定義する。）が関連英国破綻処理当局（以下に定義する。）による英国ベイルイン権限（以下に定義する。）の行使に服することを認識し、かつ承認し、また、以下に拘束されることを認識し、承認し、同意し、かつ合意する。

(a) 関連英国破綻処理当局による英国ベイルイン権限の行使の効果であって、以下のいずれかまたはそれらの組み合わせを含むことがあり、また以下のいずれかまたはその組み合わせを生じさせることがあるもの

(ⅰ) 本支払金額の全部または一部の減額

(ⅱ) 社債の要項の改定、修正または変更によるものを含む、本支払金額の全部または一部の発行会社またはその他の者の株式、その他の有価証券またはその他の債務への転換（および本社債権者に対するかかる株式、その他の有価証券またはその他の債務の発行または付与）

(ⅲ) 本社債の消却

(ⅳ) 本社債の償還期日の改定もしくは変更または本社債について支払われる利息額もしくは利払日の改定（一時的な支払いの停止を含む。）。

(b) 関連英国破綻処理当局による英国ベイルイン権限の行使を有効にするための社債の要項の変更（必要な場合）

関連英国破綻処理当局による英国ベイルイン権限の行使後は、かかる行使の結果として本支払金額が減額、転換、消却、改定または変更される限度において、かかる本支払金額の返済または支払いの期限は到来せず、また支払いもなされない。

「本支払金額」とは、追加額を含む、本社債の元金および本社債の未払いの経過利息をいう。かかる金額には、関連英国破綻処理当局による英国ベイルイン権限の行使の前に、支払期限が既に到来していたが支払われていない金額を含む。

「ベイルイン法制」とは、不健全もしくは経営難にある銀行、投資会社その他の金融機関またはそれらの関連会社の破綻処理（清算、管理手続その他の倒産手続によるものを除く。）に関連して英国において適用ある法律または規則をいい、銀行法第１編を含むが、これに限らない。

「関連英国破綻処理当局」とは、英国ベイルイン権限を行使する権能を有する当局をいう。

「英国ベイルイン権限」とは、銀行、投資会社もしくはそれらの関連会社である者により発行された株式を消却、移転もしくは希薄化する権限、かかる者の債務の態様もしくは当該債務を発生させた契約もしくは証券を消却、減額、移転、修正もしくは変更する権限、かかる債務の全部もしくは一部をかかる者もしくはその他の者の株式、有価証券もしくは債務に転換する権限、かかる契約もしくは証券に基

づく権利が行使されたのと同様の効果がかかる契約もしくは証券に発生すると定める権限、または、かかる債務に関する義務を停止する権限で、ベイルイン法制に基づくものをいう。

＜共通事項＞

(2) 発行会社に関する関連英国破綻処理当局による英国ベイルイン権限の行使の結果として本支払金額の全部または一部の、減額もしくは消却または発行会社もしくはその他の者のその他の有価証券もしくは債務への転換、あるいは本社債に関する関連英国破綻処理当局による英国ベイルイン権限の行使は、いかなる目的でも本社債の不履行を構成しない。

(3) 本社債に関する、関連英国破綻処理当局による英国ベイルイン権限が行使された場合、発行会社は、直ちにかかる行使について財務代理人に書面で通知し、その旨を本社債権者に対して財務代理人を通じて公告する。疑義を避けるために付言すると、発行会社による本「摘要－10 英国ベイルイン権限の行使に関する合意－(3)」における通知または公告の遅滞または懈怠は、英国ベイルイン権限の有効性および執行可能性に影響を及ぼさない。

(4) 各本社債権者（本目的上、本社債の各実質保有者を含む。）は、本社債を取得することにより、適用ある法律（振替機関業務規程等を含むがこれに限定されない。）により最大限許容される範囲内で、かかる本社債権者、実質保有者および財務代理人による更なる行為または指示なしに、振替機関および機構加入者または場合により口座管理機関が本社債に関する英国ベイルイン権限の行使を遂行するために要求される限りの必要な一切の措置をなすことを許可し、指示し、かつ請求したものとみなされる。

(5) 流通市場において本社債を取得する本社債権者（本目的上、本社債の各実質保有者を含む。）ならびに本社債権者の承継者、譲受人、相続人、遺言執行者、管理人、破産管財人および法定代理人は、本社債を当初の発行において取得した本社債権者と同一の範囲で本「摘要－10 英国ベイルイン権限の行使に関する合意」における同一の規定（英国ベイルイン権限に関する社債の要項の認識、これによる拘束への合意およびこれへの同意を含むがこれに限定されない。）を認識し、これに拘束されることに合意し、かつこれに同意したものとみなされる。

11 修正および変更

適用ある法律により最大限許容される範囲内で、社債の要項については、以下の修正および変更のみに限り本社債権者の同意なしに行うことができる。かかる修正および変更とは、不明確な条項の明確化、誤りのある条項に関する訂正もしくは追加、本社債権者の利益のために行う誓約の追加、もしくは発行会社に授与された権利もしくは権限の放棄を目的とするもの、または発行会社が必要として要望するもので、かつ本社債権者の利益に悪影響を及ぼさないようなその他の方法によるものとする。発行会社は、かかる修正および変更を直ちに財務代理人に書面で通知し、その旨本社債権者に対して実務上可能な限り速やかに公告する。本「摘要－11 修正および変更」の手続に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

12 日本国における課税

投資を検討する者は、いずれの場合においても、本社債に関する課税上の結果について自身の税務顧問に相談すべきである。

日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本社債の利息および本社債の譲渡または償還による所得は、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより一般的に課税対象となる。

日本国内に恒久的施設を有しない日本国の非居住者または外国法人が支払を受ける本社債の利息または本社債の譲渡もしくは償還による所得は、原則として、日本国の租税の課税対象とはならない。日本国内に恒久的施設を有する日本国の非居住者または外国法人が支払を受ける本社債の利息または本社債の譲渡もしくは償還による所得は、かかる利息または所得が日本国内の恒久的施設を通じて行われる事業に帰属する場合その他一定の場合には、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより課税対象となり得る。なお、

かかる日本国の非居住者または外国法人の納税義務は、適用される租税条約の規定により、さらに限定されまたは免除されることがある。

13　英国における課税

以下の記述は、本社債にかかる元利金の支払いに関連する、本書提出日現在の英国における源泉徴収課税の取扱いについて要約したものである。本要約は、現行法および英国歳入税関庁（以下「歳入税関庁」という。）の公表された実務（2022年９月５日（ロンドン時間）現在）に依拠しているが、これらは将来、時には遡及的に、変更されることがある。以下の記述は、本社債の取得、保有および処分にかかる英国のその他の課税上の取扱いについて記述したものではない。以下の記述は、もっぱら本社債の完全な実質所有者である者の地位に関連するものである。将来において本社債権者となる者は、本社債のいずれかの回号にかかる特定の発行条件が、当該回号および本社債のその他の回号における課税上の取扱いに影響を及ぼす可能性があることに留意すべきである。以下の記述は情報の提供を目的とする一般的な指針であり、十分な注意をもって取り扱われるべきである。以下の記述は税務上の助言を提供することを意図したものではなく、本社債の購入希望者に関連する可能性があるすべての税務上の検討事項について記述することを目指したものでもない。本社債権者は、自らの税務上の地位について何らかの疑いがある場合は、専門家に助言を求めるべきである。本社債権者が本社債の取得、保有または処分について英国以外の管轄地で納税義務を負う可能性がある場合は、かかる納税義務の有無（および納税義務がある場合はいずれの管轄地の法律に基づいてかかる納税義務を負うか）について、専門家の助言を求めることが特に望ましい。なぜなら、以下の記述は、本社債にかかる支払いについて、もっぱら英国における課税上の一定の側面を述べたものに過ぎないからである。本社債権者は特に、本社債にかかる支払いについては、たとえかかる支払いが英国の法律に基づく課税上の（またはこれを理由とする）源泉徴収または控除なしに行われる場合であっても、他の管轄地の法律に基づく納税義務を負う可能性があることに留意すべきである。

(A) 英国の源泉徴収税

(1) 利息の支払いを受ける権利を伴う本社債は、承認された証券取引所（2007年英国所得税法（以下「法」という。）第987条のための第1005条における意味を有する。）に上場されており、かつ上場され続けるか、または「多角的取引システム（multilateral trading facility）」（法第987条における意味を有する。）での取引が認可されている場合に限り、「上場ユーロ債」を構成する。本社債が上場ユーロ債であり、かつ上場され続ける間は、本社債についてなされる利息の支払いについては、英国の所得税上の（またはこれを理由とする）源泉徴収または控除なしに行うことができる。

歳入税関庁のコミッショナーが下した命令により、承認された証券取引所として指定された取引所において取引が許可されている場合、証券は、この目的において、「承認された証券取引所に上場」され、（2000年金融サービス市場法第６章の意味における）英国のオフィシャル・リスト（2000年金融サービス市場法第６章における意味を有する。）に記載されるか、または欧州経済地域加盟国に一般的に適用される規定に相当する規定に基づき、承認された証券取引所を持つ英国外の国において正式に上場される。

アイルランド証券取引所は承認された証券取引所（法第1005条における意味を有する。）である。発行会社は、現行の歳入税関庁の実務につき、アイルランド証券取引所のグローバル・エクスチェンジ・マーケットに正式に上場されかつ取引が許可されている証券は、これらの目的において「承認された証券取引所に上場」されているとみなされると理解している。

(2) 上記(A)(1)に記載する免除規定に該当しないその他すべての場合において、本社債の利息は、基本税率（現行では20%）により英国の所得税を控除して支払がなされるものに該当する可能性が

ある。ただし、適用ある二重課税防止条約の規定または適用される可能性のあるその他の免除規定に基づいて歳入税関庁の指示に従い利用できる免除方法がある場合には、これに従う。

(B) 英国の源泉徴収税にかかるその他の規則

(1) 利息の支払いが、英国の所得税の控除を受けて行われた場合、英国の居住者ではない本社債権者は、適用ある二重課税防止条約に適切な規定があるときまたは現地の税法上可能なときには、控除税額の全部または一部を回復できる可能性がある。

(2) 本社債が元本金額の100%を下回る発行価格で発行される場合、かかる本社債の割引相当部分については、上記(A)の諸規定による英国の源泉徴収税は、一般的には課されない。

(3) 本社債が、額面を超える金額にて償還され、またはそうなる可能性がある場合は、割引価格で発行される場合とは異なり、かかる額面超過相当部分は、利息の支払いを構成する可能性がある。利息の支払いは、上記に概説した英国の源泉徴収税に服する。

(4) 上記にいう「利息」とは、英国の税法上解釈される「利息」を意味する。上記は、他の法律に基づき、または、本社債の要項もしくは関連する書類によって設定される、「利息」または「元本」についてのいかなる異なる定義も考慮に入れていない。本社債にかかる支払いが、英国の税務目的上、利息を構成せず（または利息として扱われず）、例えば、英国の税務目的上、年次払いまたは貸株関連払（manufactured payment）を構成する（またはそのように扱われる）場合（特に、本社債の特定の発行条件に規定する諸要項によって決定される。）は、英国の源泉徴収税の対象となる可能性がある。この場合には、英国の所得税を控除の上（源泉徴収税率は当該支払いの性質による。）支払われるべきとされる可能性がある。ただし、適用される可能性のある源泉徴収の免除規定および適用ある二重課税防止条約の規定に基づいて歳入税関庁の指示に従い利用できる免除方法がある場合には、これに従う。本社債権者は、本社債にかかる支払いであって、英国の税法上の解釈においては「利息」または「元本」を構成しないものにかかる源泉徴収税上の取扱いについて、各自専門家の助言を求めるべきである。

(5) 本「摘要－13 英国における課税」と題する上記の概要は、発行会社の代替がないことを前提とするものであり、かかる代替があった場合の税務上の影響については考慮していない。

2 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

＜期限前償還条項付円貨社債＞

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
（未定）	（未定）	（未定）

＜期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）＞

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
（未定）	（未定）	（未定）

(2) 手取金の使途

＜期限前償還条項付円貨社債＞

発行会社は、本社債の手取金を、2022年から2023年にかけて、一般事業目的に使用する予定である。

＜期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）＞

発行会社は、本社債の手取金を、2022年から2023年にかけて一般事業目的に使用し、またUK CRRの要件に基づく発行会社の資本基盤のさらなる強化に使用する予定である。

第２　売出要項

該当事項なし

募集又は売出しに関する特別記載事項

本社債の条項に基づき、本社債権者は関連英国破綻処理当局による英国ベイルイン権限の行使に拘束されることに合意する。

本社債権者は、関連英国破綻処理当局による英国ベイルイン権限の行使に拘束されることに合意し、また、各本社債権者は、英国ベイルイン権限が発動された場合、その投資（元本および経過利息を含む。）のすべてを失う可能性があるというリスク、または、残存する本社債もしくは本社債が転換された後の有価証券（発行会社の普通株式を含む。）が、転換時およびそれ以降、ほとんど価値を有さない可能性があるというリスクについて、検討すべきである。

特に、各本社債権者は、本社債権者が本社債を取得することにより、本社債のその他の条件または各本社債権者と発行会社との間のその他の合意、取決めもしくは了解にかかわらず、(a)関連英国破綻処理当局による英国ベイルイン権限の行使の結果および(b)関連英国破綻処理当局による英国ベイルイン権限の行使を有効にするための本社債の条項の変更（必要な場合）に拘束されることを認識し、承認し、同意し、かつ合意する。関連英国破綻処理当局による英国ベイルイン権限の行使後は、かかる行使の結果として本支払金額が減額、転換、消却、改定または変更される限度において、かかる本支払金額の返済または支払いの期限は到来せず、また支払いもなされない。さらに、各本社債権者は、関連英国破綻処理当局が、その本社債に関する英国ベイルイン権限の行使の決定について事前の通知を行うことなく英国ベイルイン権限を行使することに同意する。

本社債は英国ベイルイン権限の対象となり、本社債の元本が全額削減され、または、他の証券（非上場の資本証券を含む。）に転換される可能性がある。

2015年１月１日、EU銀行再建・破綻処理指令（以下「BRRD」という。）を英国において施行するために、銀行法ならびにその他の第一次および第二次法令が改正された。BRRDの目的は、金融の安定を確保し、納税者による銀行への公的資金の注入および/または損失に対する出資を最小化するため、当時の関連英国破綻処理当局を含む監督当局に、先制的に銀行危機に対応する共通の手段および権限を提供することである。

発行会社は、英国の銀行の親会社として、銀行法の適用を受ける。同法は、英国の銀行が財政難に陥った場合、あるいはその可能性がある場合、英国財務省、イングランド銀行、英国健全性監督機構および金融行為監視機構に、英国の銀行とその親会社、その他のグループ会社に関する幅広い権限を与えるものである。

結果として、本社債は銀行法に基づく既存の英国ベイルイン権限に服し、また、現在または将来の立法案や規制案に基づく将来の英国ベイルイン権限に服する可能性がある。特に、銀行法の改正がなされ、資本性商品および（当該機関が破綻処理対象機関でない場合は）一定の自己資金以外の内部負債（以下「関連内部負債」という。）を減額し、転換する権限（以下「資本性商品・負債の減額・転換権限」という。）ならびに「ベイルイン」・ツールが導入された。資本性商品・負債の減額・転換権限およびベイルイン・ツールは、（関連英国破綻処理当局としての）イングランド銀行により行使される可能性があり、その結果として、本社債は一部もしくは全部が減額され、または普通株式等Tier１証券に転換される可能性がある。

資本性商品・負債の減額・転換権限は、破綻処理権限（資本性商品・負債の減額・転換権限の代わりに行使される可能性のあるベイルイン・ツールを除く。）の行使とは別に、またはこれと組み合わせて行使する

ことができ、かかる権限により、破綻処理当局は、ある機関および/または（持株会社の場合は）そのグループ内の機関が実質破綻状態に陥った場合に、資本性商品および関連内部負債の元本の全部または一部を消却し、および/または当該資本性商品および関連内部負債を普通株式等Tier１証券に転換することができる。イングランド銀行または英国健全性監督機構は、当該目的のために、当該機関が破綻処理の条件を充たす時点もしくは当該資本性商品の減額がなされなければ当該機関が存続できない時点、または特別な公的支援が提供されず、当該支援がなければ当該機関が存続できなくなると関係当局が決定する時点を、実質破綻状態と決定する。イングランド銀行は、その他Tier１証券が影響を受ける前に普通株式をすべて償却、消却または既存株主から充当しなければならず、Tier２証券が影響を受ける前にその他Tier１証券をすべて償却または転換しなければならず、（破綻処理対象機関でない場合は）関連内部負債が影響を受ける前にTier２証券をすべて償却または転換しなければならないという特定の順番で資本性商品・負債の減額・転換権限を行使する。資本性商品・負債の減額・転換権限が行使される場合、減額は恒久的であり、投資家は補償を受けない（ただし、減額された商品の保有者に対して普通株式等Tier１証券の発行が求められる可能性がある。）。資本性商品・負債の減額・転換権限は、（下記のベイルイン権限とは異なり）「倒産の場合と比べて債権者を不利な立場に置かないこと」を確保するための保護措置の対象とはならない。

破綻処理の条件が存在する場合、イングランド銀行は、（個別にまたはその他の破綻処理方法とともに）ベイルイン・ツールを適用し、破綻金融機関の一定の無担保債務の元本金額もしくは利息のすべてもしくは一部を消却させ、および/または一定の債務をその他の有価証券（存続事業体の普通株式を含む。）に転換させることができる。さらに、イングランド銀行は、ベイルイン・ツールの適用により、なかでも、負債証券の債務者としての発行者を交代または代替させ、負債証券の条項を変更させ（満期（もしあれば）および/もしくは支払利息の金額の変更ならびに/または支払いの一時停止を含む。）、金融商品の上場を廃止し取引許可を停止させることができる。イングランド銀行は、規定された優先順位に従いベイルイン・ツールを適用しなければならない。特に、銀行法は、破綻処理当局が、以下の順序で負債を削減または転換することを要求する。すなわち、(ⅰ)その他Tier１証券、(ⅱ)Tier２証券、(iii)その他Tier１証券またはTier２証券としての適格性のないその他の劣後債務、および(iv)一定のシニア債務の順序である。その結果、資本としての適格性のないその他の劣後債務が影響を受けない場合でも、本社債は全部または一部が減額される可能性がある。資本性商品・負債の減額・転換権限とは異なり、ベイルイン・ツールには、倒産の場合と比べて債権者を不利な立場に置かないことを確保するための保護措置が存在するが、イングランド銀行に与えられた裁量により、本社債権者の債権と同順位の債権を有する一部の債権者の債権はベイルイン・ツールの適用対象から除外される可能性がある。そのように除外される債権者の数が多ければ多いほど、除外されない債権者（本社債権者が含まれる可能性がある。）に対するベイルイン・ツールの潜在的影響は大きくなる。

その結果、その他Tier１証券、Tier２証券およびその他Tier１またはTier２証券としての適格性のないその他の劣後債務を削減しても、HSBCグループの破綻を防ぐために元本削減または転換されなければならない債務の総額を十分に削減できなかった場合には、本社債はベイルイン・ツールの適用を受け、元本削減または普通株式への転換がなされる。

さらに、銀行法またはその他に基づき英国ベイルイン権限が行使された範囲で、本社債の転換により発行される有価証券が、証券取引所の上場要件を充足せず、また、発行会社の残存する上場有価証券が、当該上場していた証券取引所から上場廃止される可能性がある。本社債の転換により本社債権者が受領する有価証券（債券か株式かを問わない。）は、（もし上場されるとしても）少なくとも長期間にわたって上場されない可能性があり、または関連する取引所の上場廃止に直面する可能性がある（例えば、ニューヨーク証券取引所に上場している発行会社の米国預託証券、ロンドン証券取引所に上場している発行会社の普通株式またはその他を含む。）。また、本社債の転換により発行される有価証券の発行者の業務、経営または財務書類に関する開示は、もし存在するとしても、限定される可能性があり、または、既存の発行者に関する開示

が、英国ベイルイン権限の行使の結果生じた事業、経営または財務書類の変更を反映して更新されない可能性がある。

さらに、英国ベイルイン権限および/または英国ベイルイン権限を実施するためのその他の措置の行使により、本社債の利息が、振替機関以外の清算システム、仲介機関または者を通じて保持され、または取得される（場合により）ことが要求される可能性がある。特に、一部の状況において、イングランド銀行は、繰延ベイルインの適用を決定する可能性があり、この場合、負債は破綻処理の開始時には減額されないが、ベイルイン期間中に預託機関に移転されて保持され、ベイルイン期間の後期で減額が決定される。その結果、英国ベイルイン権限の行使後に本社債権者が保有する有価証券について、活発な市場が存在しない可能性がある。

本社債権者は、英国ベイルイン権限が発動された場合、その投資（元本および経過利息を含む。）のすべてを失う可能性があるというリスク、または、残存する本社債もしくは本社債が転換された後の有価証券（発行会社の普通株式を含む。）が、転換時およびそれ以降、ほとんど価値を有さない可能性があるというリスクについて、検討すべきである。また、価格およびボラティリティを含むトレーディング動向は、ベイルインのおそれによる影響を受ける可能性があり、その結果として、本社債は、他の種類の有価証券に関するトレーディング動向とは必ずしも一致しない可能性がある。

関連英国破綻処理当局による英国ベイルイン権限の行使に関連して本社債権者の権利が制限される可能性がある。

英国ベイルイン権限および関連英国破綻処理当局のより幅広い破綻処理権限が行使された場合、本社債権者にとって利用可能な保護（もしあれば）が制限される可能性がある。例えば、銀行法に基づき、イングランド銀行のベイルイン・ツールの行使に関する破綻処理文書では、本社債の譲渡、消却もしくは変更（またはそれらの組合せ）を可能にする条項が明記されなければならないが、イングランド銀行がその具体的な権限を行使するために適切と考えるその他の条項も定めることができる。かかるその他の条項は、銀行法に基づくベイルイン・ツールの行使に至った状況に固有でかつそれに適合したものになると予想され、イングランド法に基づく通常の訴訟行為または手続のうち、いずれが本社債権者に利用可能となるかは不確実である。したがって、イングランド銀行またはその他の関連する英国の破綻処理当局による英国ベイルイン権限の行使の決定に対する本社債権者の異議申立権は、制限または限定される可能性がある。

銀行法により定められるその他の権限が、本社債に基づく本社債権者の権利および本社債権者の本社債への投資の価値に影響を与える可能性がある。

銀行法では、資本性商品・負債の減額・転換権限およびベイルイン・ツールに加えて次の権限が定められている。すなわち、(a)英国の銀行もしくはその親会社によって発行された有価証券の全部もしくは一部または英国の銀行もしくはその親会社の財産、権利および債務（本社債を含むことがある。）の全部もしくは一部を、民間の買受人に譲渡するか、有価証券の場合、（英国財務省もしくは英国財務省が指名する者に譲渡して）一時的に国有化するか、または財産、権利もしくは債務の場合、ブリッジバンク（イングランド銀行が所有する事業体）に譲渡する権限、(b)その他の破綻処理手法と合わせた場合に限り、減損されたかまたは貸倒懸念のある資産を、最終的な売却または段階的縮小を通じてその価値が最大限になるよう管理するため、一つまたは複数の国有の資産管理ビークルに譲渡する権限、(c)債務不履行に関する条項、契約またはその他の合意（当事者による契約の終了または支払債務の期限の利益喪失を可能にする規定を含む。）を無効にする権限、(d)英国の銀行に関する一定の破綻処理手続を開始する権限、ならびに(e)英国の銀行の譲受銀行または承継銀行が有効に営業することができるよう、合理的な対価をもって、英国の銀行またはその親会

社とそのグループ事業体（当該グループから除外される事業体を含む。）との間の契約上の義務を無効にし、変更しまたはかかる契約上の義務を負わせる権限である。

銀行法はまた、英国財務省がこれらの権限を（場合により遡及的効力を用いて）有効に行使することができるようにする目的で、更なる法改正の権限を英国財務省に与えている。

銀行法において定められた権限は、金融機関（およびその親会社）ならびに投資会社の経営方法ならびに一定の状況における債権者の権利に影響を与える可能性がある。したがって、銀行法により定められた行為が実施されることで本社債に基づく本社債権者の権利が影響を受け、また、かかる権限の行使またはそのおそれにより、本社債権者が保有する本社債の価値が影響を受ける可能性がある。

振替制度における記録等

英国ベイルイン権限の行使に関して従うべき手続および日程は定かではない。英国ベイルイン権限の行使の公告は、当該行使の効力発生日の直前になってしまうか、効力発生日後となる可能性すらある。また、英国ベイルイン権限の行使に基づき直ちに、発行会社および/または財務代理人が振替機関に対して、英国ベイルイン権限に従い必要な措置（振替制度に基づき記録される本社債の金額の減額および/または振替制度を通じた振替の停止を含むが、これに限定されない。）をとるよう要請した場合であっても、かかる措置の実施までに一定期間が必要となる可能性がある。そのため、振替制度に基づき記録される本社債の金額の減額および/または振替制度を通じた振替の停止が、英国ベイルイン権限の行使の効力発生までにまたは効力発生と同時に実施されるという保証はなく、英国ベイルイン権限が行使された場合、本社債の記録が存在しても、本社債がすでに減額または転換され、その結果、発行会社がすでに本社債に基づく支払債務を免除されている可能性がある。さらに、英国ベイルイン権限に基づき、本社債が発行会社またはその他の者の株式もしくはその他の有価証券または債務に転換された場合、株式等の転換および交付の手続は、振替制度の枠組み内で行われない可能性がある。

関連英国破綻処理当局が銀行法または将来の法案もしくは規制案に基づく英国ベイルイン権限またはその他の破綻処理手法を行使する状況は不確定であり、それにより本社債の価値が影響を受ける可能性がある。

銀行法に基づく破綻処理の権限の根本的な性質および範囲には、依然として著しい不確実性があり（かかる著しい不確実性は、将来の法案または規制案に基づき実施されるその他の破綻処理の権限または手法に関しても存在し得る。）、また、かかる権限が行使された場合に、かかる権限が発行会社および本社債に影響を与える態様についても依然として著しい不確実性が存在する。

例えば、銀行法に基づく資本性商品・負債の減額・転換権限、その他の破綻処理手法の行使には一定の前提条件が求められるが、イングランド銀行が発行会社または本社債に関するかかる権限の行使の有無を決定するために考慮する、各要因（発行会社が支配できない要因または発行会社に直接関係しない要因を含むが、これらに限らない。）に関して、依然として不確実性が存在する。特に、イングランド銀行は、銀行法に基づき、適用する一つまたは複数の破綻処理手法を選択する裁量権を行使することができるため、イングランド銀行の破綻処理の権限の行使の結果、元本削減か株式への転換かのどちらになるかを予測するのは困難である。本社債権者は、公表されている基準を参照して、かかる破綻処理の権限の行使の可能性およびその結果としての発行会社または本社債に対する潜在的な影響を予測することができない可能性がある。

したがって、銀行法に基づく英国ベイルイン権限の行使等による発行会社に対するあらゆる影響を評価することは未だ不可能であり、その意図する行為がなされることで、本社債権者の権利、本社債権者が投資する本社債の価格もしくは価値および/または本社債に基づく発行会社の債務履行能力に悪影響が生じないという保証はない。

その他の法律の変更が本社債権者の権利に悪影響を及ぼす可能性がある。

本書日付後の法律の変更は、本社債権者の権利および本社債の市場価格に影響を及ぼす可能性がある。かかる法律の変更には、本社債の残存期間中における法律上、課税上および規制上の制度の変更が含まれ、これらは本社債への投資に悪影響を及ぼす可能性がある。

期限前償還条項付円貨社債に関し、法律または規制の変更により本社債の全部または一部が発行会社またはHSBCグループの適格債務および/または損失吸収力のある証券の最低基準を充たさなくなる場合、損失吸収不適格事由（上記「第１ 募集要項－１ 社債（短期社債を除く。）の募集－償還の方法－(4)」に定義する。）が発生する可能性がある。

期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）に関し、法律または規制の変更により本社債の全部もしくは一部が発行会社の規制上の資本としての適格性を失うか、または本社債の全部もしくは一部が現在よりも下位となる発行会社の規制上の資本に再分類される場合、資本不適格事由（上記「第１ 募集要項－１ 社債（短期社債を除く。）の募集－償還の方法－(4)」に定義し、詳述する。）が発生する可能性がある。

加えて、上記「第１ 募集要項－１ 社債（短期社債を除く。）の募集－償還の方法－(2)」に詳述されるとおり、法律または規制の変更により発行会社が本社債権者に対して追加額を支払わなければならなくなる場合、本社債の全部（一部は不可）を償還することが可能となる課税事由に該当する可能性がある。

特に、2020年１月31日の英国の欧州連合からの離脱の様相は、英国および欧州連合に大きな影響を及ぼす可能性が高い。発行会社およびその英国における子会社は、2020年12月31日午後11時（以下「移行期間終了日」という。）をもって欧州連合の法律の対象ではなくなったが、欧州連合の法律は、発行会社の欧州連合における子会社には引き続き適用される。現在、欧州連合と英国との貿易関係は、EU英国貿易・協力協定に準拠している。EU英国貿易・協力協定は、金融サービスについて限定的な取扱いしかしていないが、現在、英国・欧州連合合同金融規制フォーラムの設立を通じて、欧州連合と英国間の金融サービスにおける自主的な規制協力の枠組みを構築するための二国間協議が実務者レベルで終了しており、このフォーラムにおいて、将来の同等性評価の決定を含む金融サービス関連の問題について両当事者が議論できるプラットフォームが提供されることが期待されている。しかしながら、より広範な政治的意見の相違により、欧州連合と英国の関係の緊張が高まり、金融サービス等の分野での進展が妨げられる可能性がある。最終的に、英国と欧州連合との将来的な関係および英国とその他の国々との貿易関係を完全に解決するには多くの年月を要する可能性が高い。英国と欧州連合との将来の関係の最終的な条件にかかわらず、英国の欧州連合離脱は、政治、規制およびマクロ経済に大きな不確実性をもたらし続けている。例えば、英国の欧州連合離脱は、（BRRDが実施された）銀行法の有効性に影響を与えるものではないが、英国および欧州連合の法律は再生および破綻処理の一定の側面について乖離が生じており、特に、欧州連合由来の法律（2018年欧州連合離脱法により英国の国内法の一部を構成する、2013年６月26日の欧州議会および欧州理事会の信用機関および投資会社に対する健全性要件に関する規則（EU）第575/2013号（その後の改正または補足を含む。）（以下「UK CRR」という。）を含む。）を廃止し、当該法律を英国の新たな法的枠組みで置き換えるための、2022-2023年金融サービス・市場法案で定められた提案によって、さらに乖離が生じる可能性がある。その結果として、本社債権者の権利に影響を与える法律の変更が生じる可能性がある。

かかる法律および規制に関する不確実性は、本社債の流動性および/または本社債権者が本社債を正確に評価する能力にも影響を及ぼす可能性があり、したがって、１つまたは複数の規制または法律の変更が本社債に及ぼし得る範囲および影響によっては、本社債の取引価格に影響を及ぼす可能性がある。

本社債は、発行会社の選択により償還される可能性がある。

上記「第１ 募集要項－１ 社債（短期社債を除く。）の募集－償還の方法－(3)」に記載される任意償還の規定により、本社債の市場価値が制限される可能性がある。上記「第１ 募集要項－１ 社債（短期社債を除く。）の募集－償還の方法－(6)」における要件にまず従うことを条件として、発行会社が本社債の償還を選

択可能な期間中、一般的に、当該本社債の市場価値は償還価格を大幅に上回ることはない。これは償還可能な期間前においても同様となる可能性がある。

発行会社の借入費用が本社債の利率を下回る場合、発行会社は本社債を償還することが予想される。かかる場合、一般的に、投資家は、償還される本社債の利率と同程度に高い実効金利で償還手取金を再投資することができず、著しく低い利率による再投資を余儀なくされる可能性がある。投資を検討する者は、かかる場合に選択可能なその他の投資を考慮に入れて、再投資のリスクについて検討すべきである。

さらに、本社債権者は、本社債の償還を請求する権利を有さず、また、発行会社が本社債の償還請求権を行使することを期待して本社債に投資すべきではない。本社債の償還請求権を行使するか否かについての発行会社の決定は、当該本社債の償還請求権を行使することによる経済的影響、税効果、規制上の資本/損失吸収能力要件、および一般の市場状況等の要因を考慮し、発行会社の絶対的な裁量により行われる。本社債権者は、本社債への投資について、満期まで金融リスクを負う必要があることを認識すべきである。また、本社債の一部が買入消却される範囲で、残存する本社債の数が減少し、その結果、本社債の流動性が低下する可能性がある。本社債の流動性が低下することにより、本社債の価格に関連するボラティリティが増加する可能性がある。

グロスアップ義務の限定

本社債の条項に基づく英国の税金にかかる源泉徴収または控除に関する発行会社の追加額の支払義務は、本社債に基づく期限の到来した利息の支払いにのみ適用され、元金の支払いには適用されない。そのため、発行会社は、源泉徴収または控除が元金の支払いに適用される限度内では、本社債の条項に基づく追加額の支払いを要求されない。したがって、かかる源泉徴収または控除が本社債に基づく元金の支払いに適用される場合、本社債権者は、かかる本社債に基づいて支払われるべき全額に満たない金額を受領する可能性があり、かかる本社債の市場価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

発行会社は、本社債と同順位の有価証券および/または担保付債券を発行する可能性がある。

発行会社が発行することのできる本社債と同順位の有価証券の金額に制限はない。特に、金融安定化理事会によるグローバルなシステム上重要な銀行（以下「G-SIBs」という。）に対する総損失吸収力（以下「TLAC」という。）の要件の最終基準は、イングランド銀行が銀行法に基づく既存の権限を行使して英国において施行されることとなった。イングランド銀行は、2018年６月に自己資本および適格債務に関する最低基準（以下「MREL」という。）を設定する取組みに関する方針について声明を公表し、これは2021年12月に更新された。更新された方針によっても、2022年１月１日以降にはG-SIBsをMREL要件の完全適用対象とするMRELの適用調整枠組みは変更されていない。かかる方針は、発行会社の英国の子会社の一部に適用される内部MRELの要件も定めている。さらに、欧州連合の資本要求規則の改正（以下「CRRⅡ」という。）により、BRRD体制における機関別の要件に加え、2019年６月27日から適用されるG-SIBsのMRELの要件の統一が導入された（UK CRRでも継続される。）。この分野におけるさらなる規制の進展は、結果として発行会社の本社債における利息の支払能力に影響を及ぼす可能性がある。

発行会社は、MREL/TLACの要件を満たすために、2022年８月30日現在、約93十億米ドルを発行済みである。さらに、発行会社（およびその子会社）は、担保付債券を含む追加の負債を負う可能性がある。本社債は、発行会社の子会社の債務またはその他の負債に対して実質上劣後し、また、財産または資産によって担保されている発行会社の債務に対しては、かかる債務を担保する財産または資産の価値の範囲で実質上劣後する。

発行会社の清算の場合、本社債権者は、発行会社の有担保債権者に全額が支払われた後にのみ、発行会社の資産の価値から自己の債権を満足するための回収を行うことができる。加えて、本社債と同順位の有価証券を保有する債権者の請求により、本社債権者が回収できる金額が減少する可能性がある。したがって、発

行会社の清算の場合、本社債権者は、本社債への本社債権者の投資額の全部または一部を失う可能性がある。

期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）に関し、本社債は発行会社の無担保かつ劣後の債務である。発行会社が支払不能を宣言し、清算が開始された場合、発行会社は、本社債に対する支払いを行う前に、上位債務の保有者に対して支払いを行い、その他すべての債権者に対するすべての債務（無担保債権者を含むが、劣後債務に関する債務を除く。）を果たす必要がある。この場合、発行会社には、これらの支払いの後に、本社債における支払額を支払うために十分な資産が残っていない可能性がある。

発行会社は持株会社であるため、発行会社が子会社の清算時に当該子会社の資産に参加する権利は、発行会社が本社債の発行手取金によって当該子会社に対する貸付けまたはその他の与信を行っている場合を含め、当該子会社の債権者の優先権に服する可能性がある。

本社債は、発行会社だけが負う義務であり、発行会社の子会社を含め、いかなる者によっても保証されていない。発行会社は自ら事業を行っていない持株会社であるため、その主要な収入源は、発行会社およびその子会社の主要な資産を保有し、事業を行っている子会社からもたらされている。別個の法人として、発行会社は、期限の到来した本社債権者に対する義務の履行を可能にするため、とりわけ、子会社からの貸付金の利息支払および配当金の送金に依存している。発行会社の子会社および関連会社の配当金の支払能力は、規制、法律上/契約上の制限、為替管理およびその他の条件が変更されることにより制限される可能性があり、これにより発行会社が本社債に基づいて支払うべき金額の支払能力が制限される可能性がある。

さらに、発行会社は持株会社であるため、子会社が清算される場合に発行会社が当該子会社の資産に参加する権利は、発行会社が当該子会社に対するその債権者および優先株主の優先権に優先するかまたはそれと同順位であると認められた債権を有する債権者でない限り、当該子会社の債権者および優先株主の優先権に服する可能性がある。

発行会社は、本社債を含む債券の発行による手取金を含む資金について、子会社に対してどのように投資を行いまたは与信を行うかについて、また、既存の投資および資金を将来どのように再編するかについて（かかる再編は本社債権者に対する事前の通知なく実施することができる。）、絶対的な裁量を有している。子会社の清算の場合におけるかかる投資および資金提供に関する発行会社の債権の優先順位、ならびに破綻手続におけるその扱いは、部分的には、当該投資および資金提供の形式および構造ならびにそれにより生じた債権の種類によって定まる。かかる投資および資金提供ならびにかかる再編の目的には、とりわけ、劣後ベースでの資金提供を含めて、イングランド銀行により課されるMRELの要件もしくは発行会社の子会社に課される同等の要件の施行等、規制上の要件を満たすため、特定の子会社に対する異なる金額または種類の資本または資金の提供が含まれることがある。

加えて、発行会社の子会社が発行した資本性商品に対する貸付けまたは投資の条件には、当該子会社の健全性または財政状態に関する事由が発生した場合に、発行会社が当該子会社に対して有する債権が減額されるか、またはかかる債権の優先順位および種類が変更されることとなる契約上の構造が含まれている可能性がある。発行会社の子会社に適用される規制上の枠組みは、子会社の健全性または財政状態に応じて当該貸付けまたは投資を減額するかまたは株式に転換する規制当局の法的権限についても定めている可能性がある。また、発行会社の一定の子会社に対する当該貸付けおよび投資も、英国ベイルイン権限の行使の対象となる可能性がある。法律上もしくは規制上の形式の変更または貸付けもしくは投資の優先順位の変更も、破綻手続におけるその扱いに影響を及ぼす可能性がある。

発行会社のいずれかの子会社が清算されるかまたは解散する場合、(i)本社債権者は、当該子会社の資産について訴訟を提起する権利を有さず、また、(ii)当該子会社の清算人は、発行会社が分配を受けられるようになる前に、当該子会社の資産をまず当該子会社の債権者および/または優先株主（当該子会社のシニア債券ならびにTier２資本証券およびその他Tier１資本証券の保有者を含む。）の請求に対する支払に充当する。

同様に、発行会社の子会社が破綻処理手続の対象となった場合、(i)本社債権者は当該子会社に対して直接的な請求権を有さない可能性があり、また、(ii)本社債権者および発行会社は関連破綻処理当局による破綻処理権限（適用されるベイルイン権限を含む。）の行使に基づく損失を被る可能性がある。

本社債における本社債権者の救済は制限されている。

本社債における救済は、（期限前償還条項付円貨社債に関しては）発行会社の本社債権者以外のいずれかの非劣後債権者が利用可能な救済よりも、また（期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）に関しては）発行会社の非劣後債権者が利用可能な救済よりも、制限されている。

本社債の利息が支払われない場合、または発行会社が本社債におけるもしくは本社債に関する義務を履行しなかった場合でも、期限の利益の喪失を宣言する権利は存在せず、上記「第１ 募集要項－１ 社債（短期社債を除く。）の募集－摘要－２ 強制」に記載の一定の解散事由がある場合にのみ、本社債の期限の利益が喪失する可能性がある。本社債権者は、上記「第１ 募集要項－１ 社債（短期社債を除く。）の募集－摘要－２ 強制」において個別に定める場合を除いて、本社債に基づく支払期限の到来した未払いの金額の回収のため、発行会社から救済を受けられない。

本社債への投資は銀行預金への投資と同等ではない。

本社債への投資は、銀行預金への投資と同等のものではない。本社債（特に期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付））への投資は、エイチエスビーシー・ユーケー・バンク・ピーエルシーまたはグループ内のその他の投資機関に預ける銀行預金よりも高い利回りをもたらす可能性があるが、本社債への投資は、銀行預金のリスク特性とは大きく異なるリスクを伴う。銀行預金は一般的に譲渡できないため、本社債は銀行預金よりは高い流動性を有することが期待される。しかし、本社債は、発行時に取引市場が確立されていない可能性があり、また、取引市場が形成されない可能性もある。

本社債は、発行会社の無担保かつ（期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）の場合は）劣後の債務である。本社債への投資は、預金保険制度に関する欧州議会および評議会の2014/49/EU指令を実施するために移行期間終了日の直前に英国により依拠されていた英国の法律（その後の改正を含む。）に基づく保護（英国金融サービス補償制度など）の恩恵を受けられない。したがって、発行会社が支払不能状態または債務不履行に陥った場合、本社債に投資している投資家は、最悪の場合、その投資の全額を失う可能性がある。

また、本社債の投資家の請求権は、（期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）に関しては）「資本性商品・負債の減額・転換」権限および（いずれの本社債に関しても）「ベイルイン」権限を含む銀行法における権限の行使に基づき、変容または消滅させられる可能性があり、その結果、本社債の投資家がその投資の一部または全部を失う可能性がある。資本性商品・負債の減額・転換権限は、通常の銀行預金には適用されず、また、ベイルイン権限は、一般的に特定の優先順位で適用されなければならないため、銀行預金（当該預金がベイルイン権限の対象となる限度で）に適用されるより前に、本社債に適用される。

利率改定条項付社債

特定の回号の本社債の利率は、上記「第１ 募集要項－１ 社債（短期社債を除く。）の募集－利息支払の方法－(3)」に記載される一定の参照レートを基準として改定される。かかる規定に従った利率の改定は、かかる回号の本社債の流通市場および市場価格に影響を及ぼす可能性がある。かかる回号の本社債に適用される利率の改定後、改定後利率がかかる回号の本社債の当初の利率を下回る可能性がある。

TONAを含む取引主体信用リスクがほぼ取り除かれているリスク・フリー・レートおよびTONA TSRに関して、市場は引き続き発展している。

銀行間取引金利（以下「IBOR」という。）の潜在的な操作リスクや金融安定化リスクに関連する問題を回避するため、多くの主要な法域の規制当局は金融市場に対し、IBORから銀行間融資の要素を排除した取引主体信用リスクがほぼ取り除かれているリスク・フリー・レートへの移行を要求している。リスク・フリー・レートは、多くの重要な点においてIBORと異なる可能性がある。TONAは、関連期間の金利が前決めターム物金利ではなく後決め（複利または単純加重平均）ベースで計算され、日本および日本円の場合のリスク・フリー・レートの一例となっている。そのため、投資家はTONAが、LIBORや他のIBORと大きく異なる動きをすることに留意する必要がある。したがって、本社債の金利参照レートとしてTONAに関連するスワップ・レートであるTONA TSRも、LIBORまたは他のIBORに関連するスワップ・レートとは実質的に異なる動きをする可能性がある。

また、投資家は、資本市場における参照金利として、リスク・フリー・レートおよびリスク・フリー・レートに関連するスワップ・レート（それぞれTONAおよびTONA TSRなど）に関連して市場が発展し続けていることを認識する必要がある。

本社債に関連して使用され、本要項において定めるTONAの適用方法（当該レートが廃止または根本的に変更された場合のフォールバック規定に関するものを含む。）と著しく異なるTONAの適用方法を、市場またはその多くの参加者（発行会社を含む。）が採用する可能性がある。

TONAは債券市場において最近まで活発に参照されることがなく、またTONA TSRは市場で新しいもののため、これらの金利に関連する証券（例えば、TONA TSRを参照して利率が改定される本社債を含む。）は、発行時に取引市場が確立されず、将来も取引市場が確立されないか、流動性が限定されている可能性がある。TONAまたはTONA TSRに関連する負債証券の市場条件は時間の経過とともに変化し、TONAまたはTONA TSRに関連する証券（本社債を含む。）の取引価格は、同じ金利に関連する後に発行される負債証券の取引価格より、結果として低くなる可能性がある。

過去の実績は、TONAまたはTONA TSRの将来のパフォーマンスを示すものではない。

仮定上のまたは過去のパフォーマンスデータおよび傾向は、リスク・フリー・レートの潜在的なパフォーマンスを示すものではなく、また何の関係もないため、本社債権者は将来のパフォーマンスの指標としてかかるデータまたは傾向に依拠すべきではない。リスク・フリー・レートの日次の変動は、類似のベンチマークまたは市場金利の日々の変動よりも大きい可能性がある。その結果、リスク・フリー・レートに関連する負債証券のリターンおよび価値は、変動の少ない金利に関連する変動利付債や金利リセット債よりも大きく変動する可能性がある。リスク・フリー・レートの将来のパフォーマンスを予測することは不可能であり、したがって、いかなるリスク・フリー・レートの将来のパフォーマンスも、仮定上または過去のデータや傾向から推論されるべきではない。

発行会社は、TONAまたは TONA TSRの決定、算出、公表を制御することはできない。

発行会社は、TONAまたはTONA TSRの決定、計算または公表を制御することはできない。TONAまたはTONA TSRが、本社債の投資家の利益に著しく反する形で廃止、停止または抜本的に変更されないという保証はない。特に、TONAの管理者である日本銀行は、TONAの算出方法、TONAの算出に用いる取引に適用される適格基準またはTONAの公表の時期に関する変更等、TONAの価値を変更させ得るメソドロジーまたはその他の変更を行うことがあり、これらはすべて、本社債の改定後利率の決定に用いられるTONAに関連するスワップ・レートに影響を与え得るものである。日本銀行は、TONAの算出、調整、転換、修正または廃止に際して、本社債権者の利益を考慮する義務を負わない。また、TONA TSRの管理者であるリフィニティブ・ベンチマーク・サービシズは、TONA TSRの算出方法、TONA TSRの算出に用いる取引に適用する適格基準またTONA TSRの公表

の時期に関する変更等、TONA TSRの価値を変更させ得るメソドロジーまたはその他の変更を行う可能性がある。リフィニティブ・ベンチマーク・サービシズは、TONA TSRの算出、調整、転換、修正または廃止に際して、本社債権者の利益を考慮する義務を負わない。

TONAまたはTONA TSRの計算方法が変更された場合、その変更により、本社債の改定後利率または取引価格が低下することがある。

TONAまたはTONA TSRは停止される可能性がある。

TONAまたはTONA TSRの停止は、インデックス停止事由に該当し、本社債に適用されるレートは承継レートまたは同等のレートに代替される可能性がある。これらの代替レートは不確実であり、その決定のための市場慣例は現在のところ存在せず、また将来も存在しない可能性がある。さらに、このような場合、発行会社は、当該代替レートを有効にするために、改定後利率の算出および決定に関する本要項の変更（本社債の投資家の利益に重大な悪影響を及ぼす態様となる可能性がある。）を行う承継金利決定代理人を任命する合理的な努力を尽くす。また、発行会社が承継金利決定代理人を任命できなかった場合または承継金利決定代理人が代替レートを決定できなかった場合、あるいは損失吸収規制における本社債の適格債務もしくは損失吸収力のある証券としての適格性または適用規則における本社債の自己資本証券としての適格性を維持するために代替レートを適用しない場合は、改定後利率適用期間のために参照されるレートは、公表されてから何年も経過している場合であったとしても、最後に公表されたTONA TSRとなる可能性がある。この取扱いは、本社債の価値に悪影響を及ぼす可能性がある。

第３　第三者割当の場合の特記事項

該当事項なし

第４　その他の記載事項

本社債の募集に関する発行登録目論見書の表紙に発行会社のロゴおよび名称、本社債の名称およびその注記ならびに共同主幹事会社の名称を記載する。なお、本社債の名称およびその注記は、以下のものを使用する予定である。

「エイチエスビーシー・ホールディングス・ピーエルシー第（未定）回期限前償還条項付円貨社債（2022）
エイチエスビーシー・ホールディングス・ピーエルシー第（未定）回期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）（2022）

注：発行会社は、期限前償還条項付円貨社債および/または期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）を単数または複数本立てで起債する予定である。」

発行登録目論見書の表紙裏面に以下の記述を記載する。
「本発行登録目論見書第二部第１「参照書類」に掲げられた参照書類には、英語により記載された外国会社報告書および外国会社半期報告書が含まれていますが、日本語により記載された有価証券報告書または半期報告書は含まれておりません。
また、外国会社報告書および外国会社半期報告書の補足書類には、当該外国会社報告書または外国会社半期報告書に記載されている事項のうち公益または投資者保護のため必要かつ適当なものと発行会社が判断す

る企業内容等の開示に関する内閣府令で定められた事項の要約の日本語による翻訳文が含まれていますが、これら以外に、上記の参照書類には、外国会社報告書または外国会社半期報告書に記載されている事項の日本語による翻訳文は含まれておりません。ただし、本発行登録目論見書第二部第２「参照書類の補完情報」には、当該外国会社報告書または外国会社半期報告書に記載されている事項のうち、発行会社が公益または投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目に記載すべき事項に相当する事項の日本語による翻訳文が含まれています。」

「本社債について社債の管理会社は設置されません。このため、発行会社が本社債に基づく義務を履行しない場合など、必要な場合には、本社債の元利金の支払いを受け取り自らの権利を保全するための一切の行為を各々の本社債の社債権者（以下「本社債権者」といいます。）が自ら行わなければなりません。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務をも負担しませんし、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有するものではありません。」

「本社債は、1933年米国証券法（その後の改正を含み、以下「証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。本社債は、証券法が認める登録義務が免除される一定の場合を除き、米国においてまたは米国人に対してもしくは米国人の計算においてもしくは米国人の利益を目的として、募集または売付けされてはなりません。本項において用いられる用語は、証券法に基づくレギュレーションＳにより定義された意味を有します。」

＜上記の社債以外の社債に関する情報＞

第二部　参照情報

（以下の訂正が「第二部　参照情報」においてなされる。訂正箇所は下線で示されている。また、「第２－３　提出者が公益又は投資家保護のため必要かつ適当なものと認める項目に記載すべき事項に相当する事項の日本語による翻訳文」は新しく挿入される。）

(訂正前)

第１　参照書類

＜中　略＞

4　外国会社報告書及びその補足書類

事業年度　令和３年度（自　令和３年１月１日　至　令和３年12月31日）

令和４年５月２日関東財務局長に提出

事業年度　令和４年度（自　令和４年１月１日　至　令和４年12月31日）

令和５年５月１日までに関東財務局長に提出予定

事業年度　令和５年度（自　令和５年１月１日　至　令和５年12月31日）

令和６年４月30日までに関東財務局長に提出予定

5　外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類

事業年度　令和４年度中（自　令和４年１月１日　至　令和４年６月30日）

令和４年９月30日までに関東財務局長に提出予定

事業年度　令和５年度中（自　令和５年１月１日　至　令和５年６月30日）

令和５年10月２日までに関東財務局長に提出予定

6　外国会社臨時報告書

該当なし。

7　訂正報告書

該当なし。

第２　参照書類の補完情報

上記に掲げた参照書類としての外国会社報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類（以下「有価証券報告書等」という。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録書提出日（令和４年５月２日）までの間において重大な変更その他の重大な事由はない。

また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、本発行登録書提出日現在、当該事項に係る発行会社の判断に重大な変更はなく、新たに記載する重大な将来に関する事項もない。

(訂正後)

第１　参照書類

＜中　略＞

4　外国会社報告書及びその補足書類

事業年度　令和３年度（自　令和３年１月１日　至　令和３年12月31日）

令和４年５月２日関東財務局長に提出

事業年度　令和４年度（自　令和４年１月１日　至　令和４年12月31日）

令和５年５月１日までに関東財務局長に提出予定

事業年度　令和５年度（自　令和５年１月１日　至　令和５年12月31日）

令和６年４月30日までに関東財務局長に提出予定

5　外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類

事業年度　令和４年度中（自　令和４年１月１日　至　令和４年６月30日）

令和４年９月６日関東財務局長に提出

事業年度　令和５年度中（自　令和５年１月１日　至　令和５年６月30日）

令和５年10月２日までに関東財務局長に提出予定

6　外国会社臨時報告書

該当なし。

7　訂正報告書

該当なし。

第２　参照書類の補完情報

１　事業等のリスクについて

上記に掲げた参照書類としての外国会社報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類（以下「有価証券報告書等」という。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、有価証券報告書等の提出日以後、本訂正発行登録書提出日（令和４年９月６日）までの間において重大な変更その他の重大な事由はない。

２　将来に関する事項について

当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、本訂正発行登録書提出日（令和４年９月６日）現在、当該事項に係る発行会社の判断に重大な変更はなく、新たに記載する重大な将来に関する事項もない。

３　提出者が公益又は投資家保護のため必要かつ適当なものと認める項目に記載すべき事項に相当する事項の日本語による翻訳文

（本項目に新しく以下が挿入される。）

2021年度財務概観

財務成績（財務報告数値）

	2021年	2020年	2019年
財務報告数値	**百万米ドル**	百万米ドル	百万米ドル
正味営業収益（予想信用損失およびその他の信用減損費用の変動控除前）（以下「収益」という。）	**49,552**	50,429	56,098

予想信用損失およびその他の信用減損費用の変動	**928**	(8,817)	(2,756)
正味営業収益	**50,480**	41,612	53,342
営業費用合計	**(34,620)**	(34,432)	(42,349)
営業利益	**15,860**	7,180	10,993
関連会社および合弁会社からの利益持分	**3,046**	1,597	2,354
税引前当期純利益	**18,906**	8,777	13,347
法人税費用	**(4,213)**	(2,678)	(4,639)
税引後当期純利益	**14,693**	6,099	8,708

当期純利益（財務報告数値）

税引後当期純利益(財務報告数値)は、2020年度から8.6十億米ドル増の14.7十億米ドルとなった。

また税引前当期純利益（財務報告数値）は、2020年度から10.1十億米ドル増の18.9十億米ドルとなった。これは、2020年度においてステージ１引当金およびステージ２引当金を大幅に積み増したのに対し、当期においては、特にグレートブリテンおよび北アイルランド連合王国（以下「英国」という。）における景気見通しの改善を反映した予想信用損失（以下「ECL」という。）（財務報告数値）の正味戻入れが行われたことを主たる原因とする。また、当期において営業費用（財務報告数値）が概ね前年度並みだった一方で、関連会社からの利益持分（財務報告数値）は増加した。

当期における収益（財務報告数値）の減少は、2020年度における堅調な業績に比べグローバル・バンキング・アンド・マーケッツ（以下「GBM」という。）のマーケッツ・アンド・セキュリティーズ・サービス（以下「MSS」という。）事業部門における収益の減少の影響、ならびに2020年度における世界的な金利下落が主に反映されたものである。なお、収益（財務報告数値）には、以下のような特定の変動要因によるプラスの影響額（純額）も含まれる。

- ウェルス・アンド・パーソナル・バンキング（以下「WPB」という。）では、2020年度は90百万米ドルの良好な変動であったのに対し、生命保険引受における有利な市場影響が504百万米ドルであった。

- GBMでは、MSSの資金調達評価調整において、2020年度において252百万米ドルの不利な調整が生じたのに対し、30百万米ドルの有利な調整が生じた。

- コーポレート・センターでは、当グループの長期債務および関連するスワップで99百万米ドルの公正価値の減少が生じた（2020年度は150百万米ドルの増加）。

2021年度は、当グループの全営業地域において利益が生じた。世界的な金利低迷に影響を受けたものの、アジア事業は引き続き堅調に推移した。さらに、景気見通しの改善によるECLの正味戻入れを主に反映して、その他の地域においても収益性に大幅な回復がみられた。

国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）第17号「保険契約」は、企業が締結する保険契約および保有する再保険契約の会計に適用される要件を規定している。IFRS第17号は2023年１月１日に発効することから、当グループの保険事業の収益性に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

収益（財務報告数値）

当期における収益（財務報告基準）は49.6十億米ドルで、2020年度から0.9十億米ドル（２%）減少した。この減少は、世界的な金利下落の影響を受けて正味受取利息が減少したことが主たる原因である。特にWPBならびにコマーシャル・バンキング（以下「CMB」という。）およびGBMのグローバル・リクイディティ・アンド・キャッシュ・マネジメント（以下「GLCM」という。）における当グループの預金フランチャイズは悪影響を被った。GMBのMSS事業部門では、収益は、ボラティリティの上昇による株式業務の収益増加に加え、信用および資金調達評価調整において良好な動きがみられたものの、堅調だった2020年度に比べグローバル外国為替業務およびグローバル債券市場業務において減少した。さらに、コーポレート・センターにおいても収益が減少した。

これらの減少は、WPBのウェルス事業における1.2十億米ドルの収益増加がある程度軽減し、特に生命保険引受における有利な市場影響や、投資商品販売、資産管理および保険事業の新規業務の伸びが顕著であった。GBMの収益はまた、自己資金投資の評価益増の恩恵を受けた。CMBの収益は、マージンが改善されたことからクレジット・アンド・レンディングにおいて増加し、グローバル・トレード・アンド・レシーバブルズ・ファイナンス（以下「GTRF」という。）では取引量が回復したことから受取手数料が増加した。

収益（財務報告数値）の減少には、1.4十億米ドルの外貨換算のプラスの影響によって相殺されているものの、0.5十億米ドルの金融商品の不利な公正価値変動が含まれている。

ECL（財務報告数値）

ECL（財務報告数値）は、2020年度において8.8十億米ドルを正味繰入れしたのに対し、当期は0.9十億米ドルの正味戻入れが行われた。2021年度の正味戻入れは、中国の商業不動産セクターにおける最近の展開を反映した当年度第４四半期における引当金増加によって一部相殺されたものの、景気見通しの改善（特に英国において顕著であった。）を反映している。これに対し2020年度は、新型コロナウイルスのパンデミックを受けて景気見通しが悪化したことにより、ステージ１引当金およびステージ２引当金が大幅に積み増された。ECLの減少はまた、第４四半期において正常な水準値に戻ったものの、ステージ３引当金が歴史的に低い水準だったことや、2020年度に生じたシンガポールにおける１件の企業融資に関連した多額の引当金計上が発生しなかったことも反映している。

営業費用（財務報告数値）

当期の営業費用（財務報告数値）は34.6十億米ドルで、2020年度からほぼ変動はなかった。これには、当グループの費用削減の取組みの影響ならびにのれんおよびその他の無形資産の減損の減少が含まれていた。うち、2021年度において、マクロ経済の見通しを反映したラテン・アメリカにおける当グループのWPB事業に関連した0.6十億米ドルののれんの減損、ならびに特に当グループのアルゼンチン事業における外国為替レートの悪化およびインフレ圧力の影響が含まれている。一方2020年度は、主に欧州における無形資産の1.3十億米ドルの減損を含んでいた。また、全世界のバランスシートではなく英国のバランスシートのみを含むように計算基礎が変更されたことにより、英国銀行税が0.6十億米ドル減少し、2020年の支出に関連して0.1十億米ドルが還付された。

このような減少は、当グループの業績改善による業績連動報酬の0.7十億米ドルの増加および技術への投資の0.9十億米ドルの増加（0.5十億米ドルの費用削減込み）により、ほぼ相殺された。ほかに

は、インフレの影響、規制プログラムへの技術以外の投資および特にアジアでの財産投資事業の成長も営業費用を増加させた。さらに、外貨換算の差異による1.1十億米ドルの差損も生じた。

2020年２月、当グループは2022年までにコスト基盤を大幅に削減し、再編スピードを加速化する計画を発表した。引き続き、2020年から2022年にかけて５十億米ドルから5.5十億米ドルの費用削減を目指しており、目標達成のための費用として約７十億米ドル（組織再編費用その他関連費用に含まれている）を見込んでいる。同計画における2020年の開始以降の支出は累計で3.6十億米ドル、削減された費用は累計で3.3十億米ドルとなっている。そのうち、2021年度中の合計支出額は1.8十億米ドル、削減された費用は2.2十億米ドルだった。

関連会社および合弁会社からの利益持分（財務報告数値）

関連会社および合弁会社からの利益持分（財務報告数値）は3.0十億米ドルと1.4十億米ドル増加した。これは主に、バンク・オブ・コミュニケーションズ・カンパニー・リミテッド（以下「BoCom」という。）、ブリティッシュ・グロース・ファンド（以下「BGF」という。）およびザ・サウジ・ブリティッシュ・バンク（以下「SABB」という。）からの利益持分の増加を反映している。英国のBGFについては2020年度に比べて資産評価額が回復したこと、SABBについては主に2020年度に発生した当グループ持分ののれんの減損が当期は生じなかったことによる。

法人税費用

2021年度の実効税率は22.3%で、2020年度の30.5%と比べると低下したが、2023年４月１日から英国の法人税率を引き上げる法令が実質的に成立したことに影響された分、2021年度の実効税率は上昇した。2020年度の実効税率が高かったのは、主に英国およびフランスにおいて損失に対する繰延税金が認識されなかったことによる。

調整後業績

当グループの財務成績（財務報告数値）は、国際財務報告基準に準拠して作成されている。

当グループはまた、代替する業績指標（非GAAP＊財務指標）を表示している。これらには調整後業績が含まれ、当グループは内部報告および外部報告に合わせて調整後業績指標を使用し、経営陣が重要であるとみなす項目を特定および定量化し、経営陣が前年同期比での業績をどのように評価するかについての洞察を提供している。これらの異なる業績指標は、◭記号で強調表示されている。

＊　GAAP：一般に公正妥当と認められた会計原則

調整後業績を算出するに当たり、当グループは以下の項目を調整している。

- **外貨換算差異の前年比影響。**
- **前年との比較を歪める重要な項目の影響のうち、事業の基調となるトレンドをよりよく理解するために除外されたもの。**

当グループのグローバル事業の財務成績は、調整後ベースで表示されており、これは当グループのグローバル事業の業績の管理・評価方法に一致している。

調整後業績	2021年	2020年	2019年	2021年と2020年との比較	
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	%
正味営業収益（ECLおよびその他の信用減損費用の変動控除前）（以下「収益」という。）	**50,090**	51,770	56,435	**(1,680)**	**(3)**
ECLおよびその他の信用減損費用の変動	**928**	(9,282)	(2,687)	**10,210**	**110**
営業費用合計	**(32,148)**	(32,409)	(33,563)	**261**	**1**
営業利益	**18,870**	10,079	20,185	**8,791**	**87**
関連会社および合弁会社からの利益持分	**3,046**	2,192	2,496	**854**	**39**
税引前当期純利益	**21,916**	12,271	22,681	**9,645**	**79**

税引前当期純利益（調整後数値）

税引前当期純利益（調整後数値）は21.9十億米ドルで、2020年度より9.6十億米ドル（79%）増となった。これは主に、ステージ１引当金およびステージ２引当金を大幅に積み増した2020年度に比べ、特に英国における景気見通しの改善によるECL（調整後数値）の正味戻入れによるものであった。また、関連会社および合弁会社からの利益持分（調整後数値）は増加し、強いコスト意識を反映して営業費用（調整後数値）は減少した。

これらの要素は、世界的な金利下落の影響を受けた正味受取利息の減少および堅調な業績だった2020年度に比べGBMにおけるMSSの収益の減少を主に反映した収益（調整後数値）の減少により、一部相殺された。

税引前当期純利益の財務報告数値から調整後数値への調整

	2021年	2020年	2019年
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル
税引前当期純利益（財務報告数値）	**18,906**	8,777	13,347
為替換算	**-**	(11)	240
重要な項目：	**3,010**	3,505	9,094
- 銀行構造改革に関する費用	**-**	-	158
- 顧客損害賠償プログラム	**38**	(33)	1,444
- 処分、買収および新規事業への投資	**-**	10	(768)
- 金融商品の公正価値の変動	**242**	(264)	(84)
- のれんおよびその他の無形資産の減損	**587**	1,090	7,349
- 最低保証年金給付金の過去勤務費用の平準化	**-**	17	-
- 再編その他関連費用	**2,143**	2,078	827
- 法規制問題に関連する和解金および引当金	**-**	12	(61)

- のれんの減損（関連会社および合弁会社からの利益持分）	-	462	-
- 重要な項目の為替換算	-	133	229
税引前当期純利益（調整後数値）	**21,916**	12,271	22,681

収益（調整後数値）

当期における収益（調整後数値）は50.1十億米ドルとなり、2020年度から1.7十億米ドル（３%）減となった。これは、主にWPB、CMBおよびGBM内のGLCMの預金フランチャイズに悪影響を及ぼした世界的な金利下落の影響を受けた正味受取利息の減少が大きかった。GBMのMSS事業においては、ボラティリティの上昇による株式業務の収益が増加したことに加え、信用および資金調達評価調整に301百万米ドルの有利な変動がみられたものの、堅調だった2020年度に比べグローバル外国為替業務およびグローバル債券市場業務における収益が減少した。さらに、当グループの長期債務および関連するスワップの金利リスクおよび為替リスクの経済的ヘッジに関連した正味公正価値が下落したことから、コーポレート・センターの収益が減少した。

これらの減少は、特に生命保険引受における434百万米ドルの有利な市場変動、ならびに投資商品販売、資産管理および保険事業の新規業務の成長から、WPBのウェルス事業の収益が1.1十億米ドル増加したことで、ある程度軽減された。GMBにおいては、2020年に比べて自己資金投資の再評価益が好調で、キャピタル・マーケッツ・アンド・アドバイザリーの収益が増加した。CMBにおいては、マージンが改善されたことからクレジット・アンド・レンディングの収益が増加し、取引量が回復したことでGTRFの受取手数料が増加した。

ECL（調整後数値）

ECL（調整済数値）は外貨換算の差異の対前年同期比の影響を除外しているが、2020年度において9.3十億米ドルを正味繰入れしたのに対し、当期は0.9十億米ドルの正味戻入れが行われた。2021年度の正味戻入れは、中国の商業不動産セクターにおける最近の展開を反映した当年度第４四半期における引当金増加によって一部相殺されたものの、景気見通しの改善（特に英国において顕著であった。）を反映している。これに対し2020年度は、新型コロナウイルスのパンデミックを受けて景気見通しが悪化したことにより、ステージ１引当金およびステージ２引当金が大幅に積み増された。ECLの減少はまた、第４四半期において正常な水準値に戻ったものの、2021年度のステージ３引当金が歴史的に低い水準だったことや、2020年度に生じたシンガポールにおける１件の企業融資に関連した多額のステージ３引当金計上が発生しなかったことも反映している。

営業費用（調整後数値）

当期の営業費用（調整後数値）は32.1十億米ドルで、2020年度から0.3十億米ドル（１%）減少した。これは、当グループの費用削減の取組みからの2.2十億米ドルの有利な影響を反映している。また、全世界のバランスシートではなく英国のバランスシートのみを含むように計算基礎が変更されたことにより、英国銀行税が0.6十億米ドル減少し、2020年度の支出に関連して0.1十億米ドルが還付された。

このような減少は、当グループの業績改善による業績連動報酬の0.7十億米ドルの増加および当グループのデジタル機能の拡張を含む技術への投資の0.9十億米ドルの増加（0.5十億米ドルの費用削減

込み）により、一部相殺された。このほか、インフレ、規制プログラムへの技術以外の投資および特にアジアでの財産投資を含む事業の成長も営業費用を増加させた。

常勤相当（以下「FTE」という。）で表示される2021年12月31日現在の従業員数は219,697名であり、2020年12月31日現在と比べ6,362名減少した。また2021年12月31日現在の契約社員数は、主に当グループの成長・変革計画によって、500名増の6,192名となっている。

関連会社および合弁会社からの利益持分（調整後数値）

関連会社および合弁会社からの利益持分（調整後数値）は、BoComおよびSABBからの利益持分の増加を含め3.0十億米ドルとなり、2020年度から0.9十億米ドル（39%）増となった。当グループの利益持分には、2020年度に比して改善した資産再評価による英国のBGFからの増加も含まれている。

バランスシートおよび資本

	2021年	2020年	2019年
資産合計（十億米ドル）	**2,958**	2,984	2,715
普通株式等Tier１資本（以下「CET１」という。）比率（%）	**15.8**	15.9	14.7

健全なバランスシート

2021年12月31日現在の当グループの資産合計は3.0兆米ドルで、2020年12月31日現在と比べ財務報告数値ベースで26十億米ドル（１%）減であった。これには、外貨換算の差異の46十億米ドルの差損が含まれていた。

資産合計の減少は、一部は顧客預金の増加による現金化した営業余剰金（99十億米ドル増）の再配分を反映したデリバティブ資産の減少および金融投資の減少を反映していた。顧客に対する貸付金は、主に住宅ローン残高の増加により、財務報告数値ベースで８十億米ドルの増加、恒常為替レート・ベースで23十億米ドルの増加となった。

顧客に対する貸付金（財務報告数値）は1.0兆米ドルで、主に顧客口座残高の増加により、顧客に対する貸付金（財務報告数値）の顧客預金に対する割合は2020年12月31日現在の63.2%に対し61.1%となった。

分配可能積立金

HSBCホールディングスの2021年12月31日現在の分配可能積立金は、2020年12月31日現在の31.3十億米ドルに対し、32.2十億米ドルとなった。かかる増加の主な要因は10.8十億米ドルの純利益にあったが、5.8十億米ドルの普通株式配当支払およびその他Tier１資本の利息分配金、2.1十億米ドルのその他準備金の変動ならびに当グループの自社株買い制度に関連する２十億米ドルにより相殺された。

自己資本ポジション

当グループは、資本効率の最適化を図りつつ、当グループの事業戦略を支え、ストレス時を含め常時規制要件を遵守できるように、当グループの自己資本ポジションを積極的に管理している。このために、当グループは数々の方法を用いて自己資本ポジションを監視している。かかる方法には、当グ

ループの自己資本比率、当グループの自己資本比率へのストレスの影響、およびHSBCホールディングスにより行われているダブル・レバレッジの程度が含まれる。ダブル・レバレッジは、当グループの子会社組織構造の複雑さおよび当グループが事業展開している複数の地域の規制制度を考慮して、当グループの自己資本ポジション管理に制限を課す方法の１つである。

2021年12月31日現在の当グループのCET１比率は15.8%で、2020年から0.1パーセンテージ・ポイント下落した。積み上げ資本に対して、配当、10月に発表された上限２十億米ドルの自社株買い、外国為替の変動およびその他の減少が、上回った。当グループの変革計画に基づく措置を反映した構造的外国為替のための新たなピラー１要件にもかかわらず、リスク加重資産（以下「RWA」という。）が減少した。

流動性ポジション

当グループは、当グループの事業戦略を支え、ストレス時を含め常時規制要件を遵守できるように、当グループの流動性および資金調達を積極的に管理している。このために当グループは、流動性カバレッジ比率および安定調達比率を含めたリスク選好に関する数々の測定方法を用いて流動性ポジションを監視している。2021年12月31日現在、当グループは717十億米ドルの高品質の流動資産を保有していた。これには、現地の規制により譲渡できない法人の高品質の流動資産は含まれていない。

グローバル事業部門

ウェルス・アンド・パーソナル・バンキング（WPB）

WPBでは、2021年に市場がパンデミックから脱却するのに伴い、顧客預金、貸付および富裕層向セールスが伸びた。収益（調整後数値）はバランスシートの堅調な伸びにもかかわらず低迷する金利から悪影響を被ったものの、ECL引当金（調整後数値）の正味戻入れおよびアジアにおける好調な富裕層向セールスの影響を受けて、業績は好調に推移した。当グループは、当グループの戦略に沿って、アジアにおける富裕層向セールス網の拡大のために、デジタル機能および人材に引き続き投資し、当グループの顧客の海外ニーズに対応した。

	2021年	2020年	2019年	**2021年と2020年との比較**	
調整後業績	**百万米ドル**	百万米ドル	百万米ドル	**百万米ドル**	**%**
正味営業収益	**22,110**	22,571	26,140	**(461)**	**(2)**
ECLおよびその他の信用減損費用の変動	**288**	(3,005)	(1,376)	**3,293**	**110**
営業費用	**(15,384)**	(15,443)	(15,823)	**59**	**-**
関連会社および合弁会社からの利益持分	**34**	7	54	**27**	**>200**
税引前当期純利益	**7,048**	4,130	8,995	**2,918**	**71**
有形株主資本利益率（以下「RoTE」という。）（重要な項目控除後）（%）[1]	**15.2**	9.1	19.7		

1　2021年１月１日以降、この計算に英国銀行税を含んでいるが、比較数値は遡及調整されていない。

収益（調整後数値）に対する経営陣の見解	2021年	2020年	2019年	2021年と2020年との比較	
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	%
ウェルス	**9,123**	8,004	8,923	**1,119**	**14**
- 投資商品販売[1]	**3,488**	3,252	3,322	**236**	**7**
- グローバル・プライベート・バンキング	**1,826**	1,789	1,917	**37**	**2**
正味受取利息	**647**	688	911	**(41)**	**(6)**
受取利息以外の収益	**1,179**	1,101	1,006	**78**	**7**
- 生命保険引受[2]	**2,590**	1,890	2,632	**700**	**37**
- 資産管理	**1,219**	1,073	1,052	**146**	**14**
パーソナル・バンキング	**12,254**	13,330	16,068	**(1,076)**	**(8)**
- 正味受取利息[1]	**10,858**	12,070	14,381	**(1,212)**	**(10)**
- 受取利息以外の収益	**1,396**	1,260	1,687	**136**	**11**
その他[2,3]	**733**	1,237	1,149	**(504)**	**(41)**
正味営業収益[4]	**22,110**	22,571	26,140	**(461)**	**(2)**

1 2021年第４四半期において、富裕層向貸付に関連した通年の収益62百万米ドルは、パーソナル・バンキングにおける計上から投資商品販売における計上に移行した。比較数値は遡及調整されていない。

2 2021年第４四半期において、主に当グループの保険事業において保有されている資本に対する利息に関連した通年の収益53百万米ドルは、「その他」における計上から生命保険引受における計上に移行した（2020年は79百万米ドル、2019年は144百万米ドル）。比較数値は遡及調整されている。

3 「その他」には、個人向け保険および信用保護保険の販売(該当する場合)、処分益およびその他の商品以外の特定所得が含まれる。また、マーケッツ・トレジャリーからの配賦収益、HSBCホールディングスの支払利息およびアルゼンチンのハイパーインフレも含まれている。

4 「正味営業収益」とは、ECLおよびその他の減損費用の変動考慮前正味営業収益をいう（「収益」とも表記される。）。

	2021年	2020年	2019年
	十億米ドル	十億米ドル	十億米ドル
税引前当期純利益（調整後数値）	**7.0**	4.1	9.0
正味営業収益	**22.1**	22.6	26.1

財務成績

税引前当期純利益（調整後数値）は7.0十億米ドルで、2020年度から2.9十億米ドル（71%）増となった。これは、2020年度における引当金の大幅な積み増しに対し、景気見通しの好転によるECL（調整後数値）の正味戻入れが行われたことを反映している。一方で、世界的な金利下落の影響を受けて

正味受取利息が減少したことにより、収益（調整後数値）は減少した。ただし、これは保険事業における市場影響の434百万米ドルの有利な変動、保険事業における新規契約の増加（0.3十億米ドル増）に加えて、投資商品販売（0.2十億米ドル増）および資産管理（0.1十億米ドル増）の伸びによりウェルスの収益が1.1十億米ドル増加したことで、一部相殺された。

当期における収益（調整後数値）は22.1十億米ドルで、2020年度に比して0.5十億米ドル（２%）減少した。

パーソナル・バンキングの収益は12.3十億米ドルで、1.1十億米ドル（８%）減少した。

- **新型コロナウイルスのパンデミックによって2020年度において世界的に金利が下落したことでマージンが縮小化したことにより、正味受取利息は1.2十億米ドル減少した。この減少は、全地域（特に英国および香港）における預金残高の29十億米ドル（４%）の増加および住宅ローンの22十億米ドル（７%）の増加によって、ある程度軽減された。**

- **受取利息以外の収益は、英国における住宅ローン手数料の伸びならびにカード事業の取引高および支出の増加に牽引されて、0.1十億米ドル（11%）増加した。**

ウェルス事業の収益は9.1十億米ドルで、1.1十億米ドル（14%）増加した。

- **生命保険引受の収益は、434百万米ドルの有利な市場変動を受けて、0.7十億米ドル増加した。株式市場が2020年度はボラティリティが大きかったのに対し2021年度は堅調に推移したことで、2020年度は70百万米ドルの増加であったのに対し、当年度は504百万米ドルの増加であった。特に香港におけるマーケット・シェアの伸びを反映して、新規事業の評価額は0.3十億米ドル（41%）増加した。香港では、当グループは継続して健全なプラットフォーム規模を拡大し、国内顧客との取引を大幅に拡大した。**

- **投資商品販売収益は、香港および中国本土でのミューチュアル・ファンドの販売増加によって、0.2十億米ドル（７%）増加した。**

- **資産管理収益は、投資資産の28十億米ドルの増加を反映した管理手数料の増加および運用報酬の増加により、0.1十億米ドル（14%）増加した。**

- **グローバル・プライベート・バンキングの収益は、助言・投資一任業務からの手数料の増加を反映した投資収益の増加がもたらした受取利息以外の収益の78百万米ドル（７%）の増加により、37百万米ドル（２%）増となった。ただしこれは、世界的な金利下落の影響を受けた正味受取利息の41百万米ドル（６%）の減少によって、一部相殺されている。**

その他の収益は、マーケッツ・トレジャリーから割り当てられた収益の減少、事業で保有する資本から得た受取利息の減少および不動産評価額の悪化を反映して、0.5十億米ドル減少した。

ECL（調整後数値）は、景気見通しの好転を反映して、0.3十億米ドルの正味戻入れとなった。これに対し2020年度は、新型コロナウイルスのパンデミックにより引当金を大幅に積み増したことにより、3.0十億米ドルが認識された。

営業費用（調整後数値）は、当グループの費用削減の取組みの効果がアジアでの富裕層向サービスへの継続的な投資の財源となり、業務連動報酬の増加を相殺して、0.1十億米ドル減の15.4十億米ドルとなった。

コマーシャル・バンキング（CMB）

CMBでは顧客の流動性および運転資金を下支えし、2021年度において貸付残高および預金残高が増加した。当グループは、サプライ・チェーンの制約に対処し、受取手数料および取引関連貸付を増加させつつ、当グループの顧客が世界的な取引量の回復の潮流に乗ることを可能にした。また、2020年度に比べて持続可能な資金調達および投資を倍増させた。業績は、ECL引当金（調整後数値）の正味戻入れにより好影響を受けたものの、収益（調整後数値）は世界的な金利下落の影響によって一部相殺された。

	2021年	2020年	2019年	**2021年と2020年との比較**	
調整後業績	**百万米ドル**	百万米ドル	百万米ドル	**百万米ドル**	**%**
正味営業収益	**13,415**	13,718	15,594	**(303)**	**(2)**
ECLおよびその他の信用減損費用の変動	**300**	(4,989)	(1,194)	**5,289**	**106**
営業費用	**(6,973)**	(6,897)	(7,028)	**(76)**	**(1)**
関連会社および合弁会社からの利益持分	**1**	(1)	1	**2**	**200**
税引前当期純利益	**6,743**	1,831	7,373	**4,912**	**>200**
RoTE（重要な項目控除後）（%）[1]	**10.8**	1.3	13.0		

1　2021年１月１日以降、この計算に英国銀行税を含んでいる。比較数値は遡及調整されていない。

	2021年	2020年	2019年	**2021年と2020年との比較**	
収益（調整後数値）に対する経営陣の見解	**百万米ドル**	百万米ドル	百万米ドル	**百万米ドル**	**%**
グローバル・トレード・アンド・レシーバブルズ・ファイナンス（GTRF）	**1,945**	1,784	1,876	**161**	**9**
クレジット・アンド・レンディング	**6,052**	5,828	5,617	**224**	**4**
グローバル・リクイディティ・アンド・キャッシュ・マネジメント（GLCM）	**3,575**	4,252	6,066	**(677)**	**(16)**
マーケッツ商品、インシュアランス・アンド・インベストメントおよびその他[1]	**1,843**	1,854	2,035	**(11)**	**(1)**
- うち、マーケッツ・アンド・セキュリティーズ・サービス（MSS）およびバンキング商品の収益持分	**1,065**	950	965	**115**	**12**
正味営業収益[2]	**13,415**	13,718	15,594	**(303)**	**(2)**

1　CMBの顧客に対するマーケッツ・アンド・セキュリティーズ・サービシーズおよびバンキングの商品販売から得た収益のCMBの持分を含む。これらの商品のCMBの顧客に対する販売から得た収益のGBMの持分は、GBMの収益（調整後数値）に対する経営陣の見解の対応する項目に含まれている。また、マーケッツ・トレジャリーからの配賦収益、HSBCホールディングスの支払利息およびアルゼンチンのハイパーインフレを含んでいる。

2　「正味営業収益」とは、ECLおよびその他の減損費用の変動考慮前正味営業収益をいう（「収益」とも表記される。）。

	2021年	2020年	2019年
	十億米ドル	十億米ドル	十億米ドル
税引前当期純利益（調整後数値）	6.7	1.8	7.4
正味営業収益	13.4	13.7	15.6

財務成績

税引前当期純利益（調整後数値）は、6.7十億米ドルで、2020年度から4.9十億米ドル増加した。2020年度は引当金を大幅に積み増しおよびシンガポールでの企業融資に関連した多額の計上により、ECL（調整後数値）5.0十億米ドルを正味繰入れしたのに対し、2021年度は景気見通し改善によるECL（調整後数値）0.3十億米ドルの正味戻入れを反映している。ただし、主に世界的な金利下落の影響による収益（調整後数値）の減少によって一部相殺された。

当期における収益（調整後数値）は13.4十億米ドルで、前年度に比して0.3十億米ドル（２%）の減少となった。

- GLCMの収益は、主に香港および英国において世界的な金利下落の影響を受けて、0.7十億米ドル（16%）減少した。ただしこれは、特に香港、英国および米国における平均預金残高の増加（対前年比14%増）、ならびに全営業地域での増加による受取手数料の11%の増加によって、一部相殺された。

- マーケッツ商品、保険および投資ならびにその他の収益は、事業で保有する資本から得た収益に対する世界的な金利下落の影響およびマーケッツ・トレジャリーの収益減少を反映して、11百万米ドル（１%）減少した。ただしこの減少は、CMBの顧客に対するGBMの商品販売（特にグローバル・マーケッツおよびキャピタル・マーケッツ・アンド・アドバイザリー）から得た収益の12%の増加ならびに保険収益および投資収益の増加によって一部相殺された。

- クレジット・アンド・レンディングの収益は、マージンの上昇ならびに特に英国および北米における受取手数料の９%の増加を反映して、0.2十億米ドル（４%）増加した。2021年中、特に欧州および北米で新型コロナウイルス感染防止のための制限により顧客の資金調達需要が低下したことで、対前年比平均残高は減少したものの、アジアにおける残高を伸ばした。

- GTRFの収益は、世界的な取引量の回復を一部反映して全営業地域での受取手数料が８%増加し、特にアジアにおける平均残高が９%増加し、英国においてはマージンが上昇したことで、0.2十億米ドル（９%）増加した。

ECL（調整後数値）は、2020年度は5.0十億米ドルが正味繰入れされたのに対し、0.3十億米ドルの正味戻入れが行われた。2021年度のECLは、特に英国において景気見通しが好転したため、ステージ１引当金およびステージ２引当金の戻入れが反映された。ただし第４四半期には、中国の商業不動産セクターの最近の展開に関連した引当金の増加を含め、0.2十億米ドルが正味繰入れされた。これに対し2020年度は、新型コロナウイルスのパンデミックによる景気見通しの悪化の結果、引当金が大幅に積み増された。またECLの減少には、2021年度にはステージ３引当金が減少したこと、および2020年度にはシンガポールでの１件企業融資に関連した多額の認識が含まれていた。

営業費用（調整後数値）は、主に業績連動報酬の増加を反映して、0.1十億米ドル（１%）増の7.0十億米ドルとなった。当グループは継続して、当グループのデジタル・バンキング機能およびトランザクション・バンキング機能に投資するとともに、顧客に対する商品・サービス紹介および貸付の手続きの簡素化や、セルフサービス機能の拡充に投資した。これらの投資により、当グループの費用削減の取組みの影響に加え、経営効率および雇用効率が高められて費用削減につながった。2021年より、以前はコーポレート・センターに計上されていた英国銀行税がグローバル事業にも一部割り当てられることとなった。この結果、2021年度の営業費用は47百万米ドル増加した。

2021年中、当グループは変革計画の一環として、RWAを合計13十億米ドル減少させ、2020年１月以降累計で26十億米ドルとした。

グローバル・バンキング・アンド・マーケッツ（GBM）

GBMの税引前当期純利益（調整後数値）は、2021年中のECL（調整後数値）の正味戻入れを反映して増加した。収益（調整後数値）は減少したが、2021年中に預かり資産が初めて10兆米ドルを超えたことから、株式業務、キャピタル・マーケッツ・アンド・アドバイザリーおよび当グループの証券サービス事業のモメンタムは継続していた。また当グループの顧客を支援し、当グループのオペレーショナル・レジリエンスを向上させるために、当グループは技術投資を継続した。

	2021年	2020年	2019年	**2021年と2020年との比較**	
調整後業績	**百万米ドル**	百万米ドル	百万米ドル	**百万米ドル**	**%**
正味営業収益	**15,002**	15,768	15,282	**(766)**	**(5)**
ECLおよびその他の信用減損費用の変動	**337**	(1,289)	(155)	**1,626**	**126**
営業費用	**(10,006)**	(9,640)	(9,891)	**(366)**	**(4)**
関連会社および合弁会社からの利益持分	**-**	-	1	**-**	**-**
税引前当期純利益	**5,333**	4,839	5,237	**494**	**10**
RoTE（重要な項目控除後）（%）[1]	**8.6**	6.7	9.8		

1　2021年１月１日以降、この計算に英国銀行税を含んでいる。比較数値は遡及調整されていない。

	2021年	2020年	2019年	**2021年と2020年との比較**	
収益（調整後数値）に対する経営陣の見解[1]	**百万米ドル**	百万米ドル	百万米ドル	**百万米ドル**	**%**
MSS	**8,288**	8,997	7,984	**(709)**	**(8)**
- 証券サービス	**1,923**	1,832	2,075	**91**	**5**
- グローバル債券市場	**878**	1,464	1,043	**(586)**	**(40)**
- グローバル外国為替	**3,355**	4,140	3,179	**(785)**	**(19)**
- 株式	**1,224**	844	598	**380**	**45**
- 証券金融	**878**	988	1,056	**(110)**	**(11)**

- 信用および資金調達評価調整	**30**	(271)	33	**301**	**>100**
バンキング	**6,610**	6,748	7,571	**(138)**	**(2)**
- GTRF	**714**	706	703	**8**	**1**
- GLCM	**1,838**	2,034	2,751	**(196)**	**(10)**
- クレジット・アンド・レンディング	**2,596**	2,687	2,785	**(91)**	**(3)**
- キャピタル・マーケッツ・アンド・アドバイザリー	**1,256**	1,073	872	**183**	**17**
- その他[2]	**206**	248	460	**(42)**	**(10)**
GBMその他	**104**	23	(273)	**81**	**>100**
- 自己資金投資	**377**	115	267	**262**	**>100**
- その他[3]	**(273)**	(92)	(540)	**(181)**	**>(100)**
正味営業収益[4]	**15,002**	15,768	15,282	**(766)**	**(5)**

1　2020年６月1日から、以前は証券サービスに計上されていたイシュア-・サービスからの収益がバンキング事業に計上されることとなった。この結果、2020年において、80百万米ドルの収益が証券サービスに計上された。比較数値は遡及調整されていない。

2　ポートフォリオ管理、資本に対する利益およびすべてのバンキング商品にかかるその他の資本配分を含む。

3　想定税額控除およびマーケッツ・トレジャリー、HSBCホールディングスの支払利息ならびにアルゼンチンのハイパーインフレを含む。

4　「正味営業収益」とは、ECLおよびその他の減損費用の変動考慮前正味営業収益をいう（「収益」とも表記される。）。

	2021年	2020年	2019年
	十億米ドル	十億米ドル	十億米ドル
税引前当期純利益（調整後数値）	**5.3**	4.8	5.2
正味営業収益	**15.0**	15.8	15.3

財務成績

税引前当期純利益（調整後数値）は5.3十億米ドルで、2020年度から0.5十億米ドル（10%）増加した。これは、2020年度において引当金が大幅に積み増されたのに対し、ECL（調整後数値）の正味戻入れが行われたことを反映していた。ただし、収益（調整後数値）は減少し、営業費用（調整後数値）は増加した。

当期における収益（調整後数値）は15.0十億米ドルで、2020年度から0.8十億米ドル減少した。

MSSの収益は、前年度が堅調であったのに対し、主にグローバル外国為替業務およびグローバル債券市場業務における顧客の投資活動の低迷から、0.7十億米ドル（８%）減少した。

― 株式業務において、当グループの多角的な商品構成および地理的な事業活動範囲により、当グループはアジア市場（特に富裕層向商品）のボラティリティから利益を得ることが可能となっており、その結果、収益が0.4十億米ドル（45%）増加した。

― 証券サービスでは、当グループは引き続き顧客の流入および市場に関連した成長から手数料を伸ばし、平均預かり資産を18%増加して10兆米ドル超とした。正味受取利息は世界的な金利下落により16%減少したが、平均現金残高が増加したことで、ある程度軽減された。

バンキングの収益は0.1十億米ドル（２%）減少した。

― GLCMの収益は、世界的な金利下落がマージンを圧縮し、0.2十億米ドル（10%）減少した。これは主に、取引高が増加したことを反映して、平均残高が４%増加し受取手数料が増加したことで一部相殺された。

― クレジット・アンド・レンディングおよびGTRFの収益は、RWA削減のために採られた戦略的措置から悪影響を被った。

― キャピタル・マーケッツ・アンド・アドバイザリーは、債券引受額が減少したものの、特に米国において堅調な業績を残したレバレッジド／アクイジション・ファイナンスから利益を得た。

ECL（調整後数値）は、景気見通しの好転を受けて、0.3十億米ドルの正味戻入れが行われた。これに対し2020年度は、1.3十億米ドルの正味認識となっていた。2021年度に計上したECLはまた、中国の商業不動産セクターの最近の展開を反映した当年度第４四半期の引当金の増加を含んでいた。

営業費用（調整済数値）は10.0十億米ドルで、約0.2十億米ドルの業績連動報酬の増加および技術投資の増加によって、0.4十億米ドル（４%）増加した。2021年から、以前はコーポレート・センターに含まれていた英国銀行税が、一部グローバル事業に割り当てられることとなった。この結果、2021年に0.2十億米ドルの営業費用が上乗せされた。この増加は、当グループの費用削減の取組みにより一部相殺された。

2021年12月31日現在、当グループの変革計画の構成要素が完了し当グループの目標の約90%が達成されたことを反映し、変革計画の一環としてRWAを累計で77十億米ドル減少させた。

コーポレート・センター

コーポレート・センターの業績は2020年度から好転した。これは主に、関連会社および合弁会社からの利益持分（調整済数値）の増加および英国銀行税の減少によるものであった。

	2021年	2020年	2019年	2021年と2020年との比較	
調整後業績	**百万米ドル**	百万米ドル	百万米ドル	**百万米ドル**	**%**
正味営業収益	**(437)**	(287)	(581)	**(150)**	**(52)**
ECLおよびその他の信用減損費用の変動	**3**	**1**	38	**2**	**200**
営業費用	**215**	(429)	(821)	**644**	**150**
関連会社および合弁会社からの利益持分	**3,011**	2,186	2,440	**825**	**38**

税引前当期純利益	**2,792**	1,471	1,076	**1,321**	**90**
RoTE（重要な項目控除後）（%）[1]	**5.6**	3.1	0.8		

1　2021年１月１日以降、この計算に英国銀行税を含んでいる。比較数値は遡及調整されていない。

	2021年	2020年	2019年	**2021年と2020年との比較**	
収益（調整後数値）に対する経営陣の見解	**百万米ドル**	百万米ドル	百万米ドル	**百万米ドル**	**%**
セントラル・トレジャリー[1]	**(99)**	157	179	**(256)**	**>(100)**
レガシー・ポートフォリオ	**(33)**	(20)	(115)	**(13)**	**(65)**
その他[2]	**(305)**	(424)	(645)	**119**	**28**
正味営業収益[3]	**(437)**	(287)	(581)	**(150)**	**(52)**

1　セントラル・トレジャリーは、99百万米ドルの発行済長期債券および関連スワップの評価損（2020年は151百万米ドルの評価益、2019年は146百万米ドルの評価益）を含む。

2　マーケッツ・トレジャリーの収益、HSBCホールディングスの正味支払利息およびアルゼンチンのハイパーインフレは、それぞれの収益および費用とよりよく調整するために、グローバル事業に割り当てられた。この割当要素となる2021年のマーケッツ・トレジャリーの収益合計は2,339百万米ドル（2020年は2,849百万米ドル、2019年は2,075百万米ドル）であった。

3　「正味営業収益」とは、ECLおよびその他の減損費用の変動考慮前正味営業収益をいう（「収益」とも表記される。）。

財務成績

税引前当期純利益（調整後数値）は2.8十億米ドルで、2020年度より1.3十億米ドル増加した。これは、関連会社および合弁会社からの利益持分（調整済数値）の増加および営業費用（調整済数値）の有利な正味変動によるものであったが、収益（調整済数値）の不利な変動により一部相殺された。

当期における収益（調整済数値）は、当グループの長期債券および関連スワップの金利リスクおよび為替リスクの経済的ヘッジに関連した0.3十億米ドルの正味公正価値の悪化により、主にセントラル・トレジャリーにおいて、前年度に比して0.2十億米ドル減少した。ただしこれは、2020年度に生じていた投資不動産に対する再評価損が生じなかったことから、一部相殺されている。

営業費用（調整済数値）は0.2十億米ドルの正味利益となり、2020年度と比べると0.6十億米ドル減少した。これは、全世界のバランスシートではなく英国のバランスシートのみを含むように計算基礎が変更されたことを反映して、英国銀行税が0.6十億米ドル減少したことおよび2020年度の支出に関連した0.1十億米ドルの還付によりもたらされた。さらに2021年度には、英国銀行税が当グループのグローバル事業（特にGBM）に一部割り当てられた結果、さらに0.2十億米ドルが削減された。これらの変更の効果によって、2020年度は0.8十億米ドルの損失に比較して、コーポレート・センターにおいて0.1十億米ドルの正味利益が生じた。この営業費用の減少は、当グループのグローバル事業からの回収の減少により、一部相殺された。

関連会社および合弁会社からの利益持分（調整済数値）は、0.8十億米ドル増加して3.0十億米ドルとなった。この増加は、2020年度と比べて資産再評価額が回復したことを反映して、BoComおよびSABBならびに英国のBGFから生じた。

資本の概観

自己資本充足度の指標

	2021年12月31日現在	2020年12月31日現在
RWA（十億米ドル）		
信用リスク	**680.6**	691.9
カウンターパーティ信用リスク	**35.9**	42.8
市場リスク	**32.9**	28.5
オペレーショナル・リスク	**88.9**	94.3
RWA合計	**838.3**	857.5
資本（移行措置ベース）（十億米ドル）		
CET１	**132.6**	136.1
Tier１資本	**156.3**	160.2
資本合計	**177.8**	184.4
資本比率（移行措置ベース）（%）		
CET１比率	**15.8**	15.9
Tier１資本比率	**18.6**	18.7
総資本比率	**21.2**	21.5
資本（全面適用ベース）（十億米ドル）		
CET１	**132.6**	136.1
Tier１資本	**155.0**	158.5
資本合計	**167.5**	173.2
資本比率（全面適用ベース）（%）		
CET１比率	**15.8**	15.9
Tier１資本比率	**18.5**	18.5
総資本比率	**20.0**	20.2
流動性カバレッジ比率（以下「LCR」という。）		
高品質の流動資産合計（十億米ドル）	**717.0**	677.9
純資金支出合計（十億米ドル）	**518.0**	487.3

	2021年12月31日現在	2020年12月31日現在
LCR比率（%）	**138.4**	139.1

EU規則およびEU指令（技術基準を含む。）という用語は、（該当する場合には）2018年欧州連合離脱法に基づき英国法に国内法化されたものとして、英国の該当する規則または指令という用語に読み替えられるものとし、英国法に基づくその後の改正を含む。

上記の表内の資本の数値および比率は、改正資本要求規則および資本要求指令（施行済）（以下「CRR II」という。）に準拠して算出されている。表は、資本商品に関するCRR IIの移行措置に基づいたものおよび終点（エンドポイント）として知られている全面適用されたものを示している。上表の終点（エンドポイント）の数値には、IFRS第９号のためのCRR IIにおける規制経過措置による恩恵が含まれている。適用可能な場合は、新型コロナウイルスのパンデミックの影響軽減を目的とした政府の救済スキームも反映される。

当グループのCET１比率は、2020年12月31日現在の15.9%から2021年12月31日現在は15.8%となった。変革計画に基づくRWA削減および資産の質の有利な変動によって、RWAは減少した。CET１は、規制上の控除および資本生成を控除した公正価値の変動の増加によって減少した。

2022年度上半期財務概観

財務成績（財務報告数値）

財務報告数値	2022年度上半期 百万米ドル	2021年度上半期 百万米ドル	2021年度下半期 百万米ドル
正味営業収益（ECLおよびその他の信用減損費用の変動控除前）（以下「収益」という。）	**25,236**	25,551	24,001
ECL	**(1,090)**	719	209
正味営業収益	**24,146**	26,270	24,210
営業費用合計	**(16,419)**	(17,087)	(17,533)
営業利益／（損失）	**7,727**	9,183	6,677
関連会社および合弁会社からの利益持分	**1,449**	1,656	1,390
税引前当期純利益	**9,176**	10,839	8,067
法人税収入／（費用）	**39**	(2,417)	(1,796)
税引後当期純利益／（損失）	**9,215**	8,422	6,271

業績（財務報告数値）－2022年度上半期対2021年度上半期

当期純利益（財務報告数値）

2022年度上半期の税引後当期純利益(財務報告数値)は、2021年度上半期から0.8十億米ドル増の9.2十億米ドルとなった。これには、過去の損失に基づく繰延税資産の認識による1.8十億米ドルの利益が含まれていた。これは英国の税務グループの利益予測が改善し、予想されていたこれらの損失が早期に適用された結果である。

税引前当期純利益（財務報告数値）は9.2十億米ドルとなり、2021年度上半期においてECLの正味戻入れが生じたのに対し当期はECLを正味繰入れしたことから、前年同期比1.7十億米ドル減となった。2022年度上半期のECLの正味繰入れはステージ３引当金に加え、経済の先行き不透明感およびインフレ圧力の増大の影響を含んでいる。収益（財務報告数値）は、主に外貨換算の差異によって減少した一方、当グループのすべてのグローバル事業において金利上昇から受けた好影響を反映し、当グループのMSS事業はボラティリティの上昇から利益を得た。WPBのウェルスは、保険販売は堅調ではあったが、保険引受に対する不利な市場影響と投資商品販売の収益低下から、収益が低下した。当グループの関連会社および合弁会社からの利益持分（財務報告数値）も減少した。これらは、主に外貨換算の差異の影響を受けて営業費用（財務報告数値）が４％減少したことで、一部相殺された。

税引前当期純利益（財務報告数値）の減少には、0.4十億米ドルの外貨換算差損に加え、2022年度上半期中に計画された当グループのギリシャにおける支店業務およびロシアにおける事業の売却に関連した0.3十億米ドルの損失が含まれていた。また、組織再編費用および関連するその他の費用の0.1十億米ドルの増加も含まれていた。

当グループは依然として外国為替のボラティリティに晒されている。特に米ドルは多くの主要通貨に対して上昇しているが、これは米ドル以外の通貨建てで財務報告をしている当グループの事業体（特に欧州の事業体）からの米ドル換算された財務成績に影響を与えるであろう。当グループの正味受取利息に関する予想および当グループの費用予想の基準から外貨換算の差異の影響を除外するために、当グループは各報告期間末時点のこれらを再換算するつもりである。

IFRS第17号「保険契約」は、企業が締結する保険契約および保有する再保険契約の会計に適用される要件を規定している。IFRS第17号は2023年１月１日に発効することから、当グループの保険事業の利益の認識に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

収益（財務報告数値）

2022年度上半期の収益（財務報告基準）は25.2十億米ドルで、2021年度上半期から0.3十億米ドル（１%）減少した。これは主に、外貨換算の差異の1.1十億米ドルの不利な影響による。また、上述の計画された売却に関連した0.3十億米ドルの損失も含まれていた。

正味受取利息は、金利上昇が主にCMBおよびGBMのGLCMならびにWPBのパーソナル・バンキングに好影響を与えたことを反映して1.4十億米ドル増加した。ただし、外貨換算の差異から悪影響を被り、一部相殺された。GBMでは、グローバル外国為替業務の収益が市場のボラティリティの上昇から利益を得た。またWPBの保険事業の販売は堅調で、このサービスを提供するための費用を反映するために香港において当グループに預託されている保険契約者の資金の保険料率を更新したことで得られた0.3十億米ドルの収入を含んでいた。GTRFの業績は2022年度上半期中に残高が増加したことから、特にCMBにおいて引き続き堅調であった。

これらの増加は、市場から413百万米ドルの好影響を受けた2021年度上半期と比べ株式市場が低迷したこともあり、WPBの保険引受の654百万米ドルの不利な市場影響によって一部相殺された。抑制された顧客心理により株式市場は低迷し、2022年第１四半期の香港における新型コロナウイルスに関連した規制によって当グループの支店網の一部が一時的に閉鎖されたことから、投資分配の収益は減少した。GBMでは、再評価益が2021年度上半期と比べ減少し、自己資金投資の収益減少を招いた。さらに、当グループのグローバル事業に割り当てられているマーケッツ・トレジャリーの収益の減少は、処分益の減少を反映していた。

ECL（財務報告数値）

ECL（財務報告数値）は、2021年度上半期が0.7十億米ドルの正味戻入れだったのに対し、この2022年度上半期は1.1十億米ドルの正味繰入れとなった。この2022年度上半期の認識は、主に、中国本土の商業不動産セクターおよび対ロシアへのエクスポージャーに関連した認識を含む、0.8十億米ドルのステージ３引当金の認識を反映していた。当グループはまた、経済の先行き不透明感およびインフレ圧力の高まりを受けて、追加のステージ１引当金およびステージ２引当金を認識した。これは、残存していた新型コロナウイルス関連の引当金の多くを戻し入れたことで、一部相殺された。これに対し2021年度上半期は正味戻入れが生じたが、これは2020年に積み立てた新型コロナウイルス関連の引当金に主に関連するものであった。

当グループは引き続き、景気見通しに関する共通認識がさらに悪化するというリスクの可能性を踏まえて、当グループのECLの認識が2022年中の平均貸付の30bpsに向けて正常化すると予想している。

当グループはまた、特定の主要な脆弱セクター（特に中国本土の不動産セクターに対する法人向けオフショア金融）における外部要因の展開を引き続き注視する。

営業費用（財務報告数値）

営業費用（財務報告数値）は16.4十億米ドルで、2021年度上半期から0.7十億米ドル（４%）減少した。これには外貨換算の差異における0.7十億米ドルの有利な影響が含まれていたが、組織再編費用および関連するその他の費用の0.2十億米ドルの増加により一部相殺されている。

かかる減少も、当グループの費用削減の取組みの1.1十億米ドルの影響および業績連動報酬の発生の0.4十億米ドルの減少を反映している。予想される通年の利益によって、かかる業績連動報酬は当グループ全体で段階的に発生する。2021年度上半期の利益はECLの多額の戻入れを享受していたので、当グループは2022年度上半期よりも多い業績連動報酬の計上を認識していた。これらの要素を、継続的な技術投資（0.2十億米ドルの費用削減分込み）の0.4十億米ドルの増加およびアジアにおけるウェルス事業への継続的な投資の0.2十億米ドルの増加とともに、インフレの高進、規制に関連した投資、取引高の増加およびマーケティングによる増加が大幅に上回った。

関連会社および合弁会社からの利益持分（財務報告数値）

関連会社および合弁会社からの利益持分（財務報告数値）は1.4十億米ドルで、2021年度上半期より0.2十億米ドル（13%）減少した。主に、2021年度上半期は資産評価額の回復によるBGFからの利益持分が2022年度上半期よりも多かったためであった。

税金

2022年度上半期は、HSBCホールディングスの過去の税務上の損失からの繰延税金資産の認識から生じた1.8十億米ドルの繰戻を主たる要因として、39百万米ドルの繰戻が生じた。これは英国の税務グループの利益予測が改善し、予想されていたこれらの損失が早期に適用された結果であり、その回復の可能性に関する先行き不透明感が減少したためである。これを除けば、2022年度上半期の実効税率は19.4%で、2023年４月１日から英国の銀行に対する法人税の付加税率が８%から３%に引き下げられる法律が実質的に成立したことを受けた繰延税金残高の再測定により下落した。2021年度上半期の実効税率は、22.3%であった。

調整後業績

Interim Report 2022の110ページに記載されたInterim Condensed Financial Statementsの注記に詳述しているとおり、当グループの財務成績（財務報告数値）は、IFRSに準拠して作成されている。

当グループはまた、代替する業績指標（non-GAAP財務指標）を使用している。これらには調整後業績が含まれ、当グループは内部報告および外部報告に合わせて調整後業績指標を使用し、経営陣が重要であるとみなす項目を特定および定量化し、経営陣が前年同期比での業績をどのように評価するかについての洞察を提供している。これら代替する業績指標は、◭記号で強調表示されている。

調整後業績を算出するに当たり、当グループは以下の項目を調整している。

― 外貨換算差異の前年同期比影響。

― 前年同期との比較を歪める重要な項目の影響のうち、事業の基調となるトレンドをよりよく理解するために除外されたもの。

当グループのグローバル事業の財務成績は、調整後ベースで表示されており、これは当グループのグローバル事業の業績の管理・評価方法に一致している。

	2022年度上半期	2021年度上半期	2021年度下半期	2022年度上半期と2021年度上半期との比較	
調整後業績	**百万米ドル**	百万米ドル	百万米ドル	**百万米ドル**	**%**
収益	**25,690**	24,734	23,577	**956**	**4**
ECL	**(1,090)**	675	174	**(1,765)**	**>(100)**
営業費用合計	**(15,376)**	(15,520)	(15,447)	**144**	**1**
営業利益	**9,224**	9,889	8,304	**(665)**	**(7)**
関連会社および合弁会社からの利益持分	**1,449**	1,649	1,377	**(200)**	**(12)**
税引前当期純利益	**10,673**	11,538	9,681	**(865)**	**(7)**

調整後業績－2022年度上半期対2021年度上半期

税引前当期純利益（調整後数値）

税引前当期純利益（調整後数値）は10.7十億米ドルとなり、0.9十億米ドル減少した。2021年度上半期にはECLの正味戻入れが生じたのに対し、ECLの正味繰入れ（調整後数値）が生じたためである。2022年度上半期のECLの正味繰入れにはステージ３引当金とともに、景気見通しの先行き不透明感およびインフレ圧力の高まりの影響が含まれていた。主に当グループのすべてのグローバル事業における金利上昇が好影響を及ぼし、当グループのMSS事業に対するボラティリティの上昇もプラスに働き、収益（調整後数値）が増加した。ただしこれは、保険の販売が堅調だったにもかかわらず、保険引受に対し市場が不利に変動したことおよびWPBにおける投資分配収益が低下したことで、一部相殺された。強力なコスト規律を反映して営業費用（調整後数値）は１％減少したが、関連会社および合弁会社からの利益持分（調整後数値）も減少した。

収益（調整後数値）

当期における収益（調整後数値）は25.7十億米ドルとなり、2021年度上半期から1.0十億米ドル（４％）増加した。この増加は、主にCMBおよびGBMのGLCMならびにWPBのパーソナル・バンキングにおける金利上昇の有利な影響およびバランスシートの伸びによる正味受取利息の増加によってもたらされた。GBMのグローバル外国為替業務が利益を得たのは、市場ボラティリティが上昇し、WPBにおける当グループの保険事業の販売が堅調であり、新規保険契約の価値が0.2十億米ドル（39%）増加したことによる。さらに、保険収益には、香港の保険契約者の預かり資産にかかる費用を反映させた価格改定にともなう0.3十億米ドルの利益も含まれていた。当グループは当期上半期中に継続して残高を伸ばしたため、GTRF（特にCMB）の業績は依然として堅調であった。

かかる増加は、株式市場の低迷を反映して、WPBにおける保険引受に対する市場の1.0十億米ドルの不利な変動によって一部相殺された。抑制された顧客心理により株式市場が低迷し、2022年第１四半期の香港における新型コロナウイルスに関連した規制によって当グループの支店網の一部が一時的に閉鎖されたことから、投資分配収益が減少した。GBMでの自己資金投資は、2021年度上半期に比べて再評価益が低下したことで、収益が減少した。マーケッツ・トレジャリーに関する収益は、処分益が減少したために0.4十億米ドル減少した。かかる収益は、当グループのグローバル事業に割り当てられている。

ECL（調整後数値）

ECL（調整済数値）は外貨換算の差異について対前年同期の影響を除外しているが、2021年度上半期には0.7十億米ドルの正味戻入れが生じたのに対し、1.1十億米ドルが正味繰入れされた。2022年度上半期の繰入れは、中国本土の商業不動産セクターに関連した計上に加え、ロシアへのエクスポージャーに対する計上を含め、主に0.8十億米ドルのステージ３引当金を反映していた。当グループはまた、景気見通しの先行き不透明感およびインフレ圧力の高まりを受けて、ステージ１引当金およびステージ２引当金を追加計上したが、残存していた新型コロナウイルス関連の引当金の多くを戻し入れたことで、一部相殺された。これに対し2021年度上半期は、2020年に積み立てられた新型コロナウイルス関連の引当金に主に関連して、正味戻入れが行われていた。

営業費用（調整後数値）

営業費用（調整後数値）は15.4十億米ドルで、0.1十億米ドル（１%）減少した。これは、当グループの費用削減の取組みの1.1十億米ドルの影響および業績連動報酬の発生の0.4十億米ドルの減少を反映していた。予想される通年の利益によって、かかる業績連動報酬は当グループ全体で段階的に発生する。2021年度上半期の利益はECLの多額の戻入れによるものであったので、当グループは2022年度上半期に比べより大きな割合の業績連動報酬費用の計上を認識していた。かかる営業費用（調整後数値）の減少は、技術への継続的な投資の0.4十億米ドルの増加（0.2十億米ドルの費用削減分込み）およびアジアにおけるウェルス事業への継続的な投資の0.2十億米ドルの増加とともに、高進するインフレ、規制に関連した投資、取引高の増加およびマーケティングによる増加で一部打ち消された。

FTEで表示される2022年６月30日現在の従業員数は218,866名であり、2021年12月31日現在と比べ831名減少した。また2022年６月30日現在の契約社員数は、450名増の6,642名となっている。

関連会社および合弁会社からの利益持分（調整後数値）

関連会社および合弁会社からの利益持分（調整後数値）は、2021年度上半期において主に資産評価額の回復によるBGFからの利益持分を2022年度上半期より多く含んでいたことから、当期は2021年度上半期から0.2十億米ドル（12%）減の1.4十億米ドルとなった。

税引前当期純利益の財務報告数値から調整後数値への調整

	2022年度上半期	2021年度上半期	2021年度下半期
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル
税引前当期純利益（財務報告数値）	**9,176**	10,839	8,067

為替換算	-	(371)	(249)
重要な項目：	1,497	1,070	1,863
- 顧客損害賠償プログラム合計	8	(1)	39
- 処分、買収および新規事業への投資合計	288	-	-
- 金融商品の公正価値の変動	220	194	48
- のれんおよびその他の無形資産の減損	9	-	587
- 再編その他関連費用合計	972	918	1,225
- 法規制問題に関連する和解金および引当金	-	-	-
- 最低保証年金給付金の過去勤務費用の平準化	-	-	-
- のれんの減損（関連会社および合弁会社からの利益持分）	-	-	-
- 重要な項目の為替換算	-	(41)	(36)
税引前当期純利益（調整後数値）	**10,673**	11,538	9,681

バランスシートおよび資本

健全なバランスシート

資産合計は3.0兆米ドルで、2021年12月31日現在から財務報告数値ベースで27十億米ドル増加した。これには、外貨換算の差異の146十億米ドルの差損が含まれていた。恒常為替レート・ベースでは、主にデリバティブ資産残高の増加および顧客に対する貸付金の増加により、資産合計は173十億米ドル増加した。さらに決済勘定および現金担保残高が増加した。

顧客に対する貸付金（財務報告数値）は17十億米ドル減の1.0兆米ドルとなったが、恒常為替レート・ベースでは34十億米ドルの増加であった。WPBでは住宅ローン残高が英国、オーストラリアおよび香港で増加し、CMBおよびGBMでは中長期貸付および当座貸越が増加した。顧客からの預金（財務報告数値）は59十億米ドル減の1.7兆米ドルとなったが、顧客が金利上昇の恩恵を得たことから、恒常為替レート・ベースでは24十億米ドルの増加となった。

顧客からの預金に対する顧客貸付金の割合は62.3%で、2021年12月31日現在の61.1%を上回った。

分配可能積立金

HSBCホールディングスの2022年６月30日現在の分配可能積立金は、2021年12月31日現在の32.2十億米ドルに対し、33.6十億米ドルとなった。かかる増加は、主に6.5十億米ドルの稼得利益によるものであったが、4.2十億米ドルの普通株式配当支払およびその他Tier１資本の利息分配金ならびに当グループの自社株買い制度に関連する１十億米ドルにより相殺された。

自己資本ポジション

当グループは、資本効率の最適化を図りつつ、当グループの事業戦略を支え、ストレス時を含め常時規制要件を遵守できるように、当グループの自己資本ポジションを積極的に管理している。このために当グループは、数々の方法を用いて当グループの自己資本ポジションを監視している。

これには、当グループの自己資本比率および当グループの自己資本比率に対するストレスの影響が含まれる。

2022年６月30日現在の当グループのCET１比率は13.6%で、2021年12月31日現在の15.8%から下落した。これは、イールド・カーブが右上がりの傾斜を強めたことで生じた金融商品の株式評価損を含むCET１資本の16.8十億米ドルの減少および13.4十億米ドルのRWAの増加を反映していた。

流動性ポジション

当グループは、当グループの事業戦略を支え、ストレス時を含め常時規制要件を遵守できるように、当グループの流動性および資金調達を積極的に管理している。このために当グループは、流動性カバレッジ比率（以下「LCR」という。）および安定調達比率を含めたより幅広い様々な測定方法を用いて流動性ポジションを監視している。2022年６月30日現在、当グループのLCRは134%で、657十億米ドルの高品質の流動資産を保有していた。

グローバル事業部門

ウェルス・アンド・パーソナル・バンキング

WPBでは、アジアにおける富裕層向セールス網の拡大のために、デジタル機能および人材に引き続き投資し、当グループの顧客の海外ニーズに対応した。業績は、2021年度上半期においてECLの戻入れを生じたのに対し、前年同期よりも通常化されたECLの認識により悪影響を被った。収益実績は、保険事業に対する不利な市場影響および株式市場における顧客の活動の停滞を、当グループの保険事業における堅調な販売、金利上昇およびバランスシートの伸びが緩和したことで、当グループ商品の多角化から利益を享受した。

調整後業績	2022年度上半期	2021年度上半期	2021年度下半期	2022年度上半期と2021年度上半期との比較	
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	%
正味営業収益	**10,922**	10,980	10,439	**(58)**	**(1)**
ECL	**(573)**	38	215	**(611)**	**>(100)**
営業費用	**(7,411)**	(7,277)	(7,574)	**(134)**	**(2)**
関連会社および合弁会社からの利益持分	**8**	10	24	**(2)**	**(20)**
税引前当期純利益	**2,946**	3,751	3,104	**(805)**	**(21)**
RoTE（重要な項目控除後）（年率換算、年度初めからの累計値）（%）	**8.4**	17.9	15.2		

収益（調整後数値）に対する経営陣の見解	2022年度上半期	2021年度上半期	2021年度下半期	2022年度上半期と2021年度上半期との比較	
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	%

ウェルス	**4,110**	4,762	4,137	**(652)**	**(14)**
- 投資商品販売	**1,617**	1,847	1,573	**(230)**	**(12)**
- グローバル・プライベート・バンキング	**945**	905	870	**40**	**4**
正味受取利息	**388**	310	320	**78**	**25**
受取利息以外の収益	**557**	595	550	**(38)**	**(6)**
- 生命保険引受	**1,010**	1,437	1,090	**(427)**	**(30)**
- 資産管理	**538**	573	604	**(35)**	**(6)**
パーソナル・バンキング	**6,656**	5,870	5,994	**786**	**13**
- 正味受取利息	**6,004**	5,211	5,299	**793**	**15**
- 受取利息以外の収益	**652**	659	695	**(7)**	**(1)**
その他[1]	**156**	348	308	**(192)**	**(55)**
正味営業利益[2]	**10,922**	10,980	10,439	**(58)**	**(1)**

1　「その他」には、マーケッツ・トレジャリー、HSBCホールディングスの支払利息およびハイパーインフレが含まれている。また、個人向け保険および信用保護保険の販売および組成（該当する場合。）、処分益およびその他の商品以外の特定所得が含まれる。

2　「正味営業収益」とは、ECLおよびその他の減損費用の変動考慮前正味営業収益をいう（「収益」とも表記される。）。

	2022年度上半期	2021年度下半期	2021年度上半期
	十億米ドル	十億米ドル	十億米ドル
税引前当期純利益（調整後数値）	**2.9**	3.1	3.8
正味営業収益（調整後数値）	**10.9**	10.4	11.0

財務成績

2022年度上半期の税引前当期純利益（調整後数値）は2.9十億米ドルで、2021年度上半期より0.8十億米ドル減少した。これは、生命保険引受における1.0十億米ドルの不利な市場影響によりもたらされたウェルス事業の収益減少を反映していた。ただし、金利が上昇しバランスシートが伸びたことで正味受取利息が0.8十億米ドル増加し、パーソナル・バンキングにおいて保険販売が堅調に推移し収益が増加して、かかる減少をほぼ相殺した。また、2021年度上半期は少額ではあるがECLの正味戻入れが生じたのに対し、当期はECLの0.6十億米ドルの正味繰入れ（調整後数値）が生じ、営業費用（調整後数値）も0.1十億米ドル増加した。

収益（調整後数値）は10.9十億米ドルで、1.0十億米ドルの不利な市場影響が生じたものの、0.1十億米ドル（１％）の減少にとどまった。

ウェルス事業の収益は4.1十億米ドルで、0.7十億米ドル（14%）減少した。

－ 生命保険引受の収益は、市場動向による1,046百万米ドルの不利な正味変動により0.4十億米ドル減少した。2021年度上半期における392百万米ドルの有利な市場影響に対し654百万米ドルの不利な影響となったのは、株式市場の低迷を反映していた。ただし、主に香港において革新的な提供商品の導入およびデジタル機能の拡張を反映して新規事業の評価額が堅調に増加し、0.2十億米ドル（39%）増の739百万米ドルとなった。さらに、保険サービス提供のための費用を反映するために香港において当グループに預託されている保険契約者の資金のための保険料率を更新したことで得られた0.3十億米ドルを含んでいた。また当グループは、AXAシンガポール買収完了時に0.1十億米ドルの暫定利益を認識した。

－ 消極的な顧客心理が株式市場の低迷をもたらし、2022年第１四半期の香港における新型コロナウイルスに関連した規制によって当グループの支店網の一部が一時的に閉鎖されたことから、投資分配収益は0.2十億米ドル（12%）減少した。

－ グローバル・プライベート・バンキングでは、正味受取利息にかかる金利上昇が好影響を及ぼし、年金保険料収入が増加したため、収益は40百万米ドル（４%）の増加となった。この増加は、堅調であった2021年度上半期と比べ顧客の活動の低迷を反映した仲介手数料および売買収入の減少により、一部相殺された。

－ 資産管理収益は、市況の悪化が当グループのシード投資勘定において評価損をもたらしたため、６%減少した。ただしこれは、堅調に推移している正味20十億米ドルの新規投資資産からの管理手数料の増加により、一部相殺された。

パーソナル・バンキングの収益は6.7十億米ドルで、0.8十億米ドル（13%）増加した。

－ 正味受取利息は、金利上昇およびバランスシートの堅調な伸びを受けて0.8十億米ドル増加した。預金残高は43十億米ドル（５%）、住宅ローン貸付は22十億米ドル（７%）増加し、すべての営業地域（特に英国および香港）で増加がみられた。主に英国およびメキシコにおいて無担保貸付が増加し、全体で２十億米ドル（６%）増となった。

－ 受取利息以外の収益は、当グループのアプローチを業界慣行と一致させるために英国において早期返済費用を正味受取利息へ再分類したことにより生じた33百万米ドルに主に影響を受けて、７百万米ドル（１%）の減少となった。

その他の収益は、主にマーケッツ・トレジャリーから割り当てられた収益の減少により、0.2十億米ドル減少した。

ECL（調整後数値）は、新型コロナウイルス関連引当金の少額戻入れが生じた2021年度上半期と比べ、0.6十億米ドルの正味繰入れとなった。2022年度上半期は、当グループの融資先の信用の質は堅調に推移していたものの、先行き不透明感およびインフレ圧力の高まりを受けた景気見通しの悪化を反映し、ECLを計上した。2020年度に計上した新型コロナウイルス関連引当金から、2021年度上半期の少額戻入れが生じた。

営業費用（調整後数値）は、特にアジアでの富裕層向サービスへの継続的な投資およびインフレ高進の影響により、0.1十億米ドル（２%）増の7.4十億米ドルとなった。ただしこれは、当グループの費用削減の取組みの効果および当グループ全体での業務連動報酬の段階的発生により一部相殺されている。

コマーシャル・バンキング（CMB）

2022年度上半期においてCMBは、最近のサプライ・チェーンの制約を切り抜けつつ、貸付を増加させ、世界的な取引量の回復への当グループの顧客の参加を可能とした。当グループは技術への投資を継続し、顧客を下支えし当グループとの銀行取引をより容易にするための新たなプラットフォームを導入した。金利上昇により、CMBの全主要商品（特にGLCMの商品）において堅調な収益実績がみられたが、正味戻入れが生じた2021年度上半期に比べ、ECLの認識が一層通常化されたことにより一部相殺された。

	2022年度上半期	2021年度上半期	2021年度下半期	**2022年度上半期と2021年度上半期との比較**	
調整後業績	**百万米ドル**	百万米ドル	百万米ドル	**百万米ドル**	**%**
正味営業収益	**7,217**	6,353	6,556	**864**	**14**
ECL	**(288)**	228	40	**(516)**	**>(100)**
営業費用	**(3,351)**	(3,371)	(3,355)	**20**	**1**
関連会社および合弁会社からの利益持分	**-**	1	-	**(1)**	**(100)**
税引前当期純利益	**3,578**	3,211	3,241	**367**	**11**
RoTE（重要な項目控除後）（年率換算、年度初めからの累計値）（%）	**12.6**	11.1	10.8		

	2022年度上半期	2021年度上半期	2021年度下半期	**2022年度上半期と2021年度上半期との比較**	
収益（調整後数値）に対する経営陣の見解	**百万米ドル**	百万米ドル	百万米ドル	**百万米ドル**	**%**
グローバル・トレード・アンド・レシーバブルズ・ファイナンス（GTRF）	**1,078**	896	984	**182**	**20**
クレジット・アンド・レンディング	**2,971**	2,833	2,995	**138**	**5**
グローバル・リクイディティ・アンド・キャッシュ・マネジメント（GLCM）	**2,369**	1,669	1,779	**700**	**42**
マーケッツ商品、インシュアランス・アンド・インベストメントおよびその他[1]	**799**	955	798	**(156)**	**(16)**
- うち、マーケッツ・アンド・セキュリティーズ・サービス（MSS）およびバンキング商品の収益持分	**608**	504	514	**104**	**21**
正味営業収益[2]	**7,217**	6,353	6,556	**864**	**14**

1　CMBの顧客に対するマーケッツ・アンド・セキュリティーズ・サービシーズおよびバンキングの商品販売から得た収益のCMBの持分を含む。これらの商品のCMBの顧客に対する販売から得た収益のGBMの持分は、GBMの収益（調整後数値）に対する

経営陣の見解の対応する項目に含まれている。また、マーケッツ・トレジャリーからの配賦収益、HSBCホールディングスの支払利息およびハイパーインフレを含んでいる。

2　「正味営業収益」とは、ECLおよびその他の減損費用の変動考慮前正味営業収益をいう（「収益」とも表記される。）。

	2022年度上半期	2021年度下半期	2021年度上半期
	十億米ドル	十億米ドル	十億米ドル
税引前当期純利益（調整後数値）	3.6	3.2	3.2
正味営業収益（調整後数値）	7.2	6.6	6.4

財務成績

税引前当期純利益（調整後数値）は3.6十億米ドルであり、2021年度上半期から0.4十億米ドル（11%）増加した。これは、特にGLCMの正味受取利息の51%の増加を含め、CMBの全主要商品の収益（調整後数値）の増加によりもたらされた。ただし、新型コロナウイルス関連の戻入れが生じた2021年度上半期に比べ、2022年度上半期はECLの正味繰入れ（調整後数値）により一部相殺された。営業費用（調整後数値）は、コスト規律が継続投資による支出を上回ったため、１%の減少となった。

当期における収益（調整後数値）は7.2十億米ドルで、2021年度上半期に比べ0.9十億米ドル（14%）の増加となった。

－　GLCMの収益は、全地域（特に欧州およびアジア）において二桁の増加を示し、0.7十億米ドル（42%）増となった。これは、金利上昇および価格設定を反映したマージンの上昇ならびに平均残高が８%増加したことによりもたらされた。2021年６月30日現在と比べ期末残高は６%増加した。また当グループが手数料について戦略的に新たに取り組んだことで全地域において増加し、受取手数料は23%増加した。

－　GTRFの収益も、全地域（特にアジアおよび英国）において二桁の増加率を示し、0.2十億米ドル（20%）増となった。これは、平均取引残高の継続的な増加（2021年度上半期から25%増）によりもたらされた。2022年６月30日現在の取引期末残高は、2021年12月31日現在と比べ８%増加し、マージンの改善から利益を得た。受取手数料は９%増加した。

－　クレジット・アンド・レンディングの収益は、2021年度上半期と比べてマージンが拡大し平均残高が１%増加したことから全地域において増加が示され、0.1十億米ドル（５%）の増加となった。2022年６月30日現在の期末残高は、北米およびアジアでの増加を反映して、2021年12月31日現在と比べ４%増加した。また受取手数料も４%増加した。

－　マーケッツ商品、保険および投資ならびにその他の収益は、0.1十億米ドルのマーケッツ・トレジャリーの収益の割当分の減少および0.1十億米ドルのハイパーインフレを考慮した会計の悪影響を反映して、0.2十億米ドル（16%）減少した。ただしこれは、GBM商品（特に外国為替）からのコラボレーション売上の0.1十億米ドル（21%）の増加により一部相殺された。

ECL（調整後数値）は、特に中国本土の商業不動産セクターへのエクスポージャーに対するステージ３引当金関連を中心に、0.3十億米ドルの正味繰入れを生じた。また当グループのステージ１引当金お

よびステージ２引当金は、特に英国のホテル部門に関連する新型コロナウイルス関連の引当金の戻入れが先行き不透明感およびインフレ圧力の高まりを受けた景気見通しの悪化の影響により一部相殺されたものの、2022年度上半期に正味戻入れとなった。これに対し2021年度上半期は、2020年に積み立てた新型コロナウイルス関連の引当金の戻入れを反映して、0.2十億米ドルのECLの正味戻入れとなった。

営業費用（調整済数値）は3.4十億米ドルで、20百万米ドル（１%）減少した。これは、裁量的支出効率および雇用効率におけるコスト規律の継続とともに、当グループの費用削減の取組みおよび当グループ全体の業績連動報酬の段階的発生の影響を反映していた。ただし、継続的な技術投資およびインフレ高進の影響がかかる減少を上回った。

グローバル・バンキング・アンド・マーケッツ（GBM）

GBMは、当グループの費用削減の取組みを具現化しつつ、当グループの顧客を支援し当グループのオペレーショナル・レジリエンスを改善するために、2022年度上半期中は技術投資を継続した。金融市場のボラティリティの上昇および金利上昇により、当グループは良好な収益実績を達成した。税引前当期純利益（調整後数値）は、ECLの戻入れが生じた2021年度上半期と比べ、経済の先行き不透明感の高まりを反映したECLの認識によって減少した。

	2022年度上半期	2021年度上半期	2021年度下半期	**2022年度上半期と2021年度上半期との比較**	
調整後業績	**百万米ドル**	百万米ドル	百万米ドル	**百万米ドル**	**%**
正味営業収益	**7,841**	7,518	6,878	**323**	**4**
ECL	**(227)**	405	(80)	**(632)**	**>(100)**
営業費用	**(4,735)**	(4,724)	(4,831)	**(11)**	**-**
関連会社および合弁会社からの利益持分	**-**	-	-	**-**	**-**
税引前当期純利益	**2,879**	3,199	1,967	**(320)**	**(10)**
RoTE（重要な項目控除後）（年率換算、年度初めからの累計値）（%）	**10.9**	10.7	8.6		

	2022年度上半期	2021年度上半期	2021年度下半期	**2022年度上半期と2021年度上半期との比較**	
収益（調整後数値）に対する経営陣の見解	**百万米ドル**	百万米ドル	百万米ドル	**百万米ドル**	**%**
MSS	**4,700**	4,257	3,741	**443**	**10**
- 証券サービス	**973**	885	969	**88**	**10**
- グローバル債券市場	**436**	683	164	**(247)**	**(36)**
- グローバル外国為替	**2,214**	1,618	1,621	**596**	**37**
- 株式	**616**	615	566	**1**	**-**

- 証券金融	**468**	421	428	**47**	**11**
- 信用および資金調達評価調整	**(7)**	35	(7)	**(42)**	**>(100)**
バンキング	**3,399**	3,162	3,231	**237**	**7**
- GTRF	**373**	344	347	**29**	**8**
- GLCM	**1,164**	856	919	**308**	**36**
- クレジット・アンド・レンディング	**1,251**	1,261	1,257	**(10)**	**(1)**
- キャピタル・マーケッツ・アンド・アドバイザリー	**443**	587	627	**(144)**	**(25)**
- その他[1]	**168**	114	81	**54**	**47**
GBMその他	**(258)**	99	(94)	**(357)**	**>(100)**
- 自己資金投資	**81**	235	139	**(154)**	**(66)**
- その他[2]	**(339)**	(136)	(233)	**(203)**	**>(100)**
正味営業収益[3]	**7,841**	7,518	6,878	**323**	**4**

1　ポートフォリオ管理、資本に対する利益およびすべてのバンキング商品にかかるその他の資本配分を含む。

2　想定税額控除およびマーケッツ・トレジャリー、HSBCホールディングスの支払利息ならびにハイパーインフレを含む。

3　「正味営業収益」とは、ECLおよびその他の減損費用の変動考慮前正味営業収益をいう（「収益」とも表記される。）。

	2022年度上半期	2021年度下半期	2021年度上半期
	十億米ドル	十億米ドル	十億米ドル
税引前当期純利益（調整後数値）	**2.9**	2.0	3.2
正味営業収益（調整後数値）	**7.8**	6.9	7.5

財務成績

税引前当期純利益（調整後数値）は2.9十億米ドルで、2021年度上半期から0.3十億米ドル（10%）減少した。2021年度上半期は0.4十億米ドルのECLの正味戻入れがなされたのに対し、主に第１四半期に計上された引当金により2022年度上半期はECL（調整後数値）の0.2十億米ドルの正味認識が生じたためである。収益（調整後数値）が増加した一方、営業費用（調整後数値）はほぼ横ばいであった。

収益（調整後数値）は7.8十億米ドルで、0.3十億米ドル（４%）増加した。

MSSの収益は、信用および資金調達評価調整において42百万米ドルの不利な変動が生じたにもかかわらず、顧客の活発な投資活動および堅固なリスク管理によって、0.4十億米ドル（10%）増加した。

― グローバル外国為替業務では、市場のボラティリティの上昇ならびにインフレ高進および金利上昇からのマクロ経済の影響により活発化した顧客の投資活動およびリスク管理を反映して、収益が0.6十億米ドル（37%）増加した。

― セキュリティーズ・サービスでは、世界的な金利上昇による正味受取利息の増加から、収益が0.1十億米ドル（10%）増加したものの、市場指数の下落が資産評価額に悪影響を及ぼしたことから受取手数料が減少して一部相殺した。

― 証券金融では、プライム・ファイナンスにおいて活発になった顧客活動から収益が47百万米ドル（11%）増加したものの、買戻契約商品にとってマクロ経済環境がより厳しくなったことで一部相殺された。

― グローバル債券市場業務では、発行債券の減少および先行き不透明で厳しい市況による顧客の活動低下を反映して、収益が0.2十億米ドル（36%）減少した。

バンキングの収益は0.2十億米ドル（７%）増加した。

― GLCMでは、世界的な金利上昇および平均残高が８%増加したことにより正味受取利息が増加したことを受けて、収益が0.3十億米ドル（36%）増加した。また、当グループの戦略的な新たな取組みを行ったことで、受取手数料が16%増加した。

― キャピタル・マーケッツおよびアドバイザリーでは、特に株式市場および債券市場において世界市場で手数料プールが大幅に減少したことに影響を受けて、収益が0.1十億米ドル（25%）減少した。

GBMその他では、2022年度上半期の再評価益が2021年度上半期よりも減少したことから、自己資金投資の収益が0.2十億米ドル減少した。また、マーケッツ・トレジャリーからの割当収益の減少も含まれていた。

ECL（調整後数値）は、2021年度上半期が0.4十億米ドルの戻入れが生じたのに対し、0.2十億米ドルの正味繰入れを生じた。2022年度上半期の正味繰入れは、先行き不透明感およびインフレ圧力の高まりによる景気見通しの悪化を反映していた。これに対し2021年度上半期は、2020年に積み立てた新型コロナウイルス関連の引当金の正味戻入れがあった。

営業費用（調整済数値）はほぼ横ばいであったが、これは、当グループの費用削減の取組みおよび当グループ全体での業績連動報酬の段階的発生が主要変革計画全体の戦略的投資の資金調達に役立ち、インフレ高進の影響を軽減したためであった。

コーポレート・センター

2022年度上半期のコーポレート・センターの業績は、収益（調整後数値）および関連会社および合弁会社からの利益持分（調整済数値）の減少を反映していたが、営業費用（調整後数値）の減少により一部相殺された。

	2022年度上半期	2021年度上半期	2021年度下半期	2022年度上半期と2021年度上半期との比較	
調整後業績	**百万米ドル**	百万米ドル	百万米ドル	**百万米ドル**	**%**
正味営業収益	**(290)**	(117)	(296)	**(173)**	**>(100)**
ECL	**(2)**	4	(1)	**(6)**	**>(100)**

営業費用	**121**	(148)	313	**269**	**>100**
関連会社および合弁会社からの利益持分	**1,441**	1,638	1,353	**(197)**	**(12)**
税引前当期純利益	**1,270**	1,377	1,369	**(107)**	**(8)**
RoTE（重要な項目控除後）（年率換算、年度初めからの累計値）（%）	**5.3**	5.1	5.6		

収益（調整後数値）に対する経営陣の見解	**2022年度上半期**	2021年度上半期	2021年度下半期	**2022年度上半期と2021年度上半期との比較**	
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	**百万米ドル**	**%**
セントラル・トレジャリー[1]	**(28)**	(54)	(45)	**26**	**48**
レガシー・ポートフォリオ	**4**	15	(47)	**(11)**	**(73)**
その他[2]	**(266)**	(78)	(204)	**(188)**	**>(100)**
正味営業収益[3]	**(290)**	(117)	(296)	**(173)**	**>(100)**

1　セントラル・トレジャリーは、発行済長期債券および関連スワップの28百万米ドルの評価損（2021年度上半期は54百万米ドルの評価損、2021年度下半期は45百万米ドルの評価損）を含む。

2　マーケッツ・トレジャリーの収益、HSBCホールディングスの正味支払利息およびアルゼンチンのハイパーインフレは、それぞれの収益および費用とよりよく調整するために、グローバル事業に割り当てられている。この割当要素となる2022年度上半期のマーケッツ・トレジャリーの収益合計は877百万米ドル（2021年度上半期は1,269百万米ドル、2021年度下半期は965百万米ドル）であった。

3　「正味営業収益」とは、ECLおよびその他の減損費用の変動考慮前正味営業収益をいう（「収益」とも表記される。）。

財務成績

税引前当期純利益（調整後数値）は1.3十億米ドルで、0.1十億米ドル（８%）減少した。

収益（調整済数値）は0.2十億米ドル減少したが、これは主に、取引の外貨換算関連評価損によるものであった。かかる減少には、資産の再評価に関連して2021年度上半期には得ていた利益が生じなかったことも含まれた。

営業費用（調整後数値）が0.3十億米ドル減少したのは、当グループのグローバル事業に割り当てられた費用の増加によるものであった。

関連会社および合弁会社からの利益持分（調整済数値）は、0.2十億米ドル減少して1.4十億米ドルとなった。これは主に、2021年度上半期が資産評価額の回復によるBGFからの利益持分増加を含んでいたためであった。